

2. 経営力の強化

(1) リスク管理態勢の充実

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	リスク管理の高度化に向けて、人材育成、データ整備、規程整備を図り、平成18年度中に、新規制の試行開始が実施できるよう、バーゼル に対応するリスク管理態勢を構築する。	行内ワーキンググループの組成 関連する部署から人材を募り、組織横断的に対応する。 各種セミナー参加、コンサルティング会社の活用検討 人材育成とともに、リスク管理の高度化を図る。 リスク計量化関連のシステム導入ならびに態勢整備 バーゼル 導入に向け、データ整備、規程整備を行う。	17年8月に新自己資本比率規制対応のワーキンググループを発足し、計画通りに進捗している。 18年3月に外部講師を招いての部長長向け「統合リスク管理」勉強会を実施した。	信用リスク管理システムについては、試行運用開始に向け、運用に関する問題点の抽出及びデータ整備を引き続き行なっていく。また、試行運用時に必要となる住宅ローン管理の高度化に伴うシステム統合については、関係各部と作業を開始しており、18年9月末までに終了予定。 金利測定システム導入については、本年12月までに導入できるよう検討・決定していく。
東北	・バーゼル (新しい自己資本比率規制)による自己資本比率算出の態勢整備に取り組む。 ・リスク量の精緻化を図り、経営体力のバランスを考慮したリスク管理の高度化に取り組む。 ・適切な情報開示への態勢整備に取り組む。	・自己資本比率の算出方法の精緻化 ・ワーキンググループを設置し、現状分析及び対応範囲の整理。 ・算出基礎となるデータの整備。 ・リスクアセット算出に関するシステム開発。 ・算出データの検証体制の整備。 ・リスク管理の高度化 ・システム対応によりリスク量算出の精緻化を図る。 ・リスク管理態勢(ALMを含む)の見直しを行い、経営体力、業務計画等を勘案し、リスクテイクを適正規模に調整できる態勢を構築する。 ・リスク管理の態勢強化に向け、関連規定、管理手続等について見直しを行う。 ・情報開示の拡充 ・リスク量算出手法等、情報開示の拡充に伴う内部管理プロセスの整備と、開示内容の適正を検証する体制を整備する。	・バーゼル (新しい自己資本比率規制)への対応では、関係各部で横断的に協議するワーキンググループ(WG)を4月に設置し、同WGの検討内容を踏まえバーゼル への対応方針を決定した。また、同対応方針に基づき、自己資本比率算出の精緻化に向けた自己資本比率算出システムの開発を開始した。 ・リスク管理の高度化対応として市場リスクにおいては、リスク量算出の精緻化に向けた新ALMシステムを構築し、10月より稼働を開始した。リスク量については、本格運用に向けて過去データの蓄積と算出リスク量の検証を行った。一方信用リスクでは、新システム「CRITS」へ更改し、9月末より運用を開始した。同システムから取得できるリスク管理指標、分析内容については、10月以降、ALM委員会等で活用している。	・バーゼル (新しい自己資本比率規制)への対応では、自己資本比率算出のシステム開発を計画どおり着手することができた。今後は、システムの構築とともに、バーゼル で示される情報開示への拡充に向けた態勢整備が必要と捉える。 ・リスク管理の高度化では、各種新システムの稼働により、リスク量の算出を高度化・精緻化することができた。今後は、同システムを活用したリスク管理態勢の見直し整備が必要と捉える。
関東つくば	バーゼル (新しい自己資本比率規制)の導入に備えたリスク管理の高度化	・リスク管理委員会・各小委員会運営の充実 ・統合リスク量算出の高度化・精緻化 ・バーゼル 対応に向けての体制整備 ・システム化の検討(自製・パッケージの購入(両面で検討)) ・内部組織体制の整備 ・内規(規程、事務手順)の整備 ・マーケットとの関係についての指針検討	経営リスク等小委員会での「バーゼル」対応の課題と対応策協議 ・統合リスク管理手法(自己資本の把握、リスク量の合算)の精緻化を実施 ・バーゼル セミナー・説明会出席し情報収集・行内還元、行内体制を検討	・各個別リスク(信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスク、バーゼル に対する統括部署としての関与が不足しているため、銀行全体のリスクの一元管理体制が未充足。また、バーゼル へ向けた準備体制(システム投資、コンサル導入)の構築も課題である。 ・統括部署へのリスク関連人材配置とあわせて、各個別リスク量算出、算出プロセスについて革新可能な体制としていくこと。
	オペレーショナルリスク(以下「オペリスク」という)管理の高度化	・「事務ミス・事務事故報告書」など各種報告書によりオペリスク事象の収集・分析を行い、事務管理施策や事務指導項目等に反映させる。 ・広範囲にわたるオペリスク事象の把握を行うため、現行の管理体制・規程体系の見直し ・事務ミス・事務事故の収集範囲の拡大 ・経営陣への定期的報告	事務ミス等発生時に「事務ミス・事務事故報告書」報告の指示徹底をした。 ・「事務ニュース」による「事務ミス・事務事故報告書」の報告件数を通知した。 経営リスク等小委員会(WG(8月5日))にて体制見直し等の問題を抽出した。	・「事務ミス・事務事故報告書」の提出により、事務リスク(事務ミス発生)の事例の収集と事務ニュースにより営業店への周知を図り、一定の成果は得られたものの、報告が少なく営業店への周知徹底が必要である。
	有価証券における定量的リスク分析の向上とリスク定量化算出範囲の拡大	・「NBA」の試験的な導入において、仕組債への対応が可能となれば「NBA」を用いた総合的なリスク管理を実施していきたい。 また、仕組債へのシステム対応が提供会社各社において見込まれない場合は、従来同様に感応度は購入先である証券会社から提供を受けると共に仕組債を別管理として対応する新たな管理を導入していきたい。	NBAシステム担当者を招き、有価証券担当者が主に機能面についてのセミナーを受講した。NBAシステム口座を解説し、保有する仕組債について登録を依頼。内2本についてシステム対応が現状困難な為、その対応策を検討している。	NBA以外の管理システム(野村證券、大和証券)での管理も視野に入れ、客観的時価算出による時価の把握、自己のプライシングモデル構築による時価の妥当性の検証により時価評価の精緻性を高めていく方針。
	適切な自己査定及び償却引当の確保	・適時適切な規程・基準の改正及び運用 ・「格付・自己査定システム」の導入 ・適年自己査定体制への移行、定着 ・自己査定研修の継続実施 ・不動産担保評価システムのバージョンアップ ・不動産簡易鑑定評価物件の処分実績データの蓄積・検証	自己査定研修、トレーニングを継続して実施した。 ・「格付・自己査定システム」の導入を決定しシステム構築を開始。 平成18年5月稼働を予定する。 適切な担保評価を行うために「不動産担保評価システム」を新機種に変更した。	・「格付・自己査定システム」構築の作業を計画どおり実施する。 ・適年自己査定体制に移行し適切な自己査定、償却・引当を実施するため、信用リスクデータの精緻化が重要であり整備を継続実施していく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
足利	(1) パーゼルの導入に備えた自己資本比率の算出の精緻化 (2) リスク管理の高度化 (3) 情報開示の拡充	(1)信用リスクアセット計測手法高度化対応 基礎的の内部格付手法の適用に向けた適切な態勢整備。 (2)統合リスク管理態勢の整備 リスクに見合う適正な自己資本の確保のため、リスク量算出の精緻化を図り、配賦資本の定義や配賦額のあり方等について組織的な議論を深める。 (3)適切なディスクロージャーの実施	(1)信用リスクアセット計測手法高度化対応 ・パーゼルの導入に備えたパッケージシステム導入を決定。 ・同システムの運用に係るシステム対応実施。 (2)統合リスク管理態勢の整備 ・モンテカルロシミュレーション法導入(信用リスク)。 ・統合リスク管理態勢整備のため、一定の想定資本を基に配賦資本の定義、配賦のあり方等についてALM会議にて検討。 ・リスク資本制度の一部改定。	(1)信用リスクアセット計測手法高度化対応 システム開発、データ蓄積、信用格付制度の検証・定期見直しを実施し態勢整備をはかる。 (2)統合リスク管理態勢の整備 特別危機管理終了後を展望し、引続き組織的な検討を深め、より充実した管理態勢を構築する。 (3)適切なディスクロージャーの継続実施。
千葉興業	自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備を図る。 新BIS規制に関しては、19年3月末の制度導入当初は信用リスクは「標準的手法」、オペリスクは「基礎的手法」からスタートするが、信用リスクについて「標準的手法」から「基礎的の内部格付手法」への移行も視野にいれ、管理態勢の整備を進める。	信用・市場リスク量の精緻化に向けデータの整備、蓄積および外部研修等により内部モデル等を構築しリスク量の精緻化を進め、計測したリスク量等を開示する。 信用リスクの精緻化に対応するための「格付・自己査定システム等」の構築を含め、19年3月末の新BIS規制対応のため、システム・内部管理態勢の整備を図る。	リスク管理態勢の充実に向け、17年度は10月に統合リスク管理態勢、リスク統括機能の強化を目的にリスク統括部を設置、12月にはリスク管理委員会を設置。 市場・信用リスク量の精緻化に向け、17年度上期はサポートシステムでVARが計測できなかった時価のある有価証券について、内部モデルを構築しVARの計測を開始、下期は仕組み債等のBPVについて、サポートシステムでより精緻な計測を開始。市場リスクに係るVAR計測基準、市場リスクに係るBPV計測基準を制定。その他、信用VAR計測に係る行内データの整備と併せて地銀協信用リスク情報統合システムへの信用リスクデータの蓄積を継続。 信用リスク管理の高度化に関しては、「格付・自己査定システム」について、19年度上期からの本番稼働に向け業務要件定義等の具体的な作業を実施。	リスク管理高度化の一環として進めている、信用・市場リスク量の精緻化に向けた対応は、ほぼ計画どおり進捗。 今後は、市場リスクの多面的な分析として金利シミュレーションとしてのEARの計測やパーゼルの柱の適用開始に向け、コア預金等の定義を確定、預貸金等の市場リスクの精緻化、リスク量の試算を進めていく。 また、与信集中リスクとしてストレステスト実施に向け、信用VAR計測に係る行内データの整備・蓄積、地銀協信用リスク情報統合システムへの信用リスクデータの蓄積を継続して進めていく。
第四	19年3月期からの新しい自己資本比率規制の導入を契機に、以下に係る適切な態勢を整備する 最低所要自己資本比率計算の精緻化 「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築 情報開示の拡充	最低所要自己資本比率計算の精緻化 A.新BIS規制の内部格付手法の要件充足に向けた格付制度の整備 I.「信用リスク管理指針」への記載事項の整理と策定 II.新BIS規制の信用リスクアセット算出、自己資本比率計算の基盤整備及びシステム構築 I.オペレーショナルリスク管理態勢の構築 ・採用算出手法の検討 ・必要要件の態勢整備 「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築 A.与信集中リスク及びパンキング動向における金利リスクの評価・検証・管理態勢の構築 I.経営陣への報告態勢の構築 情報開示の拡充 ・半期・四半期開示に対応する内部態勢構築	最低所要自己資本比率計算の精緻化 A.信用リスク ・内部格付手法の要件充足に係る「ギャップ分析」結果を踏まえ、具体的な対応計画を策定の上、対応中。 ・信用リスク管理指針のほか、信用リスク関連規定類の整備を進めた ・「国内影響度調査(フィールドテスト)」(17年3月基準)及び「定量的影響度調査(QIS5)」(17年9月基準)に参加 I.オペレーショナルリスク ・オペレーショナルリスク対応ワーキンググループを設置し、態勢構築中 ・オペレーショナルリスクに係るリスク管理体制の整備及びリスク管理手法を実施中 新BIS規制対応に係る基本方針の審議・進捗管理を目的に、新BIS規制対応委員会を設置	最低所要自己資本比率計算の精緻化 A.信用リスク ・内部格付制度の整備・向上を図る ・信用リスクアセットの算出及び自己資本比率計算のためのシステムデータの要件定義、基盤整備を継続する I.オペレーショナルリスク ・現在実施中のリスク管理手法の早期定着化を図っていく 「適正自己資本」を確保するための内部管理態勢の構築 A.新BIS規制に係る内部管理態勢の整備を図る I.パンキング動向の金利リスク評価の要件定義等基盤整備を進め対応方針を確立する
北越	・新しい自己資本比率規制への対応を踏まえ、リスク管理手法をさらに高め、資本配賦の最適化を図る。 ・自己資本比率の算出方法の精緻化、より高度な手法への移行準備。 ・市場関連リスク管理の高度化、統合リスク管理の導入、態勢整備。 ・情報開示の拡充への対応、態勢整備。	・新しい自己資本比率規制に対応した算出対応、精緻化 ・信用リスク管理の高度化 ・より高度な内部格付手法への移行準備 ・信用格付制度の高度化 ・信用リスクデータの蓄積と活用 ・市場関連リスク管理の高度化(リスク制御と収益最大化) ・オペレーショナルリスク管理の高度化 ・計量化・管理態勢整備に向けた準備 ・統合リスク管理の導入 ・経営体力に見合ったリスク制御による健全性確保	統合リスク管理の試行開始 信用リスク管理 外部コンサルを導入し信用リスク管理高度化及び新しい自己資本比率規制に向け準備。 市場リスク管理 ALM会議、運用戦略会議などに基づきリスク制御と収益最大化を目指した。 オペレーショナルリスク管理 態勢整備に向け情報収集・準備を進めた。	・計画どおりに準備が進んでいると認識している。 ・今後もスケジュールに基づき対応を進める。
山梨中央	統合リスク管理態勢構築・新BIS規制への対応 1.統合リスク管理態勢の構築に向けリスクの可視化に取組む。 2.リスク管理態勢の文書化に取組む。 3.新BIS規制に関しては、19年3月末の新規制開始当初、信用リスクは「標準的手法」、オペレーショナル・リスクは「基礎的手法」を用いて算出する。その後は、より高度な手法に移行すべく、内部管理態勢の整備を図る。	1.各種リスク量を計測し、経営体力との比較をALM委員会等において定期報告し、リスク量のモニタリングを行う。 2.リスク量の計測を予算策定や収益計画の策定へ活かすべく検証を行い、その結果を用いて規定や細則等へ文書化していく。 3.19年3月末に、新BIS規制に対応した自己資本比率の算出を行うべく、システム対応を図る。 4.「新BIS規制対応作業部会」において、本部各部の連携をとり、新BIS規制に対応できる内部管理態勢の整備を進めていく。	1.各カテゴリー毎のリスクの計測を進め、統合リスク量を算出し、報告を定例化した。 2.「新BIS規制対応作業部会」を設置し、信用リスク・アセット算出のためのシステム構築を進めた。	1.統合リスク量の計測を、健全性の検証だけでなく、業務運営に活用すべく、検討を進める。 2.信用リスク・アセット算出につき、17年度に行った要件定義・システム設計に基づき、システム構築を完成させる。 3.内部統制態勢の構築に合わせ、オペレーショナル・リスク管理において求められている内部管理態勢の整備を進める。 4.新BIS規制の、より高度な手法の採用に向けた対応を図ることにより、リスク管理の高度化へつなげていく。
	信用リスク管理態勢の向上 1.自己査定および担保評価の精度向上に取組むとともに、その検証態勢の強化を図る。 2.信用リスクの評価手法について充実を図る。	1.「格付・自己査定システム」の構築と格付制度の再構築および「不動産担保登録システム」のリニューアルによる自己査定・担保評価の精度向上 2.地銀協「信用リスク情報統合システム(CRITS)」の有効活用による信用リスクの評価	1.「格付・自己査定システム」の開発を継続した。 2.格付における定量評価モデルの導入を決定した。 3.「不動産担保登録システム」の稼働を開始した。 4.「CRITS」を活用して算出した信用リスク量をALM委員会へ四半期ごとに報告した。	1.「格付・自己査定システム」の開発と格付制度の再構築は、その基礎データの整備・蓄積を優先して開発を進めており、案件の重要性から、十分な検証作業により対応していく。 2.「不動産担保登録システム」へは、順次担保データを登録し、システムを有効に活用していく。
八十二	パーゼル(新しい自己資本比率規制)の導入に備えた自己資本比率の算出方法の精緻化への取組み、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備 リスク管理の高度化 自己資本比率算出の精緻化、リスク管理態勢の整備、情報開示の拡充に取組んでいく。	・内部格付制度の整備、レベルアップおよび内部監査態勢の整備 ・リスク情報の収集報告態勢をシステム化等により整備。 ・情報開示の拡充。	・信用リスク管理態勢の整備 ・新BISフィールドテストQIS4及びQIS5実施 ・特定与信格付制度制定(6月)	・新内部格付制度の再検討と実施 ・リアルタイム格付制度、案件格付制度、リテール格付制度等創設 ・監査計画に沿った監査の実施、監査部と資産監査室の牽制・連携体制の役割整理

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
北陸	・リスク量計測の精緻化と統合リスク管理体制の整備 ・バーゼル 導入への適切な対応 ・19年3月より標準的手法にもとづく信用リスクアセットを算出し、20年3月より基礎的內部格付手法を導入する ・情報開示の拡充に係る適切な態勢整備	・信用格付基準の改定を含めた信用リスク管理指針の策定 ・信用リスク、金利リスク計測の精緻化 ・オペレーショナルリスク管理態勢の整備 ・自己資本比率算定要領の策定	・新BIS規制対応プロジェクトチームの結成(7月) ・経営陣へ定期的に進捗を報告 ・北海道銀行と信用格付制度、金利リスク計測基準の擦り合わせを実施(7月～)、金利リスク計測基準の見直し(9月)。	信用格付制度や金利リスク計測基準について、北海道銀行との基準統一化をほぼ完了し、18年度から逐次実施に移す。統一化に伴い、新格付基礎データの蓄積・精度確保の観点から、基礎的內部格付手法の導入を1年遅らせるとともに、信用リスクアセット算出システムは検証が未了のため、実用化に向けた整備に努めている。 オペレーショナルリスク管理についても、18年度から損失データの収集・分析を通して、高度化に努める。
富山	経営の健全性を確保し地域の預金者・利用者の信頼を得るためには、リスクを適切に把握・評価し、各種リスクを総合的に管理していることが重要であり、各種リスク管理手法の高度化を図るとともに、リスク管理態勢の整備を図る。	・新BIS規制におけるリスクアセットの計算手法については、信用リスクは「標準的手法」、オペレーショナルリスクは「基礎的手法」を採用、金利リスクや価格変動リスク等の市場リスクの実態把握に向けた取組みとして、金利や株価などの各リスク・ファクター間の相関関係や債券等の個別評価を加味できるシステムの導入を検討する。	・新BIS規制に対応したシステムを決定、本内部に作業部会を設置し導入作業に着手した。 ・統合リスク管理におけるリスク量計測手法のレベルアップを図るとともに、部門別にリスク資本を配賦し、リスク管理の高度化を図った。	・統合リスク管理については、部門別にリスク資本を配賦しリスク管理態勢を整備することができたが、更なるリスク量の計測手法高度化への取組みとリスク管理態勢の整備(とくに収益性指標の有効な活用)が必要である。 ・新BIS規制における第2の柱(アウトライヤー規制や与信集中リスクへの対応)、第3の柱への態勢整備が必要である。
北國	19年3月末からのバーゼル の導入に備え、統合リスク管理の高度化や情報開示の拡充に向けた態勢と全体的な基本方針を策定する。計画的な実施体制を整備する。	・新BIS規制対応信用リスクプロジェクトチームの設置 ・信用リスク管理システムパッケージの導入 ・オペレーショナルリスク短期コンサルティングによる機能の向上 ・オペレーショナルリスク計量パッケージ導入検討 ・データベース事例に基づいた内部改善態勢構築 ・BIS計数集計態勢の整備 ・内部統制の機能向上のための規定等整備 ・BIS計数を活用した統合リスク管理の高度化 ・ALMチーム設置による市場リスク管理の機能強化	・新BIS規制への対応 ・17.5.プロジェクトの立上げ、外部コンサルティングの導入および基本プランの策定 ・18.3.信用リスク管理パッケージの導入準備完了 ・18.3.ドルコスト率などのパラメータ自行推計について、外部コンサルティングを導入し、データ蓄積に着手 ・リスク管理態勢の再構築 ・リスク管理態勢の再構築を目的とした各組織体制、規程等の見直しについての基本方針の取りまとめ	新BIS対応については計画通りに進捗しており、今後は内部格付制度や内部管理態勢の整備を進めてまいります。 リスク管理態勢の再構築については、今後新設するリスク管理委員会を中心に、オペレーショナルリスク管理態勢、危機管理およびバーゼル 等への対応を強化してまいります。
福井	・内部格付制度の改定と与信集中リスク管理等の高度化 ・銀行勘定の金利リスク計測の精緻化と統合リスク管理の導入 ・オペリス管理システムの構築に向けたデータ整備とロードマップ作成 ・新BIS規制の「標準的手法」に向けた組織的取組みと将来の内部格付手法に向けた信用リスクのデータ整備	・CRITSモデルの適合性・デフォルト判別能力向上の検証を経て、当行の内部格付制度を改定し、信用リスク量の精緻化、クレジット・ナビを活用した与信集中リスク管理の高度化を図る。 ・ALM管理体制を整備し、統合リスク管理の実践活用を目指す。 ・新BIS規制の「標準的手法」に向けた組織的取組みと「内部格付手法」採用に向けた信用リスクのデータ整備を開始する。	<内部格付制度の改定> ・外部コンサルによるバーゼル の最低要件とのギャップ分析を経て、格付・査定システムの修正に着手、18年上期正式導入予定。 <新BIS規制(第一の柱)への対応> ・要件定義確定と文書化に向けた「検討課題管理システム」を構築するとともに、リスクアセット計算システム構築に向けたマッピング定義等に着手。 <バーゼル 第二の柱への対応> ・「アウトライヤー基準」による試算結果を報告、自己資本配賦限度額を改定し、主要なリスク量と対比、管理していくことを決議。 <オペリス管理への対応> ・当行としての取組方針・ロードマップ作成等を目的に、ワーキンググループ組成。	<進捗状況に対する分析・評価> ・内部格付制度の改定については、18年上期の導入に向けて、順調に進んでいるが、営業店への導入説明会が何より重要。 ・リスクアセット計算に係る要件定義については、スケジュール通りに進んでいるが、832項目のチェックリストの網羅性確認については、コンサル終了後も行内作業として「検討課題管理システム」により進捗管理を実施予定。 ・統合的なリスク管理については、自己資本配賦限度額を変更し、定期的にモニタリングし報告していくこととした。 ・オペリス管理については、関連部署が多岐に亘ることから、経営企画Tを事務局とし、ワーキンググループにて検討を重ねていくこととした。 <今後の課題> ・内部格付制度について、モデル検証方法等の確立が不可欠。 ・回収データの整備等の課題が残されている。 ・統合的なリスク管理態勢の構築については、引き続きリスク量の精緻化が課題。当行の規模・特性に合った管理手法を構築していく必要がある。 ・信用リスク計測の高度化、与信集中リスク管理のシミュレーション分析等については5月以降外部コンサルにて対応予定。
大垣共立	・信用リスク新規導入当初(19年3月末)は、「標準的手法」を採用し、20年3月を目前に「基礎的內部格付手法」へ移行できる体制を構築する。 ・オペレーショナルリスク新規導入当初(19年3月末)は、「基礎的手法」を採用し、時宜を勘案しつつ、将来的に「粗利益配分手法」への移行を検討する。	・Fit & Gap分析にてGap評価を受けた項目について、システム及び態勢の整備により対応を図る。 ・信用リスクアセット計算エンジンやパラメータ推計機能を含んだパッケージの導入により、19年3月末の「標準的手法」導入、及び早期に「基礎的內部格付手法」へ移行可能な体制の構築を目指す。	・外部コンサルティングによるFit & Gap分析の実施。 ・「新BISプロジェクトチーム」を発足、組織横断的な検討・協議を開始。 ・具体的対応策の検討を踏まえ、業務要件に沿ったシステム構築を開始。	・今後は、システム構築のスピードアップや、課題の再検討及び対応を速やかに行う事により、スムーズなシステム導入を目指すとともに内部管理体制の早期構築のための準備を行う。
スルガ	1. 統合的なリスク管理を実施 (1) 信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等を個々に管理するだけでなく、計量化可能なリスクとして統合的に把握 (2) リスクとリターンとのバランスを勘案し、自己資本の範囲内で適切に経営資源を配分 2. 19年3月末からのバーゼル (新しい自己資本比率規制)の導入に対する態勢整備を充実 (信用リスクについては、当初標準的手法を導入し、基礎的內部格付手法に移行する予定)	1. 各リスク計量化データの精緻化により、リスク資本配賦によるリスクマネジメントの精度を向上 2. オペレーショナル・リスクの管理手法の構築 3. バーゼル 対応のシステム構築・態勢整備 信用リスク部門は審査部、市場リスク部門は市場金融部、システム導入は品質マネジメント部が担当し、経営企画部が統括	1. リスク・カテゴリ別にリスク資本を配賦し、モニタリングを開始 2. 19年3月のバーゼル 対応に向け、システム・ベンダー等へのヒヤリングを実施し、導入までのスケジュールや態勢を検討 3. 格付自己査定システム(CRAS)の稼働ならびにリニューアルに着手 4. LGD、EAD、PD推計用基礎データを蓄積するデータベース(LEADS)の構築に着手	1. 市場金利の上昇下、債券運用の拡大のため、リスク資金の増額を検討 2. 19年3月のバーゼル 導入に向け、システム構築、計数の精緻化を計画 3. LGD、EAD、PD推計用基礎データを蓄積するデータベース(LEADS)の構築に着手し、データの精緻化を計画
泉州	・バーゼル 対応への体制整備、システム開発等による自己資本比率算出手法の精緻化	・リスク管理の高度化に向けた取組策等 ・信用リスク ・コンサルタント等の導入 ・データ蓄積 ・内部格付制度の整備 ・各種パラメータの算出 ・リスクアセットの算出対応 ・内部管理体制の整備 ・オペレーショナルリスク ・コンサルタントの導入 ・リスク管理プロセスの構築 ・損失データの蓄積 ・業務区分毎の粗利益算出プロセス構築	・バーゼル 対応専担者を経営企画部に1名任命し、コンサルタント会社・システム開発業者等を準じ決定し、システムの要件定義等、準備作業に着手。 ・信用リスク ・「基礎的內部格付手法」に適合した格付制度への改定を行い、18年1月より運用を開始。 ・オペレーショナルリスク ・UFJ銀行と東京三菱銀行との経営統合を機に、オペレーショナルリスク管理に関する規定類の見直しを実施	[分析・評価] ・概ね計画通り進捗。 [今後の課題] ・計測手法については、信用リスク、オペレーショナルリスクともに、できるだけ早期に手法の上位移行ができるよう、体制整備に努める。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
南都	統合リスク管理体制の充実・強化 oリスクとリターンとの関係等を部門毎に明確化することで、リスク管理の高度化を図るとともに、効率性を動機とした資源配分により、収益の改善を図る。	o統合リスク管理の充実に向け、リスク調整後の収益の算出と資本を含めた経営資源を有効活用できる体制の構築	o17年6月、リスク管理・コンプライアンス・情報管理等を統括的に管理し、内部管理態勢の充実・高度化を目的として、「経営管理部」を設置 o部門別収益・リスクの把握に向け統合収益リスク管理システムを構築中、システム、移行データの開発、テスト、検証等を進めている。 市場リスク計量の精緻化のため、仕組債の一部について計量方法を変更。	o統合収益リスク管理システムの18年度の稼働に向け、さらに開発・テスト・検証等を進める。 o有価証券ポートフォリオの抱える市場リスクの的確なモニタリングのため、引き続きオプション性リスクの計量化を含むリスク管理のレベルアップに取組む。
但馬	内部格付と債務者区分との整合性を図ったより精緻な内部格付制度を構築するとともに、統合リスク管理の拡充により、リスク管理態勢の強化を図る。	1. 「信用リスク情報統合システム」およびCRDスコアリングモデルを活用して、内部格付と債務者区分との整合性を図ったより精緻な内部格付制度を構築し、自己査定 の正確性の向上に努める。 2. オペレーショナルリスク等計量できないリスクの管理手法を検討する。	1. 内部格付と債務者区分との整合性を高めるため、「信用格付実施要領」を改正し、内部格付の精緻化に取り組んだ。 2. 地銀協が主催した研究会へ参加し、リスク管理の高度化についての研究を深めた。 3. 「統合リスク管理規程」に基づき、各種のリスクに対して資本を配賦し、リスク管理態勢の充実を図った。	これまでに取得したノウハウの活用・実践により、信用リスクデータベースを有効活用して、内部格付のさらなる精緻化を図るとともに、リスク管理の高度化を進めていく。
鳥取	各種リスク量の精緻化による統合リスク管理態勢の高度化に取組むとともに、パーゼルの導入を踏まえ、自己資本比率の算出方法の精緻化へ向けた行内態勢の整備を行う。	・地銀協「信用リスク情報統合システム」(CRITS)の有効活用を図る。 ・新市場リスク管理システムの導入により市場リスクの精緻化を図る。 ・各種リスク量の精緻化を図り、統合リスク管理態勢を構築していく。 ・パーゼルの導入に合わせ、行内横断的な組織を立ち上げ、本部各部の連携を取りながら具体的な検討・対応を進める。	・CRITSを活用した信用リスクデータの整備・蓄積を実施。 ・新市場リスク管理システムの導入作業を進め、計測リスク量の検証作業等を実施。 ・試行的に実施してきた統合リスク管理については、「統合リスク管理要領」を正式に規定化し「統合リスク管理制度」として17年下期より実施。リスク量及びリスク・テイク状況等を月次ベースでモニタリング実施。 ・パーゼルの導入に関する検討実施。	・引き続き信用リスクデータの整備・蓄積を行うとともに、有効活用に向けた検討・取組みを行う。 ・新市場リスク管理システムについては、18年上期中にデータ蓄積、検証作業を完了。市場リスク関連の規定整備を行い、18年下期より運用開始予定。 ・統合リスク管理については、「統合リスク管理要領」に則り、継続的にモニタリングを実施するとともに、リスク量・計測手法の精緻化に取組む。 ・パーゼルの導入については、行内横断的な組織を立ち上げ行内体制整備に向けた検討を行う。
山陰合同	・19年3月末からのパーゼルの導入に備え、次の対応を行なう ・第一の柱に関し、信用リスクについて「基礎的内部格付手法」を指向し、内部管理態勢を整備。オペリスクについては、実態に即した新たな内部管理態勢を構築 ・第二の柱に関し、各リスクの定量的把握を通じて、統合的な収益・リスク管理態勢の向上を図る ・第三の柱に関し、具体的な開示項目を固め、適時・適切な情報開示が行えるようシステム整備等を行う	・第一の柱(信用リスク)について、リスクアセット計算システムの導入を図るとともに、内部管理規程、業務方針等を策定する ・第一の柱(オペリスク)について、リスクの実態把握を行い、内部管理態勢の構築を図る ・第二の柱について、市場・信用・オペの各リスクの定量的把握を行い、統合的な収益・リスク管理態勢の充実を図る ・第三の柱について、具体的な開示項目を固めるとともに、システムインフラを整備する	・第一の柱(信用リスク)対応のためのシステム設計・開発を完了し、内部管理規程等の整備に着手 ・第一の柱(オペレーションリスク)対応のために、CSA手法をベースとした管理を指向すべく、コンサルフェーズに取組み ・第二の柱対応として、市場・信用・オペの各リスクを統合的にモニタリングする態勢を構築 ・第二の柱にかかる監督指針の改正を受け、金利リスクに対する収益・リスク管理方針を協議し、中期経営計画に盛り込んだ	・第一の柱(信用リスク)対応に関するインフラの整備を完了したため、今後は、内部格付制度の高度化、内部管理態勢の充実に取り組んでいきたい ・第一の柱(オペレーションリスク)対応として、管理システムの開発・整備、データ蓄積、リスク評価・コントロール手法の確立に取組む
広島	自己資本比率算出方法の精緻化 信用リスクは、内部管理水準の向上のため、先進的内部格付手法と同等水準の管理レベルをめざすが、当面、標準的手法および基礎的内部格付手法でリスク・アセットの算出ができるよう準備を進める。 オペレーショナル・リスクについても、内部管理水準の向上のため、将来的には先進的計測手法と同等の管理水準を目指す。当面、基礎的手法および粗利益配分手法でリスク・アセットの算出ができるよう準備を進める。	<信用リスク> リスクアセット計算のためのシステムを利用した試算の継続実施によるデータ整備および精度向上 デフォルト率や損失率といったパラメータ推計のためのシステム開発とデータの蓄積の実施 内部格付制度拡充や規定整備など、内部管理体制の一層の充実 <オペレーショナル・リスク> 福岡銀行と共同で導入した、損失等のデータを把握・蓄積するための報告システムの機能向上、及び分析や対応策の立案への活用 オペレーショナル・リスク全般に係る潜在的リスクの包括的な把握及び定期的な報告を通じた業務サイクルの確立	・金融庁・日銀の実施する国内影響度調査(フィールドテスト)に参加し、基礎的内部格付手法・粗利益配分手法による自己資本比率を試算(平成17年3月末/9月末基準) ・連結子会社を含めた全行の事務項目について事務リスクの評価を行い、改善策を検討・実施するなど、オペリスク管理強化に向けた対応を実施	引き続き、内部格付制度の拡充や監査体制の整備等の内部管理体制の強化を図る。 オペリスクの全般的評価と対策の検討を継続的に行うとともに、オペリスク計量化の準備を進める。
	リスク管理の高度化と情報開示の充実 各種リスクを計量化し、全行のリスクを、自己資本との比較で適切な水準にコントロールしていくことにより、経営の健全性を確保するとともに、収益性の向上を図る。 パーゼルの導入における「第2の柱」「第3の柱」に適切に対応し、リスク量と自己資本についての説明力を向上する。	部門別資本配賦の実施による全行のリスク量を一定の範囲内に抑制する統合リスク管理態勢の確立 地銀協信用リスク計量化システム等のシステムの開発・活用、リスク量の計測方法の高度化等を通じたリスク量把握の精緻化 リスク量をコントロールするための諸手法の研究と積極的な活用 リスク管理の方針や管理態勢等についてディスクロージャー誌やIR資料等での開示充実	統合リスク管理の導入に向け、準備を実施 モンテカルロシミュレーションに基づく信用リスク量を、地銀協信用リスク計量化システムを用いて算出開始(リスク量把握の精緻化) ディスクロージャー誌におけるリスク管理に関する頁を充実	統合リスク管理の準備を進めるとともに、信用リスク量把握の精緻化を実施した。 平成18年度上期より、資本配賦による統合リスク管理の本格的運用を開始する。
阿波	1. 統合リスク管理の確立(含 各リスク管理の高度化) 2. パーゼルの導入に向けた体制の構築を図る。 (1)精緻な自己資本比率算出の実現 (2)内部管理態勢の高度化 (3)情報開示拡充に向けた体制整備	1. 統合リスク管理態勢の整備を進める。 (1)統合リスク管理手法の構築 (2)信用リスクおよび市場リスク管理精緻化・高度化のための態勢整備 (3)オペリスク管理手法の構築および計量化の実現 2. パーゼルの導入についてのシステム対応を実施する。 (1)精緻で信頼性の高い自己資本比率の算出 (2)データベース整備 (3)各種情報開示計数の算出	1. 統合リスク管理態勢構築の一環としてリスク量計測の高度化・精緻化に向けての取組みを実施。 2. パーゼルの導入に向けた取組みとして、コンサル・システムベンダー支援のもとシステム構築、信用リスク管理態勢の検証を実施中。	1. 当初の実実施スケジュールどおり、統合リスク管理・パーゼルの導入を通じ、リスク管理態勢の充実に取り組んでいる。 2. 引き続き、パーゼルの自己資本比率算出のためのシステム構築をすすめるとともに、信用リスク管理態勢の高度化・充実に向けて必要な対応を実施していく。
百十四	パーゼルの対応方針の策定 自己資本比率の算出方法の精緻化、リスク管理の高度化、情報開示の拡充に係る適切な態勢整備を行います。	・信用リスクに関する取組策 信用リスク管理の態勢整備 信用リスク・アセット計測システムの開発 ・オペレーショナルリスクに関する取組策 オペリスク管理の態勢整備	・17年4月、パーゼルの対応方針を決定いたしました。 ・17年4～9月、信用リスクアセット計測システムの開発を継続。 ・17年7月、リスク管理関係主要規定の制定・改定を実施いたしました。 ・17年8月、オペリスク管理において自己評価作業に着手いたしました。 ・17年9月、パーゼルの対応プロジェクト体制を強化し、推進態勢を刷新いたしました。 ・17年12月、リスクアセット計測システム稼働 ・18年3月、組織改正を実施いたしました。	・今後引き続き、規制要件に合致した内部格付制度と運営体制の構築に向けて対応してまいります。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
伊予	<p>パーゼル への対応を行う中で、信用リスク管理態勢の充実を図るとともに、データ蓄積を行いリスク定量化の精度向上に取り組む。また、どれだけリスクテイクしていく経営体力があるかを自ら把握し、リスクと収益性のバランスを地域のために有効に活用していくとともに、リスクと収益性のバランスを取りながら中長期的な株主価値の向上を目指すための統合リスク管理体制の構築に取り組む。</p>	<p>パーゼル 基礎的的内部格付手法対応のためのデータおよび信用リスク管理態勢の整備を推進する。 統合リスク管理体制構築のためのリスク定量化の精度向上に取り組む。 パーゼル における規制上の所要資本管理と内部リスク管理との整合性を確保することによる実効的な自己資本比率管理を実施する。 平成17年7月に設置した「リスク統括室」を積極的に活用することにより、リスク管理の高度化を推進する。</p>	<p>パーゼル 対応システムは構築の最終段階を迎え、総合テストを実施 パーゼル 対応のためのデータ作成・蓄積を開始 パーゼル におけるフィールドテスト(平成17年3月末基準)およびQ1S5(平成17年9月末基準)に参加 外部コンサルティングを導入して、格付制度を検証 ソプリ、金融機関、S1、海運等の内部格付基準新設・改定を検討 基礎的的内部格付手法の要件を充足するよう態勢や文書類の整備を実施 事業債の信用リスク定量化を実施(U.L算出) リスク統括室を中心とした統合リスク管理態勢を構築。各種リスク間の相関も考慮に入れたリスク量の把握を実施</p>	<p>パーゼル 対応では、さらに態勢の整備を進め、新しく構築したシステムの検証を行うとともに、データの蓄積・分析にも引き続き取り組む。 パーゼル に対応したより高度な内部監査態勢を構築する。 統合リスク管理においては、さらなるリスク管理の高度化を目指し、各種リスク把握方法等を見直しするとともに、リスク統括室を中心とした統合リスク管理の運用を充実させる。</p>
福岡	<p>これまででもリスク管理の向上に努めてきたが、新規導入を更なるリスク管理高度化の好機と捉え、より高度な計測手法や資本配賦等の経営管理手法の構築を進めることで、経営力の強化・健全性の確保・収益性の向上を図る。 新規開始当初は、信用リスクは「基礎的的内部格付手法」、オペリスクは「粗利益配分手法」の適用を目指す。 リスクリターン分析の拡充と分析結果に基づいた施策の立案、資本配賦の有効活用等を行い、経営力の強化を図る。 市場規律が発揮されるべく、新規制の明示項目を基準とした情報開示を正確かつ適時に伝える態勢を整備する。</p>	<p>専任チームによるこれまでの取組を継続実施し、規制開始までに態勢整備を完了する。具体的には次の項目。 【信用リスク】 ・内部格付制度の整備 ・自己資本比率算出態勢の整備・構築 ・パラメータ推計手法の構築 ・内部格付手法最低要件充足のための態勢整備(第2の柱) ・ストレステスト等内部管理態勢整備・構築(第2の柱) ・内部格付手法承認のための予備計算申請や承認申請【オペリスク】 ・オペリスクに係るリスク評価・シナリオ分析の実施 ・粗利益の業務区分へのマッピング方法の確定</p>	<p>信用リスク 内部格付対象先を拡大(国・地公体、政府出資法人、保証人等)、 自己資本比率算出(パラメータ推計含む)のためのデータ整備、システムを構築。また、フィールドテスト(17年3月末基準試算)及びQ1S5(17年9月末基準試算)の結果を当局に提出。 予備計算届出に伴う各種規定類の作成及び態勢整備。 オペリスク オペリスク管理のフレームワーク(管理態勢及び規定体系の整備)の構築。 オペリスク管理の基本規程(オペリスク管理規則等)を制定。 オペリスク(事務・システムリスク)に係るリスク評価を実施。 <その他> 新収益管理システム・リスク管理システム導入に向けた要件定義や内容検証等の実施。</p>	<p>信用リスク 予定通りに進捗しているが、パラメータ推計の検証や各種規定類の整備は更に内容を充実させる必要がある。今後は、第2の柱(監督上の検証プロセス)及び第3の柱(市場規律)に向けた対応も行う。 オペリスク 17年度に関しては、スケジュール通り実施。18年度は特に関連会社におけるオペリスク管理態勢の構築に重点を置き、加えて、粗利益配分手法の承認申請に向けた準備を進める。 その他 18年4月に組織改正を行い、リスクリターン分析の拡充とリスク全般を管理するリスク統括部を新設した。パーゼル 全般(信用リスク・オペリスク他)も主としてリスク統括部が対応することとし、監査部等関係各々がそれぞれの役割を担う体制で取り組んでいく。</p>
佐賀	<p>パーゼル (新しい自己資本比率規制)の導入に備えた自己資本比率の算出方法の精緻化 1. 新BIS基準移行が確実に入る態勢を構築する。 2. 採用手法の方針を検討する。 3. 移行作業方法の選択を行う。 4. 導入作業を行う。</p>	<p>平成17年度下期までに新BIS基準導入作業を踏まえチームを組成 平成17年度下期までに採用手法の方針を決定 平成18年度上期までに移行作業の吟味をし、自行対応が可能か外注利用かの判断に基づき作業計画を策定 平成18年度上期より各担当部署による導入作業開始</p>	<p>移行に伴う対応検討として、システム部を含めた関係各部門にて協議を行った。 採用手法は、移行初年度(19年3月末)は「標準的手法」。 「内部格付手法」への移行は既存の内行格付のあり方を検討する中で判断していくこととし、当面はデータ蓄積期間となる。 移行に伴うシステム整備のため、コンサルティング会社、システムベンダーの選定を検討し、決定した。(18年3月27日)</p>	<p>外注先(コンサルティング会社、システムベンダー)及び対応のための増員を決定し、予定に沿った進捗状況である。 18年度以降の予定分について コンサルティング会社、システムベンダーと協議し、移行作業の策定・導入作業を行う。なお、対応人員確保のため、総合企画部、審査第一部を各1名増員することとした。</p>
鹿兒島	<p>パーゼル (新しい自己資本比率規制)の導入に備えたリスク管理の高度化 市場リスク: リスク量の精緻化及びリスク資本を配賦したリスクリミットの設定を行う。 信用リスク: 信用VaRの精緻化及びリスク資本を配賦したリスクリミットの設定を行う。 事務リスク: 計量化のためのノウハウを取得する。</p>	<p>以下のリスク管理は平成17年度上期より検討開始し、平成18年度下期までに完了が目標 市場リスク: バックステイキングによるリスク計測ツールの選定、取扱規定の検討、計測モデルの定義作業 信用リスク: 情報統合システムによる信用VaR算出、取扱規定の検討 事務リスク: 過去の事務リスク顕在化事例における損失データの収集・蓄積</p>	<p>「市場関連リスク計測基準細則」の制定 ・各リスクの主管部と対象、計測モデル等を協議し、VaRによるリスク量算出を規定化した。 ・ALM会議等の投資方針協議が1回の会議で確定しない場合を想定し、債券ポートフォリオ、ALMギャップ等の保有期間を30日から60日へ変更した。 18年度より、トレーディング取引についてVaRによるリスクリミットを導入することを決定した。 「信用リスク計測基準細則」の制定 関係各部門と各種パラメータ等を協議し、信用VaRによるリスク量算出を規定化した。 「事務事故等報告書</p>	<p>リスク計測基準については、市場関連リスク計測基準細則、信用リスク計測基準細則を18年3月に制定し、3月までに文書化する方針を達成した。 事務リスク(オペリスク)は、関係部署において事務リスク顕在化事例のデータ収集・蓄積方法の検討を行っていきつつ、18年3月に事務ミス・事務事故と損失データの収集・蓄積が出来る事務事故等報告書を制定し、計画通りに進捗している。 今後は、各リスク計測基準の検証はもとより、上記基準に基づいたリスク量の算出を行い、将来の資本配賦を睨んだシミュレーションを実施し、リスク</p>
	<p>パーゼル (新しい自己資本比率規制)の導入に備えた情報開示の拡充 以下の各段階において、随時情報開示を行っていく。 リスク管理態勢の構築 採用手法の方針決定 移行作業方法の選択 導入作業の実施</p>	<p>ディスクロージャー誌、決算短信等の情報開示手段を利用したリスク管理態勢の開示 リスク量やリスク内容の積極開示</p>	<p>18年7月発行予定のディスクロージャー誌にて、リスク管理態勢についての記載を充実させるために、決算資料印刷業者やコンサルタント等と密に協議している。</p>	<p>今後もリスク内容やリスク管理態勢の開示を積極的に行う予定だが、リスク量については、現在、計測手法の確立の準備段階である。</p>
	<p>・新BIS規制による自己資本比率算出が円滑に行われる体制を整備する。 ・新BIS規制の第2の柱「自己資本比率運営のための内部統制」への対応を念頭に置いた総合リスク管理体制を整備する。 ・新BIS規制の第3の柱「情報開示」への対応も含めたリスク情報開示のための体制を整備する。</p>	<p>・組成済みの新BIS規制対応ワーキング・グループを中心に、新規制における自己資本比率算出のためのシステムを構築する ・オペレーショナル・リスク管理規程ならびにリスク資本管理規程の策定 ・開示対象リスク情報の特定とデータ作成部署決定のための作業部会開催</p>	<p>・新BIS規制/信用リスクアセット算出システム要求仕様書完成、システム開発ベンダー決定(17年9月) ・信用リスクアセット算出システムの要件定義作業完了(17年12月) ・同システムの基本設計作業着手(18年1月) ・全体利益計画と総合リスク管理との関連性についての本部関係部への説明会実施。ストレステスト手法見直し(17年9月) ・「リスク資本管理規程」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」策定 ・18年度より中計・短計ベースで収益計画に整合的なリスク資本計画作成</p>	<p>・信用リスクアセット算出システムは、19年1月稼働予定 ・標準的手法が必要となる抵当権付住宅ローンの抽出、第2の柱(銀行協定の金利リスク等)、第3の柱への対応が課題</p>

2. 経営力の強化

(2) 収益管理態勢の整備と収益力の向上

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	信用格付モデルの精度検証、審査基準の見直し等を継続的に実施するとともに、リスクに見合った金利設定が実施できる体制、システム構築を目指し、収益管理態勢の整備と収益力の向上に資する取組みを行う。	・地銀標準スコアを基にした信用リスクデータの蓄積のほか、地域及び業種特性を反映した当行独自の信用リスクデータの蓄積、ならびに信用格付制度の整備 ・個社毎の経費額の算定 ・信用格付モデルの再構築 ・金利設定のための内部基準の整備 ・利便性向上に向けた、商品全般の見直し	信用リスク地銀共同開発システムへの財務データ等蓄積が終了し、与信ポートフォリオ分析を行う環境が構築された。 また、本部機構改革により、信用格付モデルの精度検証体制が確立された。	与信ポートフォリオ分析結果の精度向上を図り、リスク・リターンを的確に把握するため信用格付モデルの見直しを検討、リスクに見合う金利設定の運用基準策定に向け態勢を整備した。 今後は、「信用格付モデル再構築」、「リスクに見合う金利設定の運用基準策定」、「継続的なモニタリングの実施」の実現に向け、関連部連携のもと実施していく。
東北	・収益管理態勢を整備し収益指標の精度を高めることで、必要なリスクテイクを行い、収益性や効率性の向上に取組む。 ・業績評価の再構築により、収益やリスク等を意識した業務体制の構築に取組む。	・地域において必要なリスクをとつつ、それに見合った金利設定を行っていくための態勢整備 ・収益管理システムの導入により収益指標の精度を高める。 ・プライシングガイドラインとの整合性を確立した収益管理システムの運営を図る。 ・リスク調整後の収益指標を活用した業績評価を構築する。 ・定期的に収益管理態勢の検証と見直しを行う。 ・総合的な収益管理態勢を踏まえ、原価計算(システム)の導入について検討する。	・収益管理態勢の整備に向け、収益管理システムを構築し、10月より稼働を開始した。また、システム導入に伴う新しい収益管理手法を定着させるため、行内研修を開催し、新手法による営業店予算策定と実績管理の試験運用を行った。 ・収益管理システムより出力される各収益指標等について検証し、本格運用に向けて調整を行った。	収益管理システムの稼働や行内研修を通じて、新しい収益管理手法による予算策定と実績管理を試行し、本格運用に向けた調整ができた。今後は、新しい収益管理手法に基づく業績評価の見直しや、収益やリスク等を意識した業務体制の構築が必要と捉え、また、総合的な収益管理態勢も踏まえ、原価計算(システム)の導入について早期に検討していく必要があると捉える。
東邦	新収益管理システムの活用による収益管理意識の醸成と経営資源の適正配分に向けた体制整備を図る。 収益状況やマーケット分析等を通じた店舗施策の展開。 適正プライシングの基礎となる行内信用格付制度の再構築をするとともに、自己査定格付システムの導入により信用リスク管理の高度化を行う。 信用リスクに応じた適正収益確保のためプライシングガイドラインを策定し、貸出金利体系を再構築する。	行内信用格付制度の運用を開始するとともに、信用リスクに応じたプライシングガイドラインを策定し、信用リスクを適切に反映した金利体系を構築する。 また、合わせて自己査定格付システムの稼働を開始させ、行内信用格付制度と整合的な自己査定債務者区分とすることで信用リスク管理の高度化を図っていく。 信用リスクデータ蓄積の観点から地銀協CRITSを活用し信用リスクデータベースを整備し、信用リスク管理に活用していく。	・地銀協CRITSの利用とプライシングガイドラインの策定 ・十分に信用リスクを反映した金利体系とする為、地銀協CRITSにより算出したPDを「ガイドライン金利=調達金利+貸出金経費率+信用コスト率+資本コスト率+目標収益率」とするプライシングガイドラインを策定し、平成17年11月より運用を開始した。 自己査定・格付システムの導入 ・随時査定による信用リスク管理の高度化および自己査定事務の効率化等を目的として自己査定・格付システムの導入を行い、平成17年11月より運用を開始した。	新原価計算システムは、平成18年4月から導入を予定しており、安定稼働に向けた運用を行っている。 行内信用格付制度および自己査定・格付システムの運用の精度を高めるとともに、プライシングガイドラインの営業店への定着に向け指導を行い、適正収益の確保に向けた取組みを行っていく必要がある。 女子行員やOB行員等、幅広い人材育成の展開並びに収益状況やマーケット分析に基づいた店舗施策の検討については、新中計に具体的取り組みとして織り込んでおり、今後計画に沿った取組みをしていく。
関東つくば	管理会計の整備及びこれを活用した業績評価の結果に基づく業務の再構築 ・部門別損益管理の導入に向けての検討を進める。 ・スプレッド・バンキング方式の採用	・次の部門別管理ができるよう検討を進める。 国内営業店部門 市場資金部門 国際部門 投資有価証券部門 自己資本部門 ・採算管理にかかるシステムは、「じゅうだん会共同版システム」へ移行する。 それにより、店別・個別管理はスプレッド・バンキング方式を採用する。 なお、移行時期は平成18年の予定でしたが、合併によるシステム統合を優先させるため、その後となる予定である。	・採算管理システムは、「じゅうだん会共同版システム」へ移行するための検討を進めた。	・「じゅうだん会共同版システム」の移行方針は、要件定義を踏まえ移行時期を見直して、早急に決定していく。
	信用リスクデータの蓄積、金利設定のための内部基準の整備等 ・債務者区分と整合的な内部格付制度の構築をはじめ、地域において必要なリスクをとつつ、それに見合った金利設定を行っていくための内部基準の整備を実施していく。	・「格付・自己査定システム」の導入 ・通年自己査定体制への移行、定着、による精緻な信用リスクデータの蓄積・整備 ・信用リスクデータを活用した適正金利設定の内部基準の導入	・「格付・自己査定システム」の導入を決定しシステム構築を開始。 平成18年9月全店稼働を予定する。 ・内部格付改正の検討を実施した。 ・信用リスクデータの整備・精緻化を継続実施した。	・「格付・自己査定システム」構築の作業を計画とおり実施する。 ・信用リスクデータの整備、内部格付の改正を実施して、金利設定のための内部基準の整備を実施していく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
足利	(1) 管理会計の向上 (2) 信用格付制度の精緻化 (3) 金利設定のための内部基準の精緻化	(1) 収益管理システム導入の検討 採算性の把握とともに適切な業績評価を実施し、収益力向上に向けた業務再構築を図るため、収益管理システム・原価計算システム等の更改・導入を検討する。 (2) 信用格付制度の検証・精緻化 格付別の信用コストを半期毎に検証し、その結果を踏まえ信用格付制度の見直しを実施し更なる精緻化を図る。 (3) 貸出金ガイドライン金利の精緻化 平成16年10月に信用コスト等の構成要素を精緻化し大幅改定を実施したが、今後、半期毎に検証し採算金利の更なる精緻化と機動的な金利決定を行い安定的な収益の確保	(1) 収益管理システム導入の検討 ・収益管理システム等に関する情報収集、概要決定を実施。 (2) 信用格付制度の検証・精緻化 ・従来の最上位格付よりも上位の格付区分(0格)を新設。 ・信用格付制度改定の概要決定。 (3) 貸出金ガイドライン金利の精緻化 ・適用金利水準の検証、ガイドライン金利水準の見直し実施。	(1) 収益管理システム導入の検討 収益管理システムの更改・導入に向けた本格的な検討に着手し、必要となる要件を確定する。 (2) 信用格付制度の検証・精緻化 格付別の信用コストを半期毎に検証し、その結果を踏まえ信用格付制度の見直しを行い更なる精緻化を図る。 (3) 貸出金ガイドライン金利の精緻化
群馬	・統合収益管理の活用・定着。 ・資本配賦を含むリスク・リターン管理態勢の整備。 ・信用リスクデータの蓄積と金利設定のための内部基準の見直し。	・統合収益管理と統合リスク管理の統合による、資本配賦を含むリスク・リターン管理体制の導入。 ・統合収益管理の活用・定着に向けた随層別研修等の実施。 ・営業店の置かれた環境、収益構造を踏まえた営業店自主目標の設定および取引先の採算状況に応じた営業活動の実践。	・統合収益管理による部門別収益管理・営業店収益管理を導入し、店別の主体的な利益計画に基づく銀行全体の利益計画の策定や金利上昇に伴う長期固定性貸出等に関する採算シミュレーションの実施など収益管理の高度化を進めた。 ・18年度上期につりスク量を算出し、資本配賦額の試行案を策定した(18年4月より資本配賦の試行を開始)。 ・直近(17年9月まで)の信用リスクデータに基づく貸倒確率により、18年度上期の信用コストの見直しを実施した。	・統合収益管理システムの活用が進み、業務施策と計数目標を一体化した収益管理態勢が強化された。 ・18年度上期より試行する資本配賦の本格適用に取組むとともに、配賦資本とリターンの分析、並びに資本配布を含むリスク・リターン管理態勢について検討を進める。
第四	RACARによる収益管理の定着と活用を図り、併せて金利設定における内部基準の一層の整備を進める また、信用コストの算定元となる格付制度の高度化及び信用リスクデータ計測手法の高度化を目指す	RACARによる収益管理の定着と施策への活用 ア. 営業店収益管理の高度化 イ. 主要法人先に対する個別収益管理の実施 ウ. 長期経営計画の施策へのRACAR分析結果の反映 信用リスクデータの蓄積及び格付制度の高度化 ア. 新BIS規制の対応を視野に入れたデフォルト率計測手法の高度化 イ. 地方銀行協会「CRITS」を活用したリスク管理手法の整備 ウ. 格付精度(格付スコアリングモデルのデフォルト判別力等)の検証手法の構築と検証実施 イ. 新BIS規制の内部格付制度の要件充足に向けた格付制度の整備 金利設定のた	RACARによる収益管理の定着と施策への活用 ア. 16年度の収益状況を分析し、具体的な収益向上策を常務会に提言し、17年度下期の利益計画への反映を図った ウ. 新中期経営計画に基づき、18年度の営業店業績評価制度を収益重視の内容に見直すと共に、本部収益目標の設定を実施 信用リスクデータの蓄積及び格付制度の高度化 ア. 信用リスクデータの蓄積の一つとして、CRITSでの過去データの蓄積を開始 イ. CRITSを活用した信用リスク量の計測を実施し、「信用リスクレポート」としてALM委員会に報告 ウ. 格付精度(格	RACARによる収益管理の定着と施策への活用 収益状況分析を継続し、経営戦略への分析結果の反映と共に、行内への啓蒙活動を通じてRACARの定着と浸透を図っていく。また、個別収益管理に向け、県内中核企業の成功事例の検証と対象先の拡大を図る 信用リスクデータの蓄積及び格付制度の高度化 ・デフォルトデータの蓄積を継続し、内部格付制度の整備・向上を図る ・金利設定のための内部基準を整備 貸出金利回りの現状及び貸出金利の運営方針等を行内周知することにより、利回り改善に向けた取り組みを徹底する
北越	これまで積み上げてきた収益管理手法をさらに高め、収益力の強化へ繋げる。 より収益に重点を置いた業績評価制度へ改正、結果を経営戦略に反映。 信用リスク管理の高度化を図り収益力向上に活用。 コスト・リターン管理の徹底により組織・店舗・業務の効率化を図る。 【目標】 当期純利益 17年度35億円、18年度45億円	・収益管理の強化(業務部門別、業態別及び地域別収益管理の実施) ・業績評価制度の改正(「収益重視」を鮮明にした業績評価制度の改正) ・信用リスク管理体制高度化による収益力強化 新しい自己資本比率規制に対応した内部格付制度の構築。 与信ポートフォリオ全体を見直し融資戦略の立案、実践。 見直し後のガイドライン金利に基づき法人貸出金利改善運動実施。 ・組織・店舗・業務の効率化	業績評価制度は「収益増加」に強力に取り組むため業務相利益の増加に的を絞り一部改正、部門別収益を業務相利益に一本化。 外部コンサルを導入し、信用リスク管理高度化に向け準備。 本部機構を改正し、本部渉外機能強化、融資審査部門を再編。 17年度当期利益は目標の35億円を7億円上回る42億円。	数値目標とした当期純利益は大幅に増加、収益力向上に向けた取組みが順調に進んでいると認識している。 引き続きスケジュールに基づき管理態勢の整備、収益力向上に努める。
山梨中央	1. 当行の経営資源を傾斜配分することにより、「選択と集中」を実践し、業務の再構築を図っていくために、様々な角度から採算性の評価を行い、経営判断資料として提供していく。 2. 格付と自己査定との整合性を確保するとともに、信用リスクを評価するためのデータ整備を図る。 3. 個別採算管理の強化を図るためにも、信用リスク評価に基づく金利体系について、なお一層の定着と推進を図る。	1. 多角的な採算性評価による経営管理資料の提供 2. 「格付・自己査定システム」の構築により、ローンレビュー態勢の強化、格付手法の高度化、信用リスクデータベースの充実に取組む。 3. ガイドライン金利のデータベース化と取引先への提案ツールの充実に取組むことにより、個別採算管理を強化する。	1. 当行の運用資産の構成状況につき、同規模他行に対しアンケートを実施し、当行の収益体質について検証した。 2. 中期損益シミュレーションを実施し、金利上昇に伴う当行損益の予想を試算した。 3. 17年12月のALM委員会で部門別損益を報告した際、マーケット別損益の試算結果についても報告した。 4. 17年9月にガイドライン金利をデータベース化することにより、融資関係帳票への表示と、ガイドライン金利情報の本部集計を可能とした。 5. 取引先への提案ツールとして「企業カルテ」を導入。 17年9月に2か店での試	1. 当初予定したマーケット別の損益については17年度上半期実績につき試算を行なった。今後は、多角的な採算性評価方法の高度化に取組む一方で、リスク管理指標との対比について研究を進めていく。 2. 「企業カルテ」は、提案ツールとしての利便性を向上させるため、融資支援システムへ組み込んでいく。 3. 本部集計が可能となったガイドライン金利情報については、本部における集中管理と営業店へのデータ還元態勢を更に構築していく。
八十二	収益管理態勢の整備 ・収益管理態勢を整備し、リスク・リターンに基づいた経営戦略策定に取組む。	・統合リスク管理の高度化に取組む。	・統合リスク管理の対象資産・負債を見直し、時価のないプライベート・イクイティ・ファンド、預金金利リスクを統合リスク管理の枠組みに組み入れた。 ・16年度上・下の部門別ROEの実績値を試算し、17年度下期部門別ROEの期待値を試行的に設定 ・リスク量・部門別ROEに基づきリスク・リターン方針を決定し、新たな統合リスク管理・収益管理の枠組みに基づき18年度上期資本配賦を実施	・18年度上期部門別ROEの実績把握を18年4月分実績より月次で行っていく ・リスク量・部門別ROEに基づき資本配賦と統合リスク管理の高度化を通じて、収益管理態勢の定着化を図る
	リスクに見合う金利設定を行っていくための態勢整備 ・信用リスクデータに基づき格付別目標金利の設定により、リスクに見合った貸出金利体系の構築と収益の向上を図る。 ・営業店収益管理制度を整備、見直しすることにより、収益管理態勢の一層の高度化を図る。	・毎期「貸出金利適用方針」を策定、方針に沿ったプライシング交渉の実施によりお客様の理解促進を図る。 ・収益管理態勢の整備、営業店採算管理制度のレベルアップを図る。	・プライシングワークシート作成の義務付けにより、格付に見合った個別金利方針策定が浸透 格付別最低目標金利を目指しプライシング交渉を実施するとともに、利回り改善状況を月次チェック ・17年度下期貸出金利方針および営業店スプレッドを実績に合わせて改定	格付別最低目標金利達成を目指したプライシング交渉、利回り推移の月次進捗チェックを継続する。 ・毎期市場金利実勢、取引先状況に合わせた貸出金利適用方針、営業店スプレッドを設定する。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
北國	地域密着型金融の機能強化に向けた土台を強固なものとするため、地域において必要なリスクをとりつつ、それに見合った金利設定を行っていくための体制整備など、収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組みを推進する。	・収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み ・管理会計の整備及びこれを活用した業績評価の結果に基づく業務の再構築 ・信用リスクデータの蓄積 ・金利設定のための内部基準の整備等	・収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み ・業績査定における収益目標達成率評価重視によるインセンティブの付与 ・より精緻な信用リスク管理態勢の構築のための信用リスクデータ蓄積の対象範囲拡大 ・CRITSのデータ蓄積	営業店における収益管理態勢については、収益管理データの一層の有効活用が課題であり、帳票等の改定により、個別採算管理の徹底等を推進してまいります。 信用リスクデータ蓄積に関しては、新BIS規制の対応とともに計画的に進めています。 新指標金利については、貸出条件緩和債権の判定に使用する基準金利改定との整合性を考慮して、検討を継続しています。
スルガ	1. プライシングガイドレートの適切な運用 2. 地域密着型金融の実施において、適正な対価負担を求めつつ、付加価値の高いサービスを提供するビジネスモデルを展開 (1) 本拠地である静岡県ならびに神奈川県、東京都を中心にリテールバンクを主体においた首都圏、日本の市場全体カバーするダイレクトバンクの3エリアを主な市場として展開 (2) 主たるビジネスモデルである住宅ローン事業をさらに伸ばしていくとともに、フリーローン事業、クレジットカード事業、資産連サポート事業、スモール・ミドル法人事業を含め5つのコア事業を	1. 収益管理態勢の整備 (1) 信用リスクデータの蓄積 (2) 格付自己査定システムによる債務者モニタリングの実施 (3) CRITS移動により、RAROAベースでの収益性の把握 2. プライシングガイドレートの見直し 3. 5つのコア事業の重点的な展開による収益力の向上	1. 格付自己査定システム(CRAS)の移動 2. 日本リスク・データ・バンク(RDB社)ならびに地銀協(CRITS)へ信用リスクデータを蓄積 3. プライシングガイドレートの見直し着手 4. コア事業である個人ローンならびに個人預り資産の増強により収益力を向上 5. 格付自己査定システム(CRAS)のチューニングに着手	1. CRITS(地銀協)とRDB社(日本リスク・データ・バンク)の信用リスクデータの蓄積を継続的に実施 2. 回収実績のデータ蓄積のためLEADSの構築に着手 3. ポートフォリオ管理体制を高度化するため、CRITS、CRAS、PAS、LEADSそれぞれの信用リスク管理データのシステムを稼働させ、連携を強化
泉州	・信用リスクデータの整備 ・格付制度の精緻化 ・金利設定のための内部基準の整備	地銀協CRITSの有効活用などにより、信用リスクデータの蓄積・整備 格付制度の改訂により、信用格付判定の精緻化 格付別適正貸出金利制度の継続実施	・地銀協CRITSの有効活用 ・信用Varの精緻化、四半期末毎のデータ蓄積、格付制度見直しにおける検証、制度見直し後の格付別デフォルト率の設定 ・パーゼルの内部格付手法に対応した格付体系を構築し、運用開始、関連システムをバージョンアップ 格付別適正貸出金利制度を継続的に運用	・分析・評価 ・収益管理態勢の整備と収益力の向上に向け、格付制度の精緻化に向けた改定や、それにとまなうシステム開発は計画通り進捗 ・今後の課題 ・パーゼルの「基礎的的内部格付手法」に対応した格付体系の運用は開始したものの、信用リスク管理の高度化のため対象先を拡大するなど、さらなる精緻化が課題
但馬	・政府系金融機関、中小企業支援センター等との連携強化を図ること、創業、新事業の成長段階に応じた適切な支援を行う。	・信用リスク情報統合システムを活用して、信用リスクデータの蓄積とデータベースの構築を行い、内部格付区分ごとの信用コストを算出することにより、適正貸出金利の設定基準を整備し、収益力の向上に努める。	信用リスクデータの蓄積を行った。	内部格付区分ごとの信用コスト算出のための最低限の信用リスクデータは蓄積できた。 「信用リスク情報統合システム」のデータベースを活用して、適正貸出金利の設定基準を整備し、収益力の向上に努める。
鳥取	・信用リスクデータ(デフォルト率等)の更なる蓄積・検証を行い、内部格付に基づくガイドライン金利の精度向上を図る。 ・取引先別採算管理の高度化により取引先の総合的な採算を把握し、収益力強化に向けた取組みを推進する。	・信用リスクデータの継続的な蓄積と分析・検証の実施。 ・取引先別採算管理帳票の高度化と貸出取組シミュレーション機能の充実を図る。	・直近デフォルト率を集計検証、経費率の見直しを行い、17年9月にガイドライン金利の見直しを実施した。 ・取引先別役務収益の精緻化を実施。 ・顧客情報システム(TCI)に法人取引先の取引先別採算管理機能を追加。 ・上記システムを効果的に活用するため、「採算管理活用マニュアル」を作成し営業店へ配布。 ・取引先別採算管理シミュレーション機能の見直しを実施。	・計画通り直近デフォルト率実績の集計検証とガイドライン金利の見直しを実施。来年度についても同様に実施していく。 ・取引先別採算管理を充実させるため、顧客情報システム(TCI)へ法人取引先の取引先別採算管理機能を追加したことに加え、採算管理マニュアルの作成、取引先別採算管理シミュレーションの機能充実をスケジュールどおり実施した。今後は取引先別採算管理の一層の行内浸透・定着を図っていく。
山陰合同	・信用コスト、経費の更なる精緻化を図るとともに、リスク対比での収益を軸とした評価手法を導入し、業務再構築による収益力の向上を図る方針	・評価指標の見直しによる内部格付制度の精緻化 ・システム導入による内部信用リスクデータ蓄積(パーゼル 対応) ・経費における配賦手法の見直しによる精緻化 ・信用コスト・経費に見合った金利設定のための内部基準の精緻化 ・管理会計制度の高度化による部門別収益管理体制の確立 ・リスク(使用資本)を考慮したリターン指標導入により業務再構築を行い収益向上を図る	・信用リスクデータ蓄積(パーゼル 対応)のシステム導入のための要件定義を完了し、システムの設計・開発を完了した ・資本コストを考慮したリターン指標を参考値として導入	・収益管理システムの更改による追加機能の稼働開始により、営業店カルテを変更、営業店収益管理の高度化を図る ・管理会計の高度化による部門別収益管理の整備 ・リスク・リターン指標の活用実践
中国	経営力・収益力の向上 ・創立以来124期連続黒字決算を維持してきておりますが、中期経営計画で策定した収益計画に沿った収益向上を図り、お客様からの信頼を堅持します。 ・お客様に分かりやすい信用力の象徴である外部格付機関によるA格付の堅持を目標とします。 ・株債については具体的な目標設定は控えさせていただきますが、引き続き市場から適正な評価が得られるよう開示努力を行い、お客様から信頼を得られる水準の株債の維持を目指します。	・経営の透明性の維持、IR等当行を理解して頂く努力を引き続き積極的に行います。 ・預り資産営業への人員傾斜配分により役務収益等のアップを図り収益の安定性の確保を行います。	外部格付状況 ・ムーディーズ長期預金格付A1 ・R&I長期優先債格付AA-	・順調に推移していると評価しています。
広島	・営業店の収益改善努力が銀行全体の収益向上につながるよう、収益管理を高度化する。 ・新貸出基準金利の早期定着化、個別採算管理制度の高度化等により、各種リスクに見合った適正な金利設定をすすめることと、デフォルト率の変更・基準金利の定着化状況等を踏まえ、適宜、貸出基準金利等の見直しを実施し、一層の体制強化を図る。	・新収益管理システムの導入による営業戦略を纏り込んだ予算策定、及び、より精緻な実績把握の実施 ・新貸出基準金利の早期定着化、及びRAROAを活用した個別採算管理制度の高度化等による各種リスクに見合った適正な金利設定 ・直近のデフォルト率・経費率等に基づく貸出基準金利の定期的見直し(原則:年1回)	・新収益管理システムについて要件定義を完了 ・個別採算管理表にてRAROAの実績還元 ・貸出金利適度化マニュアルの改訂及び「個別採算管理マニュアル」制定 ・実績管理について、明確単位での結果保有により、多面的分析(商品別・顧客属性等)を可能とした ・予算策定については、売上高・業種等の顧客セグメント別のシミュレーション機能をシステムに反映した。	・新収益管理システム導入に向け、実績管理に関するシステム構築は予定通り終了。 ・今後は、平成18年度上期に概算予算の策定、実績データ検証による試行稼働を実施し、下期より本番稼働の予定

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
佐賀	収益管理態勢の整備と収益力の向上に向けた取組み 信用リスクデータ等を蓄積し更に精緻化を目指した「新金利ガイドライン」の定着及び運用強化。また収益管理制度並びに営業店総合表彰の見直しとの連携等により収益力の向上を図る。 管理会計手法の向上を図ることで、より客観的基準を持ち、当行のビジネスモデル構築のための糧とする。	信用リスク関連データの蓄積 適用金利の業績評価への反映 平成18年度上期に本支店制度を見直し、スプレッドバンキングを導入 経費についてはセグメント別分析等を目的に、ABC原価計算試行機能システムを導入 平成17年度上期に「収益管理システム」の導入構築 平成18年度上期に「収益管理システム」を活用した、収益・コスト・セグメント別分析等の実施及び経営情報として報告 平成18年度上期より収益管理制度に基づく営業店総合表彰運用開始	信用リスク関連データを引き続き蓄積した。特に地銀協デフォルトデータは新BIS対応の「信用リスク情報統合システム」(CRITS)よりデータ取得を開始した。 信用リスク計量化後の信用コスト等を反映した「新金利ガイドライン」の定着・運用強化の観点から、適正金利への引上げ目標や遵守率などを業績評価に導入した。 収益管理システムを構築し、18年度導入へ向け17年4月からのデータ蓄積開始した。 スプレッドバンキング導入を前提とした本支店レートの調整を実施した。 スプレッドバンキングの導入に向けて、営業店長及	地銀協「信用リスク情報統合システム」(CRITS)のデフォルトデータと既往蓄積デフォルトデータとの信用リスク分析比較が課題であるが、今後も上記データを蓄積していく。 新金利ガイドラインの導入に伴い、その定着及び運用強化が課題であるが、案件取組み時等にリスクに応じた適正金利指導を行い収益力の強化を図る。 総額法による本支店制度からスプレッドバンキングへの移行(18年4月)に伴い、この制度内容の認識度の向上と制度運用による収益力の強化のための施策が今後の課題である。
親和	管理会計整備による収益力の強化 ・新収益管理制度を導入し、収益管理態勢を整備するとともに、収益力の向上に向けた取組みを強化してまいります。 ・特に「RACAR」を基準とした部門別収益管理態勢を完成させ、リスク・コスト調整後の部門評価を実施し、営業戦略や業務再構築に活用してまいります。	・従来の粗利益ベースでの収益管理に加え、部門別のRACAR、RAROA等を継続的に算出し、部門別にリスク・コスト調整後ベースの収益性を評価ができる態勢を確立いたします。 ・新収益管理制度を業績評価、稟議制度、マーケティング、商品戦略等に活用し、リスクとコストに見合った収益の確保を推進いたします。	・部門別収益管理態勢の構築につきましては、営業部門・市場部門・ALM部門・自己資本部門の4つの部門におけるRACARベース部門別収益の態勢にて準備を進めています。 ・「パーゼル」対応として、統合リスク管理態勢の整備を進めており、リスク量計測の高度化を図っております。	・顧客別収益管理の活用により、行員の各顧客への収益に対する意識は高まりました。さらなる活用を図り、銀行の収益に貢献する体制を構築してまいります。 ・部門別収益管理につきましては、役割と責任を明確にしたRACARベースによる部門別収益管理を確立してまいります。
肥後	金利設定のための内部基準の整備等。 RAROAの概念を取り入れた金利ガイドラインの設定、および個社別・貸出毎の採算管理を徹底することで収益力向上に向けた貸出金利の適正化を図る。	1.信用コストおよび経費(事務コスト)の精緻化に向けたデータ整備を引続き行う。 2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインを設定する。 3. 個社別・貸出毎の採算管理意識を徹底する。	1.信用コストおよび経費の精緻化に向けたデータ整備 ・CRITSへの月次でのデータ蓄積とリスク量計測の為、システムインフラ整備。(18年3月完了) ・RAROA算出に使用する経費データの採用方法の見直し。 2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインの設定 ・各コストに期待収益を積み上げていく(金利体系への改定を検討)。 3. 個社別・貸出毎の採算管理意識の徹底 ・収益評価の指標としてRAROAの概念を導入。	1.信用コストおよび経費の精緻化に向けたデータ整備 ・プライシング適正化のため、データ整備により信用コスト、事務コスト算出の精緻化を進めていく。 2. RAROAの概念に基づいた金利ガイドラインの設定 ・新たな金利ガイドラインの策定と早期運用開始。 3. 個社別・貸出毎の採算管理意識の徹底 ・RAROA概念を取り入れた採算管理システムの活用により個社別採算管理を徹底。
鹿児島	債務者区分と整合的な内部格付制度の構築 ・KeyManを軸として、さらなる信用リスクデータベースの充実を図るとともに、企業信用格付制度の拡充により、RACAR改善に取組む。	・KeyManデータベースを活用したマスタ審査層と信判断モデルの稼働・活用(前述1-(4)) ・営業戦略サポートシステムKeyManS3の活用 ・新BIS規制内部格付手法に対応する企業信用格付制度の高度化 ・リテール向け与信の信用リスクデータ整備 ・KeyManの機能レベルアップ	・本部による臨店指導実施81か店(KeyMan活用関連、審査能力向上等) ・KeyManトレーニー7名実施 ・内部格付未整備の債務者(地公体、銀行、B/S無の個人事業主、有価証券のみの先等)への対応を検討中 ・リテール向け与信のプール設定基準(リスクの特性に応じた分類基準)にかかるデータ項目の定義を実施し、KeyManを活用した収集体制構築を決定 ・現行の一般審査層向け格付モデルについて、外部コンサルティングの活用による見直しに着手	・内部格付未整備債務者への対応、および一般審査層向け格付モデルの見直しの継続実施 ・リテール向け与信の信用リスクデータ整備については、収集態勢構築の決定を受け、18年度にシステム対応予定
	営業店収益目標の基礎となる標準採算基準の検討 ・全行的な収益目標達成のために営業店が確保すべき管理会計上の採算基準を明確にする。	・営業店における顧客取引の標準採算基準の策定	・標準採算基準の考え方について本部関係部への説明会実施(17年9月) ・17年度上半期リスク・コスト調整後収益に基づく(格付別採算実績)を算出。これに基づく(格付別の標準採算スプレッド)の試算実施(18年3月) ・18年度より貸出平残目標評価を廃止し、貸出金スプレッド収益評価へ一本化。目標策定の根拠となった店別目安スプレッドを営業店へ提示することを決定(18年3月)	・試算結果に基づく標準採算基準案ならびに採算基準に基づく貸出標準スプレッド案について、関係部と協議のうえ最終案の策定を進める

2. 経営力の強化
 (3) ガバナンスの強化

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	財務内容の適正性の確認 東京証券取引所の適時開示規則に基づく「有価証券報告書の適正性に関する確認書」に対する体制強化を図ると同時に、証券取引法上の確認書の作成に向け、特に財務報告の信頼性に重点を置いた「財務報告に係る内部管理体制」の構築・整備への取組を行う。	内部管理体制の枠組み、内部分掌規程等の整備 内部管理体制の整備状況と運用の有効性に対する評価手法の確立(内部監査態勢の見直し)	証券取引法上の確認書について、18年3月期の有価証券報告書から対応すべく内部管理体制の枠組みを構築。 内部分掌規程等の整備(文書化、チェックリストの作成)を中心とする有価証券報告書の作成プロセス明確化、業務監査、自己評価制度・内部監査制度等の内部管理体制に対する有効性評価手法の確立、に向けた対応を実施。	証券取引法上の確認書対応を、当初予定していた18年9月期の半期報告書から18年3月期の有価証券報告書へと前倒し対応することとし、内部管理体制の枠組みについて検討を行ってきた。 今後は、制度運用の過程で問題点を都度修正し、内部管理体制の向上を図っていく必要があるものと認識している。平成20年度から予定されている「内部統制報告書制度」への対応も視野ながら対応していく方針。
東邦	有価証券報告書において証券取引法に基づく、財務報告の適正性についての経営者による確認を平成18年3月期より行う。 業務プロセスの見直し、内部管理手法の高度化を図る。 内部監査機能の強化 執行部門の自律的管理態勢の高度化	財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたことを適切に確認できる管理態勢を構築する。 業務における潜在的なリスクの洗い出しを行い、業務プロセスの見直し等によるリスクの制御に取り込む。 財務内容の適正性の確認に関し内部監査機能の強化を図る。 ・制度についての理解、対応すべき課題等の検討 ・基本方針の検討、策定 ・監査計画、監査マニュアル等の検討、策定 ・監査実施後の改善事項等フォローアップ 内部監査機能の美効性向上に向けた組織体制の構築検討	確認書対応支援にかかる外部コンサルティングを導入し、平成17年9月期決算における確認書対応の試行を踏まえ、平成18年3月期からの証券取引法に基づく確認の実施に向け、財務諸表等が適正に作成される体制の整備を行った。 オペレーショナルリスクの一元管理および再発防止策等にかかる検討を有効に行うため、オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、当該リスクの管理高度化を図った。 他金融機関での不祥事発生事例等を踏まえ、当行における不正リスクの網羅的な把握を目的にリスクの洗い出し作業を行った。	不正リスク対応については、把握されたリスクにもつき関連各部によりリスクインパクトや現在のコントロール方法の評価を行い、実効性のある不正防止策の策定を行っていく。 内部統制システム整備については、財務諸表作成にかかるプロセスだけでなく、日本版SOXに対応した取組みを進めて行く。 平成17年9月期の試行的取組みの中で監査を実施し、監査手法等の整備を図ってきた。平成18年3月期の本番実施に向け、より有効な監査態勢を構築していく。
関東つくば	財務内容の適正性の確認 ・内部統制をより有効に機能させてゆくためには、その作成プロセスでのチェック体制を強化するとともに、これら内部統制が意図したものととなっているかどうかを常時モニタリングし、問題が生じた場合、適切に是正していく(組織・体制作りが必要であり重要であるので、早急に内部統制の整備を図っていく)。	・当行の組織体制を内部統制の観点から見直し、財務報告の信頼性確保のための有効な組織の検討・整備及びこれらの作業と並行して、財務報告書の計数等につき作成段階と検証段階での効率性・信頼性確保のため業務フロー表等の作成	・「有価証券報告書等の適正性の確認書」の提出に伴う決算計数等の検証体制の整備に向けて、各担当部において「業務フロー」、 「ワークシート」を作成した。	・内部統制の体制整備として、組織や規定の整備などについて関係部署との協議を進めていく。
足利	財務内容の適正性の確認 継続開示会社に準じ、経営者が有価証券報告書等の記載事項についての適切性を確認できる内部管理体制を早急に構築する。	(1) 有価証券報告書等作成プロセスの分掌規定等の整備 (2) 内部監査体制の整備 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の進捗状況に対応して、随時修正していく。	(1) 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の進捗に合わせた態勢整備を図る。 (2) 代表者確認書と内部統制の評価報告セミナー実施。 (3) 財務諸表作成部署において、情報収集及び財務諸表作成プロセスの整理を実施。 (4) 18年3月期決算における、代表者が財務諸表の正確性、内部監査の有効性について確認する態勢を構築した。	(1) 当初計画通りの進捗。 (2) 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」への対応。
横浜	適正な財務諸表等を作成するのに十分な内部管理体制を構築するとともに、その運用状況を確認できる仕組みを整備し、18年3月期有価証券報告書へ確認書を添付する。	・財務諸表等の作成にかかるマニュアル・規程類について体系的に整備する。 ・財務諸表等の作成過程における検証をさらに充実させる。 ・業務プロセスの適切性・有効性およびその運用状況について内部監査部門による監査を実施する。 ・経営者が、財務諸表等が適正に作成される内部管理体制が機能していることを確認できる仕組みを整備する。	・経理業務をおこなうための基本規程となる「経理規程」を制定した。 業務分掌および決裁権限規則の見直しをおこない、責任体制を明確にした。 財務諸表等の作成過程における営業店での検証について確認事項の充実をはかった。 本部各部の財務諸表等の作成にかかる業務プロセスの文書化等、体制整備をおこなった。 内部監査部門による監査に着手した。	・経理規程および決算に関するマニュアル類は行内ホームページに記載し、利便性を高める工夫をおこなっている。 ・経理規程制定の背景などの決算事務通達への記載および説明会の実施等により、営業店・関連部署への趣旨の徹底をはかり、実効性を高めている。
北越	財務内容の適正性の確認のため、有価証券報告書にかかる証券取引法確認書の提出を目指し、内部統制強化に向けた推進態勢を整備。	企業会計審議会において検討を進めている内部統制の基本的枠組みを踏まえて、具体的な方針を決定、内部態勢を整備。	内部監査部門の設置、内部監査規程の制定 「経理の状況」以外のマニュアル作成、資料整備 内部確認書を徴求 内部確認書のチェックシートの作成 チェックシートの内部監査体制の整備	内部態勢の整備は順調に進んでいる。 今後の課題は ・チェックシートの高度化 ・内部監査の高度化 ・内閣府令確認書とともに日本版SOXへの対応(実務指針を見極めた対応)

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
山梨中央	財務内容の適正性の確認 1. 財務内容の適正性の確保に向け、取組みを強化する。 2. 有価証券報告書へ証券取引法に基づく「確認書」(以下、「証取法確認書」という)を添付する。 3. 「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づき、財務報告等に係る内部管理態勢(内部統制)を構築する。	1. 内部管理態勢構築プロセスの検討・決定 2. 内部分享規定、業務プロセス等の文書化・整備 3. 内部管理態勢の整備状況と運用の有効性の評価 4. 内部管理態勢に係る報告書(確認書)の作成	1. 「証取法確認書」添付に向けた具体的な体制整備の図り方について検討した。 2. 「財務内容の適正性」に係る内部監査実施に向けた具体的な監査手法について検討した。 3. 財務諸表及び有価証券報告書作成に係る各種業務マニュアルを制定した。 4. 「証取法確認書」添付に向けた「財務内容の適正性」に係る監査手法、監査スケジュールを策定した。 5. 内部管理態勢構築プロセスの検討・関係部間の合意を行った。	1. 「証取法確認書」添付のための体制整備が図られたことから、各種業務マニュアルの整備状況・運用状況に関する内部監査を実施し、財務報告の適正性の確保を図る。 2. 「日本版SOX」へ対応するための内部管理態勢の構築に関しては、業務プロセス等の文書化・整備等さらに具体的な手続きを進めていく。
	統制環境の整備 1. 多様化・複雑化した業務を的確・迅速に処理するため、規定・示達等の命令・伝達ルールおよび意思決定プロセスを改善し、統制環境を整備する。	1. 規定・示達に関する基本規定の改定 2. 規定類の整備およびわかりやすさの向上 3. 職務権限規定、各種会議等の見直し	1. 行内LAN(ノーツ)の「規定整備状況一覧」により規定類の整備状況の進捗管理を行った。 2. 規定・示達管理規定の全面改定および規定・示達作成要領の制定を行い、本部各部へ徹底した。 3. 規定・示達閲覧システムの4月稼働に向けて立上げ準備をすすめるとともに、各種規定の電子化およびシステム登録作業に着手した。 4. 意思決定プロセス改善案を策定した。	1. 18年4月からの新たな規定・示達ルールに基づく運用に向けた準備は予定通り完了した。今後、新たなルールに則ったスムーズな運用を促すとともに、定着化を図る。 2. 意思決定プロセスの改善については、改善案について審議を行い、より具体的な形につめていく
八十二	財務内容の適正性の確認 経営者による有価証券報告書等における財務内容の適正性の確認	・財務関係計算算出・報告等の業務手順書等の作成・整備 ・本部各部、連結子会社からの内部確認書の徴求 ・内部監査の実施	・本部各部、連結子会社の業務手順書の作成 ・本部各部、連結子会社からの内部確認書の徴求 ・外部コンサルを導入し、その助言に基づく本部各部、連結子会社の業務手順書のレベルアップ並びに内部監査実施準備等	公表が予定されている基準・実務指針につき必要に応じ外部コンサル導入も含め、対応を検討している。
富山	財務内容の適正性の確認 現在実施している確認手法をより高度化して財務内容の適正性確認の精度を高めるとともに、証券取引法での法制化のスケジュールも脱みながら、証券取引法が求める高度な確認ができるように体制整備を行う。	・有価証券報告書の作成手続検証ツールの作成や基礎情報のフローチャートの作成等を通じ現在の確認手法を高度化する。 ・財務報告に係る内部統制の評価・監査の制度化や証券取引法の改正の内容についての情報収集を行い、より高度な確認を行うための実施計画を策定し、着実に実施していく。	・「有価証券報告書作成手続検証ツール」を作成し、内容の確認、検証を行った。 ・「財務報告に係る内部統制に係る評価及び監査の基準」(公開草案)について、監査法人や地銀協等を通じ情報収集に努め、内容の検討を開始した。 ・18年3月期有価証券報告書に確認書を添付することを前提として、財務報告に係る内部統制の態勢整備として業務フロー表、業務手順書の作成等を行った。	・法制下での確認書の添付に向けて、細部に亘るリスクの洗い出し作業等更なる態勢整備を行っていくことが課題と考えている。
北國	(1)18年3月期より経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について確認を行う。 (2)本部監査部門の更なる高度化を行う。 (3)経営の監督と執行のより明確な分離を行う。	(1)財務内容の適正性については、外部コンサルティング会社の評価を得た上、更なる高度化に向けて構築を実施する。 (2)本部監査部門については外部コンサルティング会社の評価を得た上、更なる高度化に向けて構築を実施する。 (3)内部管理態勢の高度化等により、経営の監督機能と執行機能の強化を図る。	財務内容の適正性の確認 ・「有価証券報告書等作成細則」の制定 本部監査部門の高度化 ・「内部監査高度化プロジェクトチーム」の組成 監査高度化指針、監査計画等の決定 内部管理態勢の高度化等 ・内部管理態勢の高度化等、本部の機能強化を目的とした本部機構の改正	「有価証券報告書等作成細則」については、平成18年4月以降提出する有価証券報告書等の作成より適用し、適正性を確認してまいります。 本部監査部門の高度化については、制定した指針等に則り、実効性のある監査実施に努めてまいります。
福井	財務内容の適正性の確保に向けた内部管理体制の整備を図る	・財務報告に係る内部管理体制整備のプロセス決定 ・財務諸表作成に至る決算業務プロセスの洗出し ・財務報告資料等の作成プロセスに関する内部分享規定の整備 ・決算データ報告プロセス、作成資料のチェック体制及び決裁基準の文書化を実施 ・管理部署において業務プロセス(作業マニュアルやチェックリスト等)を文書化 ・内部監査部門における内部管理体制の整備状況確認と有効性評価	・決算業務プロセスの文書化スケジュールを決定。本部各部署、連結子会社の決算業務プロセスの文書化。 ・営業店決算報告に係る態勢整備として、決算関係の留意点をチェックリスト化し正確性・網羅性の強化を実施 ・財務報告資料等の作成プロセスに関する内部分享規定策定	作成文書の有効性評価の実施及び改善措置 ・改善措置に基づくプロセス、マニュアル、チェック体制等見直し

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
静岡	(1)グループガバナンス強化およびグループ経営システムを標準化 (2)平成18年3月期より、経営者が有価証券報告書等の財務内容の適正性について確認を行い、証券取引法に基づき「確認書」を添付できるよう、内部統制体制を整備	(1)連結経営に対応したグループ管理会計を構築するとともに、グループにおける内部監査機能の強化、グループ会社を対象とした業績評価制度の整備等、連結経営管理体制を強化 (2)グループにおける組織体制や業務プロセス、システムインフラの標準化など、経営システムを標準化 (3)財務内容の適正性を確保するため、内部管理体制を以下のとおり整備 ・財務報告等作成プロセスの文書化 ・本部・連結子会社からの内部確認書の徴求 ・内部監査部門による財務報告等の監査の実施	(1)グループガバナンス強化を図るため、「グループ代表者経営連絡会」を設置 (2)「グループ代表者経営連絡会」の事務局として、またグループ会社との組織的な連携を強化するため、経営企画部内に「グループ会社戦略室」を設置(18年4月「関連事業室」に名称変更) (3)月次の連結収益管理を統合リスク・予算管理会議にて還元 (4)グループ会社を対象に「連絡会」を設置し、頭取・副頭取による業務運営状況の確認と指導を実施 (5)グループ会社に対しレインネット管理システムを構築 (6)本部各部において財務報	(1)現状の分析と評価 ・グループガバナンスの強化およびグループ経営システムの標準化に向けた諸施策にスケジュールどおりに取組み、連結経営管理態勢の強化を図ることができたものと評価している。 ・平成18年3月期より、経営者が有価証券報告書の財務内容の適正性について確認を行い、証券取引法に基づき「確認書」を添付するための内部管理体制の整備は、ほぼ計画どおり進捗していること認識している。 (2)課題と対応方針 ・会社法対応のなかで、グループ内部監査体制について監査役の配置見直しを行う。 ・引き続きグループ
スルガ	1. 内部統制システムのさらなる構築のため、より実効性のあるコーポレートガバナンスの構築を重要課題として、「コンプライアンス」「ディスクロージャー」「アカウンタビリティ」「リスクマネジメント」の充実によりお客さまをはじめとするステークホルダー重視の経営を構築 2. 会計監査人の独立性を監視し、関連部署に定期報告を求め、監査の実効性を向上	1. 内部統制システムの構築 2. 経営者の有価証券報告書等における財務内容の適正性の確認実施 3. 市場規律の発揮に向けた金融機関としての情報開示 4. 行動規範の徹底 5. 監査役は取締役の意思決定プロセスを監査	1. 17年3月期有価証券報告書の適正性に関する確認書を東京証券取引所へ提出 2. 17年3月期の有価証券報告書の作成プロセス監査を実施 3. 内部統制確立のための社内プロジェクトの立ち上げ 4. 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化」への対応 5. 監査役による取締役の意思決定プロセスの監査を実施	1. 内部統制システム構築の基本方針の策定により、業務の適正を確保するための体制整備の実施 2. 「監査役監査基準」策定作業 3. 会社法施行に伴う監査役の実務対応 4. 「財務報告に関する内部統制の有効性評価」への対応
三重	財務内容の適正性の確認 ・財務報告に係る内部統制体制の整備を図るとともに、情報開示体制の整備、内部監査体制の構築を通して、ディスクローズの信頼性をより高めるための取組を行う。 ・内部統制についての法制化の動向を踏まえた内部統制評価の体制整備を図り、有価証券報告書への「代表者による財務情報の適正性に関する確認書」の添付を18年3月期から実施することを目指す。	・情報開示についての文書による規定化、開示情報の事前チェック体制の整備等の情報開示についての行内体制の整備。 ・財務情報作成手順等のマニュアル化と内部監査体制の整備、実施。 ・上記の体制整備に関する監査法人等によるコンサルティングの導入検討。	・財務報告に係る内部統制の構築に向け、監査法人とアドバイザー契約を結び、行内にプロジェクトチームを立ち上げ ・18年3月期から有価証券報告書への「代表者による財務情報の適正性に関する確認書」添付に向け準備	・内部統制の整備を図り、18年3月期から有価証券報告書への「代表者による財務情報の適正性に関する確認書」の添付を実施する。 ・内部管理態勢の強化に向け監査部内部管理監査室を内部監査部へ昇格させた(18年4月実施)。
泉州	・18年3月期より、経営者が有価証券報告書等において、財務内容の適正性について、確認を行う。(18年3月期の有価証券報告書に確認書を添付する。)	・現在、進めている内部統制評価手続の整備を18年3月までに完了させる。	・経営企画部内に専任者を1名任命。 〔17年上期〕 ・監査部・関係部との連携のもと、業務プロセス等の文書化とその有効性評価テスト(整備状況、運用状況)を実施。 〔17年下期〕 ・上期に実施した業務プロセス等の文書化と有効性評価テストの結果を踏まえ、不備の特定と改善作業を実施し、文書化シートを修正。18年1月からリハーサルを開始するとともに、18年4月から開始する本番フェーズへの準備対応。	〔分析・評価〕 ・業務プロセス等の文書化とその有効性評価テストについては、計画通りに実施。 〔今後の課題〕 ・文書化シートの完備 ・リハーサルにおける内部統制にかかるチェック作業を生かし、18年3月期の有価証券報告書(18年6月提出)の基礎資料とする方針。
南部	財務内容の適正性の確認 ○財務報告に係る内部管理体制を整備・運用することにより、有価証券報告書等において財務内容の適正性について確認を行い、その信頼性を確保する。	○財務報告に係る内部管理体制の整備(文書化および内部監査の実施等)に取組む。	○財務報告に係る内部統制の整備を目的として、会計監査人の指導・助言のもと、決算(財務報告)プロセス統制に関する文書等を整備し、内部監査による検証に向け取組み中。	○現在文書化に取組み中の業務についても、早期に完了を図るとともに、今後、文書化する業務の拡大を図っていく。 ○制度化が決定した財務報告に係る内部統制報告書の提出に向け取組んでいく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
但馬	財務内容の適正性についての検証を強化する。	財務内容の適正性についての検証を強化するとともに、開示内容の充実に努める。	財務諸表等の作成については、所管部署がその業務を分担して行うとともに、内部監査を実施して適正性に努めた。	財務内容の適正性についての検証体制をより強固なものにするため、事務分掌、検証体制および監査体制を整備する。
鳥取	・財務内容の適正性の確保に向け、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」等に基づき、内部管理体制の整備を図る。	・事務分掌規定の整備及び業務プロセスの文書化。 ・内部管理体制の運用状況に関する検証・評価。 ・内部管理体制の見直し等に関する検討。 ・内部管理体制に係る報告書(確認書)の作成について検討。	・「内部統制プロジェクトチーム」を立ち上げ専任者を配置。 ・監査法人と連携し、内部統制評価・監査制度への対応を検討。 ・「代表者確認書」に対応するため、決算補正仕訳から財務諸表作成までの「財務報告プロセス」を評価範囲として定め、リスクに対応した統制活動の文書化を実施。	・文書化した統制活動に従って財務諸表を作成する。 ・財務報告プロセスの内部監査手法を定め、内部監査を18年5月上旬までに実施する。 ・全社レベルの内部統制の初期点検方法を定め、初期点検を18年6月上旬までに実施し、「代表者確認書」に代表取締役頭取が署名のうえ、有価証券報告書に添付して提出する。
山陰合同	・18年3月期の有価証券報告書からの添付を目標に、喫緊の課題として体制整備を図る	・有価証券報告書作成にかかる業務・開示プロセスを分析し、その文書化を図る。さらに、検証のためのチェックリストを作成する ・内部監査部門による検証を的確に行なうため、監査マニュアルの作成により有効性を高め、検証体制を整備する ・文書化したルールに基づき作成されているかをチェックリストで確認し、基礎データを作成した行内・グループ内の責任者から「内部確認書」を代表者宛提出するよう求め、責任の所在を明確化する	・各部・各社の業務フローを文書化する「チェックリスト」等の様式制定 ・「半期報告書」をベースとしたチェックリストの内容をレビューし、チェックリストの様式を改定 ・17年3月期の有価証券報告書をベースとし、18年3月期の「チェックリスト」を事前に作成。その内容について監査法人のレビューを受ける ・「監査手順書」の作成 ・「有価証券報告書作成規程」の制定 ・常務会・取締役会で構築した体制の概要を報告	・レベル毎の説明会を実施することで、制度への理解を深めた ・平成17年9月期半期報告書をベースに、業務フローの文書化等を進め、具体的作業のイメージを得た ・そのうえで、平成18年3月期を想定した「チェックリスト」を事前に作成することで本番での効率的運用を可能にした。また、その内容について監査法人のレビューを実施することで、記載レベルの標準化を図った
広島	証券取引法に基づく有価証券報告書に関する「確認書」の添付に向けた態勢を整備(平成18年3月期目処)	有価証券報告書にかかる作成業務のマニュアル化等、統制に関する文書化の実施 「内部確認書」制度の充実 内部監査による検証制度の拡充	総合企画部、監査部によるプロジェクトチームを組成し、有価証券報告書の作成に関する新たな作成手順を導入するなど「確認書」添付に向けた態勢整備を実施	新たな作成手順、制度を適正に運営し、18年3月期に証券取引法に基づく有価証券報告書の適正性に関する「確認書」添付を目指す。 企業会計審議会等の審議についても注視し、内部統制システムの段階的な充実にも努めていく。
百十四	・企業会計審議会の動向を注視しつつ、内部統制の整備を行います。 ・18年3月期を目標に、有価証券報告書等に経営者の「確認書」を添付いたします。	・有価証券報告書等に記載された財務内容の適正性について、経営者が確認できるような策定プロセスの文書化を順次進めるとともに、基礎データの検証体制の構築、内部監査の実施等を行います。	・有価証券報告書・半期報告書作成手順書に基づき17年3月期の有価証券報告書、17年9月期の半期報告書について以下の施策を実施いたしました。 ・責任部署の明確化 ・責任部署における「チェックリスト」による基礎データの検証体制の構築 ・責任部署の責任者から頭取宛に「内部確認書」を提出 ・責任部署における業務体制・業務プロセスの適切性について内部監査を実施 ・財	・当初計画どおり進捗しております。 ・全社的統制の検証を踏まえ、改善案を策定予定です。 ・業務プロセスの文書化については、18年度中に完了予定です。
佐賀	財務内容の適正性の確認 以下の項目を各部門が遵守するとともに、経営者による監視態勢を強化する。 17年6月の「有価証券報告書の適正性に関する確認書」に記載した適正とする確認・検証態勢の3根拠の実効性向上を図る。 ・業務分担当及び責任部門を明確化し、各責任部門における適切な業務態勢を構築する。 ・重要な経営情報を取締役会へ適切に附議・報告する。 ・会計監査人による重要な指摘事項の有無を確認する。 ・内部監査部門、の検証態勢への組込みを行う。	財務情報のエビデンス、責任の所在、及び各部署間の相互チェックの厳格化及び明確化 重要な経営情報について、取締役会、常務会、経営会議等への附議等 会計監査人による監査意見を反映した有価証券報告書作成 財務情報に係る内部監査部門の選定、マニュアル化 「内部監査部門の検証」を中心に、有価証券報告書の適正性に資する記述の充実、実効性の向上	有価証券報告書に関し、現状の「東証あて確認書」を前提にした内容充実ではなく、早急に(内閣府令に基づく)金融庁あて確認書の提出を目指すこととし、コンサルティング会社の利用を決定した。17年12月提出の半期報告書は従来どおり「東証あて確認書」のみ提出した。 18年3月期より金融庁あて確認書を提出すべく、財務情報のエビデンス、責任の所在、及び内部監査部門のありかたについてコンサルタントの助言を軸に検討、準備作業を行った。	コンサルタントを導入し、「財務報告に係る内部統制」構築の第1フェーズとして、「有価証券報告書の確認書」に着手。予定通り進捗している。 今後、上記(17年度)の準備をベースに、実際に18年3月期有価証券報告書の適正性の検証作業を実施する。 「内部監査部門」の検証についても監査部により実施の上、確認書に記載する方針。 「財務報告に係る内部統制」の第2フェーズとして、引き続きコンサルタントの助言のもと、構築作業を進めていく。
鹿児島	財務報告にかかる内部統制、特に有価証券報告書作成プロセスに関する整備に向けた取組みの強化を図る。	・証券取引法に基づく「確認書」の添付に向けての体制整備 ・企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(公開草案)に基づく「財務報告に係る内部統制の整備検討(適時開示体制の整備、開示統制の重点評価・整備、行内・グループ内での確認制度確立、内部監査体制整備等)	・財務報告に係る内部統制構築の専門家である監査法人による行内向けの説明会を開催(17年7月) ・17年11月に監査法人によるコンサルティングを導入し、証券取引法に基づく確認書添付に向けた全行的な取組体制の整備に着手 ・監査法人のコンサルティングに基づき、18年3月期の確認書添付に向け、開示・統制活動・内部監査の試行を実施	・証券取引法に基づく確認書添付に向けて、一定レベルの体制整備は終了 ・今後も引き続き、「財務報告に係る内部統制」体制の整備に向けて取り組んでいく

2. 経営力の強化

(4) 法令等遵守(コンプライアンス)態勢の強化

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>営業店における不祥事件等の発生の未然防止を図るため、法令等遵守状況の点検の強化。また、実効性を高めるための教育の実施等、法令等遵守態勢をさらに強化する。</p>	<p>監査部署の営業店臨店時に、コンプライアンス・チェックリストの点検や法令等遵守に対するヒアリングを厳格に行うことにより、営業店の法令等遵守状況の点検強化を図る。</p> <p>また、全店に配置しているコンプライアンス責任者及び管理者に対する研修等や、本部担当部署の臨店により、営業店における法令等遵守のための更なる強力な意識付けを行う。</p>	<p>コンプライアンス責任者・管理者を全部室店に配置し内部管理態勢の強化を、また、コンプライアンス統括責任者である頭取が全店を巡回しコンプライアンス・マインドの向上を図った。</p> <p>また、各種研修会・会議等においてコンプライアンス・テーマを取り入れたほか、コンプライアンス店内研修会は月5回以上開催している。</p>	<p>様々な点検等が形骸化されないよう点検内容を改善しながら、コンプライアンス態勢の強化と、コンプライアンス・マインドの一層の向上を図るために継続した施策を実施していく。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>営業店における顧客情報の一層適切な管理・取扱いを確保するため、管理・取扱規程の遵守状況の点検強化。また、チェックシートの有効活用を徹底していく。</p>	<p>監査部署の臨店時に、情報管理チェックシートの点検を行うと共に、情報管理規程や手続が遵守されているかを厳格に監査し、適切な顧客情報の管理・取扱いを確保していく。</p> <p>また、全店に配置している情報管理責任者及び担当者に対する研修会を開催し、顧客情報の保護に対する意識をより一層強めていく。</p>	<p>情報管理室では、全部室店の情報管理チェックシート点検を毎月実施し情報管理の徹底を図ると共に、監査部では監査時において情報管理態勢について監査項目として監査している。教育体制としては、店内研修を毎月2回以上実施し、また、コンプライアンス・ニュースを研修教材として提供し実効性を高めている。</p>	<p>18年上期は、「個人情報取扱いマニュアル」を活用した集合研修・店内研修を実施していく。ルールに基づき取扱い・管理の徹底と定着が課題であり、情報管理室の全店モニタリングと監査による点検態勢の強化及び教育の充実を図り、一層の顧客情報管理態勢を確立する。</p>
東北	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化</p>	<p>法令等遵守状況の点検強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス意識の浸透 ・コンプライアンス・マニュアルの改定 ・コンプライアンス意識の強化 ・地域からの信頼性向上に向けた取組み ・不祥事件の発生防止 ・マネーロンダリングの防止 ・顧客への重要事項の説明責任の履行 ・個人情報管理態勢の確立 ・個人情報の厳正な管理 ・個人情報の厳正な取扱いの徹底 ・法令等遵守状況の点検と把握 ・「コンプライアンス状況チェックリスト」による問題点の洗い出し ・コンプライアンス自己点検の実施による問題点の洗い出し ・臨店によるコンプライアンス状 	<p>コンプライアンス意識の浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスマニュアルの改定(17年5月、17年12月) ・従業員行動規程の改定(17年12月) ・行内集合研修実施状況及び外部研修、セミナーへの参加 ・行内研修(17年度19回)、外部研修等(17年度6回) ・SC0、AC0資格取得(17年度取得者SC024名、AC010名)(合計SC0416名、AC0240名) ・個人情報に関する通信講座受講者(17年度257名) ・地域からの信頼性向上に向けた取組み ・連続休暇、指定特別休暇の取得徹底(17年5月) 	<p>17年度は、コンプライアンスの徹底を重要課題として掲げ、コンプライアンス・プログラムに基づき遂行し、コンプライアンス意識の徹底・コンプライアンスの重要性等は全役職員に浸透してきていると捉えている。</p> <p>18年度についても、地域社会からの信頼性向上を経営課題に掲げるとともに、コンプライアンス意識の浸透を経営の最重要課題として、態勢の充実や当部並びに各所管部署による各種研修等によりコンプライアンスの徹底に取り組みでいきたい。</p> <p>また、18年度より、コンプライアンス・プログラムの遂行状況管理のため、「コンプライアンス</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>・個人情報保護法の施行に伴い、本法及びその他の関連法令等を遵守し、個人情報の適正な管理・取扱いを確保するため、以下の施策に基づき推進を図る。</p> <p>顧客情報の厳正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン管理規定の見直し ・顧客情報の管理徹底 ・還元帳票の見直し ・外部委託先への監査 <p>個人情報の厳正な取扱いの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに関するルールを徹底 ・個人情報の厳正な取扱いの徹底 	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン管理規定の見直しによる電子媒体、パソコン、パスワード、ネットワークの管理強化 ・事務検査時、業務監査時における管理状況の確認実施 ・営業店への還元帳票の見直しや保存期限の見直し実施 ・個人情報を取扱っている外部委託先への監査実施 ・渉外業務等における個人情報の取扱いに係るルールを徹底 ・本部主催の集合研修時に個人情報の厳正な取扱いについて徹底 	<p>パソコン管理規定の見直し(平成17年12月改定)</p> <p>検査時、監査時における個人情報管理状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営監査部による内部監査において管理状況の確認を実施(経営監査部を除く全部室) ・経営監査部による事務検査において管理状況の確認を実施(38ヶ店、本部6部署、関連会社2社) ・外部委託先への監査 ・経営監査部による監査を実施(平成17年度は15社) ・還元帳票の見直しや保存期限の見直し ・帳票等の廃棄ルールを明確化(18年1月) ・保存帳票管理一覧表を策定(18年2月) ・文書の外部へ 	<p>情報管理の重要性については、各種研修等により徹底しており、個人情報保護法の施行以降厳正な取扱いが浸透していると捉えている。</p> <p>また、保存帳票等管理一覧表の制定や帳票等の廃棄基準及び持出基準のルール化を明確にしたことにより、情報の厳正な管理を行うよう徹底していく。</p> <p>今後も引き続き、各所管部署による研修や内部監査・事務検査等により情報管理の徹底を図っていきたい。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
山形	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>1. 行員の意識向上に向けた各種施策の反復・継続実施 2. 法令等遵守状況の点検に関する定期的な見直しと効果的な点検の実施、内容の充実</p>	<p>1. コンプライアンス・プログラムの継続実施 2. 内部点検、監査部監査の継続実施と点検内容の定期的な見直し</p>	<p>1. コンプライアンス・プログラムの実施（「CS向上への取り組み強化」、「顧客情報の管理態勢強化」を必須課題に設定） 2. 証券業務などの内部点検項目、監査手引書の見直しによる法令等遵守状況のチェック態勢強化 3. 監査部監査における特別減点項目に「取引の適切性」を組み入実施</p>	<p>1. コンプライアンス統括部門の総合企画部によるプログラム実施状況や進捗状況等に関する指導臨店の実施 2. 本部からの題材提供等とおしたコンプライアンス・プログラムの継続実施 3. 内部点検、監査部監査の継続実施と改善が必要な事項についての見直し</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>1. 情報セキュリティ関連規程の周知・徹底による顧客情報の厳正な取扱い 2. 顧客情報管理態勢の改善、情報漏えい等防止対策への継続的取組み、</p>	<p>1. 顧客情報管理態勢の強化をコンプライアンス・プログラムの必須課題に設定 2. 管理態勢やシステム面のセキュリティ強化等の実施 3. 内部点検、監査部監査における情報セキュリティ関連チェック項目の見直し・充実</p>	<p>1. コンプライアンス・プログラムの必須課題としての「顧客情報の管理態勢強化」設定による各種規程等の周知・徹底 2. 情報セキュリティ管理規程および個人情報取扱基準の改正、還元帳票等の授受・保管方法の取り扱い手続きの規程化と還元帳票等の電子化の作業着手 3. システム面でのセキュリティ強化策に関し、課題抽出と対応の方向性を策定 4. 証券業務などの内部点検項目、監査手引書の見直しによる法令等遵守状況のチェック態勢強化 5. 監査部監査における特別減点項目に「取引の適切性」を組み入実施</p>	<p>1. 顧客情報の厳正な取扱いに対する意識の向上や態勢整備等については相応の成果 2. 会議、研修等で周知・徹底による顧客情報管理態勢の強化への継続取組み 3. システム面での課題については、優先順位に沿った対応 4. 内部点検項目や監査手引書の見直しによる管理態勢強化の成果を受けた継続的取組み</p>
関東つくば	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>・コンプライアンス委員会、各運営小委員会の活動を通して当行のコンプライアンス面の課題・問題点を洗い出して、コンプライアンス遵守態勢の改善を図る。 ・コンプライアンス・プログラムの策定と実践を通して不祥事件等の未然防止を図る。 ・不祥事件未然防止に向けた監査の実施と不祥事件の分析に基づく改善策の実施 ・自店検査に実効性確保、厳正な実施</p>	<p>(年度コンプライアンス・プログラムの策定と実践) ・「顧客情報漏洩等防止」、「リスク商品取扱に関する法令・諸規則等の遵守」、「不祥事件等未然防止」の統一年度テーマ設定 ・四半期ごとのコンプライアンス・チェック実施 ・事故防止対策小委員会活動等によるコンプライアンス違反事例への対応、改善策の実施 ・コンプライアンス研修、オフィサー会議（不祥事件事例等の還元等）、コンプライアンス関連通信講座・検定試験の実施、コンプライアンス・ガイドライン発行等による啓蒙、自己啓発 ・コンプライアンス関連委員会等の運営充実</p>	<p>・17年度コンプライアンス・プログラムを実施した。 (「顧客情報等漏えい等防止」、「リスク商品取扱に係る法令等遵守」、「不祥事件等未然防止」を統一年度テーマとして設定) ・17年度四半期コンプライアンス・チェックを実施した。 ・中堅行員コンプライアンス研修（当行・他行コンプライアンス違反事例等）を実施した。 ・派遣スタッフコンプライアンス研修を実施した。 ・コンプライアンス・ガイドライン毎月発刊した。 ・コンプライアンスフォローアップ臨店を実施した。 ・事故防止対策小委</p>	<p>・コンプライアンス体制としては整備されたが、運用面について実践面で各営業部店・本部各部における優先順位を上げていく必要がある。このためには、研修・会議等あらゆる機会を通して啓蒙を図っていくことが必要と考えている。 ・各部店における法令遵守体制についての監査を実施した。今後も不祥事件・事故防止に向けた監査を実施していく。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>・還元帳票等の保存期間の明確化（含む保存期間の見直し） ・各所管部における顧客情報管理態勢の改善策検討 ・安全管理措置の整備（特に技術的安全管理措置） ・サブシステムやパソコンレベルのアクセス管理等の対応計画 FAX、コピー、印刷物のセキュリティ管理（運用面のルール見直しも含む） ・文書保管状況の改善 金庫室、書庫等の整理、外部倉庫の整理</p>	<p>・本部各々が営業店や他の部署に配付している帳票類を洗い出し、保存期間を明確化する。「帳票等洗い出しシート」 ・本部各々が所管する業務で顧客情報管理態勢の改善策を検討する。 ・各部署における顧客情報（個人情報等）管理態勢の改善策シート。 ・COM元帳の本部集中管理化 ・FAX誤送信防止システム</p>	<p>・セキュリティポリシーを改正(17.6.3) ・顧客情報管理規程を改正(17.6.3) ・COMの本部集中保管を実施。(17年8月末本部集中済) ・COM元帳の本部集中化を実施 ・個人情報一頁点検不備事項に係る改善策取りまとめを実施（個人情報管理台帳、還元帳票の見直し、営業部店内整理等） ・個人情報委託先監督基準に基づく個人情報委託先にかかる委託契約のチェック実施 ・個人データ点検および監査規程（含む自店検査）を制定 ・コンプライアンス・オフィサー会議（個人情報一頁点検実</p>	<p>・個人情報保護関連規程等は整備したが、還元帳票、個人情報管理台帳の整備など文書保管状況の改善が今後の検討課題である。 ・不注意による軽微な顧客情報漏えい等事案が散見されるため、個人情報取扱についての保護意識の向上を研修・会議等により引き続き図っていく。</p>
足利	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>(1) 新しい法制度、事務手続が制定される都度、自店検査の見直しを適宜行い、事務リスクの軽減、法令等遵守への厳格な取組みを行う。 (2) 引続きあらゆる機会を通してコンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアルの徹底を図るとともに、地方銀行協会主催「コンプライアンス担当者（次長クラス）検定試験」を活用した、法令等遵守担当者（次長クラス）のレベルアップを図る。 (3) 説明責任・個人情報保護に関する検証・改善に向けた監査部との連携強化。 (4) コンプライアンス部とコンプライアンス会議の継続的な開</p>	<p>(1) 半年毎の法令等遵守担当者（次長クラス）の連絡会実施等、営業店に対する継続的かつ効果的な啓蒙と周知徹底。 (2) 定期的な自店検査内容の見直し。 (3) 年度毎のコンプライアンス実践計画（コンプライアンスプログラム）の策定・実践。 (4) コンプライアンスへの積極的な取組みに対する営業店業績評価への反映。</p>	<p>(1) リスク商品取扱いに関するコンプライアンス態勢の一層の強化を図る目的で、自店検査項目を見直すとともに、販売に係る禁止行為を懲戒処分該当行為に追加 (2) 法令等遵守担当者連絡会議実施。(2回) (3) 個人情報保護態勢の全店総合検査実施。 (4) 監査部の総合検査や事務指導役臨店、ならびに「投資信託の取扱いに係る」適合性の原則・説明責任・遵守状況一頁点検の実施により、「適合性の原則・説明責任」の遵守状況をチェック。</p>	<p>(1) 当初計画通り進捗、引続き様々な手法を活用し、着実なレベルアップを図る。 (2) リスク商品の厳正な取扱い徹底のための態勢ならびにルール作りはスケジュール通りに進捗した。今後はルールの定着と関係部門との連携を一層深めることにより、更なる実効性の向上を図る。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>(1) 全行員の継続的教育の実施。 (2) 適切な顧客情報の管理・取扱いに関する監査体制の強化。 (3) 技術的安全措置の継続的強化。</p>	<p>(1) 行内通譯や理解度テスト、研修等を通じた行員教育の実施。 (2) 個人データ取扱状況に関する特別点検の実施。 (3) 行内イントラネット接続における個人ID化。 (4) 還元資料の電子化やコムフィッシュの本部集中化等による技術的安全管理措置の一層の強化と顧客情報管理態勢の徹底。</p>	<p>(1) 全店一斉コンプライアンス理解度テストを5回実施。また、職場内研修の必須項目に個人情報保護法関連追加。 (2) 「個人情報管理態勢に係る一頁点検」実施。 (3) 行内イントラネット接続における個人ID化実施。 (4) 情報管理に関する規定の整備ならびに個人情報保護法対応研修実施。 (5) 行内OAパソコンへのセキュリティ対策を強化（システムによる利用状況の監視、行内通信回線の光ファイバー化）。</p>	<p>(1) 研修はスケジュール通り進捗、引続き各種集合研修や行内イントラネットを活用した教育を継続するとともに、手法・内容を見直し、有効性の向上を図る。 (2) 個人情報保護法に関しては、安全管理措置の着実なレベルアップを継続。特に、技術的安全措置については、計画に沿った態勢強化を確実に進めていくとともに、行内ネットワークの高速化を基盤に、さらなる情報セキュリティの強化を図る。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
第四	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>営業店でのチェック機能向上による抑止力強化 営業店を補充する検証態勢の強化 重層的なモニタリング態勢の強化 啓蒙活動によるコンプライアンス意識の醸成</p>	<p>チェック機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全店対象の「法務チェック担当者研修」実施 ・コンプライアンス・チェックリストの見直し ・検証態勢の強化 ・複数店を所管するコンプライアンス・オフィサー導入の検討 ・モニタリング態勢の強化 ・監査役・監査部・コンプライアンス室の情報交換の強化 ・コンプライアンス・リスク管理向委員会の連携強化を通じた未然防止体制の構築(異例事項の再発防止策をリスク管理委員会で検討する) ・啓蒙活動 ・全階層別研修でのコンプライアンス研修の実施 ・パート従業員を含めた店内研修の実施 	<p>17年4月～18年3月の進捗状況</p> <p>全店を対象とした「法務チェック担当者研修」を実施 情報管理の徹底のため、「個人情報漏えい防止セルフチェックリスト」を制定し全店配布 コンプライアンス・チェックリストを改訂 コンプライアンス委員会での検討等を踏まえ、リスク管理委員会で情報管理強化策の進捗状況を継続管理 全階層別研修でのコンプライアンス研修の実施 コンプライアンスに関する教材を提供し、全店でパート従業員を含めた店内研修を実施</p>	<p>・情報管理を中心にコンプライアンスの徹底に取り組んでいるものの、18年度以降も引き続き情報管理の重要性の啓蒙に注力していく</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>情報漏えい防止に向けた態勢の構築 顧客資料・還元資料の抜本的な見直し パート従業員を含めた広範かつ多面的な啓蒙活動</p>	<p>情報漏えい防止態勢の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報漏えい防止ソフト導入 ・顧客・還元資料の見直し ・還元資料の削減(当面2割削減を目標) ・顧客資料の保存期間・取扱いの明確化 ・還元資料の顧客宛郵送業務の外部委託化 ・広範・多面的な啓蒙活動 ・長期在籍パート研修における情報管理の集中講義の実施 ・全階層別研修における情報管理講義の実施 ・P S M (プライバシー・セキュリティマネージャー) 等行外関連資格の取得推奨 ・e - ラーニングによる研修の充実 	<p>営業店・本部・関連会社への情報漏洩防止ソフト導入を完了 営業店向け還元資料84種類(全体の22.6%)を廃止 郵送業務の集中化を決定し、その上で2資料の顧客宛郵送業務の外部委託を実施 7年以上在籍のパート従業員約400名を対象にコンプライアンス集合研修を実施 全階層別研修で情報管理徹底を中心としたコンプライアンスに係る講義を実施 P S M 検定に約370名が合格 e - ラーニングによる「個人情報保護法研修」を実施 全店(パート従業員を含む)で「個人情報保護法」に係る店内研修を行ったほか、「情報</p>	<p>18年度についても引き続き情報管理意識の浸透を図ると共に、漏えい防止に向けたより具体的な対応策を進めていく方針 還元資料の更なる削減及び電子化、顧客宛郵送業務の外部委託の拡大等、今後も具体的な情報管理策に注力 長期在籍パート従業員の集合研修はコンプライアンスの重要性の再認識機会として有効、受講者からも好評であり、今後も継続実施の予定</p>
北越	<p>営業店に対する法令遵守状況の点検強化等</p> <p>これまでの取組みを一層強化し、全行員に法令等遵守の意識を徹底させるとともに、多重チェック体制の確立を図る。</p>	<p>実地検査および自店検査の検査項目および検査手法の見直し。 法令遵守担当者によるチェック項目及び自己点検項目の見直し。 各種研修における講座内容の見直し。 公益通報者保護法の施行に合わせた内部通報制度の充実による相互牽制機能の強化。</p>	<p>下記施策を検討・準備、18年度より実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業店内部監査実施、自店検査改正(検査項目、手法見直し) ・研修強化(職場内研修、部長研修、法令遵守担当者研修新設等) ・コンプライアンス違反等報告制度制定(相互牽制機能強化) ・法令遵守担当者チェック項目、自己点検項目見直し 	<p>・予定していた取組みの検討及び準備はすべて完了し、18年度から実施。 ・今後は随時、実施結果を踏まえた見直しを行うことにより、さらに法令等遵守意識を徹底させるとともに、遵守状況の点検強化を図り、法令等遵守(コンプライアンス)態勢を強化する。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>これまでの取組みを一層強化し、顧客情報の漏えい防止に努めるとともに、役職員の情報管理に対する意識の徹底を図る。</p>	<p>顧客情報の漏えい防止のための安全管理強化 顧客情報の持ち出し管理強化 FAX取扱い管理強化 パソコン等の管理強化 店舗入退店の管理強化 役職員の情報管理に対する意識の徹底 行内研修等における情報管理をテーマとした講義の実施 全行員を対象とした自己点検の実施</p>	<p>顧客情報漏洩防止に係る安全強化策実施。 FAX取扱い、個人情報等の持ち出し、パソコン、店舗入退店など管理強化 全行員を対象とした個人情報取扱いに関する自己点検(6月、9月)を実施し、情報管理に対する意識を徹底。</p>	<p>・適切な顧客情報の管理・取扱いに向けた管理強化策の実施並びに役職員への意識の徹底に伴う成果は着実に現れている。 引き続き、安全管理の強化と意識の徹底を図る。</p>
山梨中央	<p>1. 営業店に対する法令等遵守状況の点検を強化し、法令等遵守への取組みを一層高める。 2. 適切な顧客情報の管理・取扱いを徹底する。</p>	<p>1. コンプライアンス・プログラムの重点目標に「風通しの良い職場づくり」を掲げ、継続的に良好なコミュニケーションづくりの意識付けを行うことで、職場での相互点検による不祥事の防止を図る。 2. コンプライアンス・チェックシートにより、重要な法律への対応状況についての自己点検を継続実施する。 3. 顧客情報の取扱いに関する点検シートにより、自己の情報管理に対する取組み姿勢をチェックすることを継続する。 4. 研修会議等、様々な機会を使って、適切な顧客情報管理を徹底する。</p>	<p>1. コンプライアンス・チェックシートで「風通しの良い職場づくり」「個人情報保護」に係る項目を中心に、上期中3回自己点検を実施した。また、監査部の臨店検査による検証を行った。 2. 顧客情報管理態勢の実効性を点検すべく「顧客情報の取扱いに関する点検シート」により、全店点検を行った。</p>	<p>1. 点検結果および良好な取組事例をコンプライアンス委員会に報告するとともに全店還元し、意識の向上を図った。今後も継続実施していく。 2. 「顧客情報の取扱いに関する点検シート」、「顧客情報管理態勢チェックリスト」により、顧客情報管理に係る行内規定の遵守徹底が図られた。今後は、浸透度を検証するための認知度テスト等を実施していく。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
八十二	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等法令遵守のための取組み</p> <p>・法令等遵守事案への対処・再発防止策の検討等を協議・答申する機関の設置検討。 ・営業店監査、本部監査における法令遵守態勢の検証強化(監査部)</p>	<p>・17年上期中に、法令等遵守事案への対処・再発防止策の検討等を協議・答申する機関(経営層を含む)の設置を検討する。 ・17年下期中に、法令等遵守事案の収集・分析体制を整備し、関係部との連携を強化する方策を検討する。 ・18年上期中に、法令遵守実践状況を検証するため本部関連部の連携体制を検討する。</p>	<p>・コンプライアンスおよびオペレーショナルリスク管理に係る基本方針、重要事項等を協議・決定する経営層によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、本部部所室長によるコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会を設置</p>	<p>・コンプライアンス実践状況を検証するための本部関連部の連携体制検討(18年上期) ・18年度から法令遵守をより重視する監査体系に移行、新監査手法の精度を向上させるとともに、不正防止のためのより有効な手法を検討していく</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱の確保</p> <p>顧客情報の保管・管理態勢を整備し、漏えい等の防止を図る。 個人情報等の取扱に関する実務上の傾向的ウィークポイントについて、職場研修等により徹底を図る。 技術的安全管理措置について、ロードマップに基づき着実に対応を図っていく。</p>	<p>・関連規程の見直しにより顧客情報の保管・管理方法をより具体化し、内部点検の対象範囲を拡大する。 ・顧客情報管理者である部店長の役割を再徹底し、部店長の率先垂範による態勢を強化する。 ・個人情報等の取扱に関する示連運用事項の規程・基準化を進める。 ・分散システムを中心とした技術的安全管理対応について、対応ロードマップに基づき着実に対応していく。</p>	<p>個人データ台帳の見直し実施 関係規程(事務総則)の改正(簿書の保管管理方法の明確化) 内部点検への点検項目の追加 48店舗で個人情報保護法対応の特別部分検査を実施 リスク統括部に対し同法遵守状況のテーマ検査を実施、遵守状況を検証 還元帳票管理体制の見直し着手</p>	<p>・営業店保管文書の本部集中化の推進 ・イメージ集中保管システムの拡大・本格実施(18年度) ・ファクシミリ誤送信防止システムの導入 ・お客さま宛郵送物の削減のための見直し作業実施、郵便物の集中発送の実施検討 ・事務点検運動、臨店事務指導等における事例開示と注意喚起の継続実施 ・監査部監査での遵守状況を継続検証</p>
北陸	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>・コンプライアンス統括部署を一元化し、態勢強化を図る。 ・不祥事件を未然防止するための態勢を整備する。</p>	<p>・リスク統括部内にコンプライアンス統括室を新設 ・全ての営業店に配置しているコンプライアンス委員に対して、勉強会開催のテーマを与え、その開催報告を取り受けて、モニタリング機能を強化 ・コンプライアンス遵守や顧客情報管理等に主眼を置いた行動チェックシートを制定 ・不祥事件だけではなく、その温床となる顧客からの苦情・トラブルおよび事務ミスも全て本部報告を行う体制とし、不祥事件の未然防止態勢を強化 ・各種法改正への対応も強化</p>	<p>・コンプライアンス委員会の開催(期中:計10回) ・「北陸銀行員の行動7か条チェックシート」を制定し、スタッフを含む全職員が期間を限定して集中的に自己の行動をチェックすることで、法令等遵守に対する意識の再徹底を図った(9月)。 ・監査態勢の強化の一環として、不祥事件へは監査部が主体的・独立的な調査を行う体制とした(7月)。 ・「苦情対応管理規定」を制定して、営業店からの報告体制を見直しするとともに、本部内報告体制の再整備を実施(9月)。</p>	<p>10月の組織改正において、リスク統括部内にコンプライアンス統括室を新設し、統括部署を一元化した。お客さま相談室や法務室との連携も一層強化することで、法令等遵守態勢の強化に努めている。コンプライアンス勉強会のテーマを本部で決定して、全店統一コンプライアンス勉強会を定期的に開催する体制とし、営業店における法令等遵守状況・定着状況の点検強化を図っている。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>組織横断的な取り組みが推進できる態勢づくり。 顧客情報の厳正な取扱を含めた事務堅硬化の向上。 顧客情報の管理に関する監査の実施。 顧客情報を含む書類の削減およびデータ化の推進等による、管理すべき情報量のコントロール。 顧客情報を含む書類・データの認識強化。</p>	<p>・顧客情報漏洩撲滅を目的に顧客情報保護管理委員会を設置し、同委員会を中心に各種施策を検討・実施 ・全営業店の営業課長を対象とした研修会を開催 ・監査部を中心とした情報管理にターゲットを絞った部分監査の実施 ・帳票、還元計表の削減・統合およびデータ配信の促進 ・顧客情報を含む資料への「顧客情報含む」等の表示実施 ・営業店からの顧客情報管理に関する取組良好事例(FAXや郵便物の削減提案等を含む)の吸い上げ、全店へ還元</p>	<p>・「顧客情報保護管理委員会」を設置し(5月)、顧客情報漏洩事故の発生原因の分析や再発防止策等を検討。 ・同委員会での協議を受けて、緊急営業課長会議を開催し、顧客情報の保護・管理について全行的に再徹底を図った(6月)。 ・「事務堅硬化推進委員会」を設置し(5月)、「顧客情報保護管理委員会」と連携して、良好事例の紹介(6月)、顧客情報管理の緊急提案制度の募集およびFAX・郵便物の削減運動やEB化推進等を実施(7月)。 ・経営陣の関与を一層高めるために、顧客情報漏洩事故に関する取締役会への報告内容を拡充(7月)</p>	<p>・FAXの誤送信、書類の誤送付、窓口での誤交付が発生したことを鑑み、再発防止に向けた取組に努めてきた結果、発生件数は減少している。 ・「顧客情報保護管理委員会」の開催や部分監査の継続的な実施により、各種施策・顧客情報の管理方法等の実効性を検証するとともに、情報資産台帳の再整備を行い、今後も情報管理態勢を強化し、情報漏洩の撲滅を図っていく。</p>
富山	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>・コンプライアンスが全ての業務の大前提であるとの認識に立ち、役職員全員が全ての行動に倫理感を強く持ち規律ある組織体制の定着を図るべく、徹底した教育・啓蒙活動を引続き行う。 ・不祥事件に対しては、「不祥事ゼロ宣言」のもと、不祥事根絶に向けた取組みを行っているが、より一層内部管理・監査体制の強化を図る。</p>	<p>・SCO等の資格取得者割合を高める ・直接報告相談制度の浸透化を図るため、全役職員へ同制度の創設を周知徹底させるとともに、通報者保護制度の厳格な運用により、実効性の確保を図る。</p>	<p>・コンプライアンス・マニュアル(法令編)について、証券業務と個人情報に関する項目を追加した。 ・SCOの資格取得を推奨し取得者割合が高まった。 ・全銀協の倫理憲章の改定に伴い、「行員倫理規定」及び「コンプライアンスマニュアル」を改定し、内容の充実に努めた。 ・公益通報者保護法の施行(18年4月)を踏まえ、直接報告相談制度の改定を検討した。</p>	<p>・コンプライアンスが全ての業務の大前提であるとの認識に立ち、引き続き、会議、研修等あらゆる機会を通して、コンプライアンス・マインドの醸成を図る。 ・不祥事件未然防止等に向けた対応策を検討し、更なる体制整備を図る必要がある。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
北國	(1) 内部管理態勢の充実・強化による法令等遵守態勢の確立 不祥事件等を根絶し、健全な業務運営を確保するために、内部管理態勢の一層の充実・強化により、役職員のコンプライアンス意識の再徹底を図りながら、企業風土を刷新する。 (2) 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 顧客情報管理に関し、情報管理対策委員会を中心に、一層適切な管理・取扱い態勢の整備に努める。	(1) 内部管理態勢の充実・強化 業務改善計画の取組みに対する経営姿勢の明確化 実効性のある不祥事件未然防止策等の策定 厳正な事務処理の徹底と内部牽制機能の充実・強化 本部監査機能の抜本的な見直し (2) 顧客情報の管理・取扱い態勢の整備 顧客情報の管理・取扱いについての態勢の強化 ・外部委託先管理態勢の見直し ・情報資産取扱管理規定の改訂 ・システム措置による漏洩防止策の検討 ・研修教育体制の見直し検討	内部管理態勢の充実・強化 ・倫理憲章の制定 ・集金受付票、などの事務帳票の改定 ・コンプライアンス・マニュアルの電子化 ・階層別コンプライアンス集合研修の実施 ・コンプライアンス責任者会議の開催 ・店内検査サポートチームによる店内検査サポートの開始 ・特別検査チームによる特別検査の開始 ・内部監査高度化プロジェクトチームの組成 ・疑わしい取引の届出についてのシステム管理の開始 顧客情報の管理・取扱い態勢の整備 ・情報資産対策規程、「顧客情報書類郵送事務基準	内部管理態勢の充実・強化につきましては、経営陣の間を高めながら、各施策の一層の実効性向上に努めてまいります。 顧客情報の管理・取扱い態勢の整備につきましては、情報漏洩の未然防止のための施策をさらに検討し、具現化してまいります。
福井	適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 顧客情報の適切な管理・取扱いの方法について機能できるルールを策定していく。 技術的安全管理措置についても実現可能性を見極めながら対応していく。 上記の状況を監査し、それを改善につなげて、個人情報保護を含む顧客情報の適切な管理・取扱いができる態勢を確保していく。	・本部関連チームを横断的に組織する「情報管理WG」において、情報管理に関する事項を討議し、必要となる対応策等を確認していく。 ・情報管理に関する事項のうち重要なものは、個人情報保護法対策委員会を活用して、迅速にその対応方針を定めたい。 ・個人情報データの漏洩防止対策 インターネット環境(顧客取引を除く)のセキュリティ強化	・情報管理に関する委員会、ワーキンググループを開催し、「文書管理」「FAX送信ルール」「情報セキュリティ」等について対応策を実施。 ・情報セキュリティロードマップに基づく各種システム、及びネットワークのレベルアップ策の実施。	優先課題であった文書保存体制の見直しについては組織的取組の下、改善が図られてきていると認識している。システム的な対応強化についても、計画に従った取組が図れている。 今後、不備事項の状況確認および深度ある分析を行い、更なる態勢確立に向け実効性ある対応策の検討を行っていくことが課題。
静岡	営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等 (1) コンプライアンス・プログラムの進捗状況チェックを通じた不祥事件再発防止策の運用状況・実効性の検証 (2) 内部牽制機能の強化 (3) 行員等に対するコンプライアンス意識の一層の徹底 (4) グループ会社の法令等遵守(コンプライアンス)態勢の一層の強化	(1)コンプライアンス・プログラムに盛り込んだ不祥事件再発防止策の実施ならびに運用状況のモニタリング (2)コンプライアンス・オフィサーの設置と同職によるモニタリングを通じた内部牽制機能の強化および改善指導の実施 (3) 職群別ベネチック研修(コンプライアンス面)の実施 (4) グループ会社の法令等遵守(コンプライアンス)態勢診断の実施とそれに基づく法令等遵守(コンプライアンス)態勢の標準化実施	(1) コンプライアンス・オフィサーによる全店臨店を通じたモニタリングの実施 (2) コンプライアンス・プログラムに盛り込んだ不祥事件再発防止策について四半期毎の進捗状況チェックを実施し、コンプライアンス会議に報告 (3) グループ会社3社の法令等遵守(コンプライアンス)態勢診断による実態把握及び各社のリスク度合いに応じた改善策を策定	(1) 現状の分析と評価 ・コンプライアンス・オフィサーによる全店臨店を通じ、営業店長への牽制機能を発揮するとともに、営業店における法令等遵守(コンプライアンス)のモニタリング及び営業店指導を実施できたものと評価している。 ・コンプライアンス・プログラムに盛り込んだ不祥事件再発防止策について、四半期毎、進捗状況チェックを実施し、18年6月末完了予定の1項目(監視・防犯ビデオの全店設置)以外は全て実施した。 ・コンプライアンスに対する均質な情報提供を行うため、ベネチックビデオ研修(コンプライアンス)の
	適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1) アクセス履歴管理やデータ暗号化対策にかかる未対応システムへの対応を実施 (2) 顧客情報管理態勢の一層の整備、誤FAX・誤郵送・誤返却等の絶無に対し、CSRの観点からグループ会社も含め継続的に取組み (3) 営業現場における情報保管量の削減を図り、情報漏えい等が発生するリスクを削減	(1)未対応システムへの対応計画については、平成17年5月よりスケジュールに基づく進捗管理およびサポートを実施。技術的安全管理措置として対応が必須な項目については、平成18年度中に対応完了予定 (2)個人データ台帳のシステム化への取組み、並びに誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止に継続的に取組み、情報漏えい等の発生を防止 (3)営業店還元資料の削減や各種書類の本部集中化等に取組み	(1)アクセス履歴管理やデータ暗号化対策にかかる未対応システムへの対応 ・対象69システム中44システム対応済 ・ウイルス対応ソフト導入は対象15システム中10システム対応済 (2)個人データ台帳のシステム化、誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止への継続的取組み ・個人データ台帳のシステム化は、具体的な活用方法や保有データ項目の検討とともに、システム部門とシステム概要に関して打合せを実施 ・誤FAX・誤郵送・誤返却等の防止は、継続的な注意喚起により情報漏えい等の防止に取組み	(1) 現状の分析と評価 ・技術的安全管理措置への対応については、対応に長期間を要するため、期日管理に万全を期している。 ・誤FAX・誤郵送・誤返却等の情報漏えい等は絶無までには至らないものの、確実に減少しているものと評価している。 ・営業店還元資料の削減や各種書類の本部集中化等、営業現場での保管帳票削減を一部前倒し実施し、情報漏えいリスクの削減に取り組んだ。 (2) 課題と対応方針 ・17年度の安全対策点検結果に基づき、新たに対応の必要が判明したシステム(グループ会社システムを含む)を策定済の対応
スルガ	1. 不祥事件等の発生を未然防止を図るため、営業店に対する法令等遵守状況の点検を強化 2. 顧客情報管理に関して、個人情報保護法ならびにその他規範に基づき、適切な管理・取扱いを確保	1. 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化 (1) 内部監査の拡充 (2) 営業店業務管理の本部集中化 (3) 社員教育の徹底 2. 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 顧客情報管理プロセスの見直し (2) 取扱いマニュアルの拡充 (3) 社員教育の徹底	1. 営業店に対する法令等遵守状況の点検態勢強化 営業店監査の実施、リモート精査の導入、諸居センターの設置、コンプライアンス会議の開催、コンプライアンス・チェック等の実施、証券コンプライアンス研修実施、階層別・職種別研修の実施 2. 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 個人情報一斉点検の実施、個人情報権即基準の策定、個人データ細部の実施、自店検査項目の追加、業務委託契約先アンケートの実施、業務委託先に対する監査の実施 3. 個人情報保護法の施行に伴う監査を実施 4. 内部監査部検査機動検査班によるターゲット検査	1. 営業店に対する法令等遵守状況の点検態勢強化 (1) 営業店監査のバイロット運用を行い、18年度より営業店監査を本格稼働予定 (2) コンプライアンス会議のほか、階層別・職種別・業務別研修において、周知徹底実施 (3) 諸居センター、リモート精査の稼働を開始し、本部による管理、確認態勢の構築 (4) 各種セルフチェックを定期的実施 2. 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 (1) 個人データ細部の徹底 (2) 業務委託先に対する監査を継続的に実施
清水	・ 営業店に対する法令等遵守状況の点検強化。 ・ お客さま情報の管理に関しては、より一層適切な管理・取扱いの確保。	・ 不祥事件等の発生を未然防止を図るため、コンプライアンス責任者及び管理者による業務中の動態チェックの実施。 ・ 各チェックリストの継続実施。 ・ モニタリングの実施。 ・ 従業員への教育活動を継続的に実施。	・ コンプライアンスモニタリングの実施 ・ 個人情報保護法の勉強会の全店実施 ・ 定期的な情報提供によるマインドの醸成	・ 全店のコンプライアンスに関する状況を正確に把握するためのコンプライアンスモニタリング、個人情報保護法に関する営業店研修会、法務ニュース等により、全従業員のコンプライアンスマインド向上を継続的に実施していく。 ・ 不正事件防止のために業務点検実施要領を改定し、職場離脱時における業務点検態勢を改善しており、今後は業務中の動態チェックの強化を図っていく。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
三重	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>・コンプライアンスの実践の徹底、知識の向上等により職員のコンプライアンス意識を一段と高め、不祥事件等の発生を未然に防止する。 ・研修の実施等により個人情報保護ルールの遵守を徹底し、適切な個人情報の管理・取扱いを確保する。</p>	<p>・ハイリスク項目を対象とした業務監査部による機動監査の実施頻度を増し、監査の深度を高める。 ・コンプライアンスビデオ、法務ニュースを作成し、全部店で継続的に勉強会等を開催する。 ・研修等で個人情報保護に関する規程類の内容、不備事例等を解説し、周知徹底を図る。 ・各本店において個人情報の管理・取扱い状況の点検を定期的に実施する。 ・個人情報保護法取扱マニュアルの内容を充実させる。</p>	<p>業務監査部による機動監査を64カ店で実施 コンプライアンス研修を実施し延べ707名が受講 検定試験受験、通信講座受講を勧奨 コンプライアンスビデオ、法務ニュースを作成し全部店に配付 全部店でコンプライアンス勉強会を毎月実施 「三重銀行行動憲章」制定(18/3) コンプライアンス研修の中で個人情報保護に関する研修を実施 全部店で個人情報の管理・取扱い状況の3カ月毎の点検をルーチル化 個人情報保護法取扱マニュアルを一部改訂</p>	<p>・引き続きコンプライアンス研修の充実、情報発信量の増加等により、職員のコンプライアンス意識を一段と高める。</p>
泉州	<p>・企業倫理の確立に向けた取り組み ・三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下MUFJ)の一員としてのグループコンプライアンス態勢の整備 ・個人情報保護法への適切な対応 ・マネー・ロンダリング防止対応の強化 ・苦情・トラブル再発防止と反社会的勢力の介入排除</p>	<p>不祥事件防止に向け、部店長によるチェックを実施 MUFJからのノウハウ吸収 個人情報保護法に関する行内態勢の整備状況を検証・改善 厳正な本人確認の実施、犯罪性口座取引の排除 苦情・トラブル対応ルールの徹底、本部の適切な研修・教育の実施 反社会的勢力の事前照会受付 優越的地位の濫用防止に向けた対応策の検討と実施</p>	<p>不祥事件防止に向け、各本店の現状について部店長が不祥事チェックリストに基づき点検を実施。 不祥事件防止マニュアル改定 「倫理綱領」「行動規範」の制定(MUFJとして) コンプライアンスマニュアル改定 個人情報保護法にかかる一斉点検に基づいて、不備事項への対策を策定、検証を行う仕組みを構築 個人情報保護対策PTを毎月定期開催 犯罪性口座や疑わしい取引を早期に発見するため、月次・日時で営業店に還元資料を配信 コンプライアンス委員会でも毎回苦情事例を紹介。 相談センター宛、反社会的勢力の事前照会を受</p>	<p>〔分析・評価〕 ・個人情報保護法施行後の対応については、行内態勢が整備されつつある。 ・苦情・トラブル報告の受付は、期毎に減少、継続的に苦情事例、未然防止策を還元しており、営業店に浸透してきている状況にある。 ・教育・研修活動については、個人情報保護法に関連する法令や行内ルール等を中心として意図的に取組みを行った。 ・一定の取引に際しての反社会的勢力の照会については、事前照会を必須としている。 〔今後の課題〕 ・個人情報保護法にかかる行内態勢を整備するために、研修・教宣を通じて法令、行内ルール、個人情報漏</p>
南部	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>o法令等の諸規定を遵守するとともに、厳格な安全管理体制を構築し、顧客からの信頼を確保する。</p>	<p>o関係法令や金融庁ガイドライン等に沿った顧客情報保護体制の有効性・実効性の点検・監査および安全管理措置の充実・強化。 o顧客情報の漏洩・流出等を防止するための方策と管理体制の強化。 o顧客情報保護・安全管理にかかる従業員教育・研修の充実。</p>	<p>o基本方針・規定の遵守状況のモニタリング ・点検リストによる部署毎の規定等遵守状況の点検実施 ・店内検査による点検、及び監査部による内部監査実施(140部署) o情報保護管理計画の策定 o顧客情報管理台帳の作成 o漏洩等防止策の実施及びシステム保護対策 ・顧客情報の持ち出し、FAX送信等の事務取扱厳正化 ・誤送付防止策、パソコン盗難防止策(ワイヤード)を実施 ・安全対策実施計画の策定、行内情報系通信ネットワーク暗号化完了 o従業員への情報管理にかかる教育・研修の充実 ・各部署毎の勉強会(月1)</p>	<p>o内部監査結果、点検リストによる点検結果等より、情報管理関連規定等の遵守状況は良好で顧客情報管理態勢も浸透してきており、従業員の情報管理に対する意識は高まっている。 o引き続き、有効性・実効性の高い顧客情報管理態勢及び安全管理措置の継続的な整備・改善が課題であり、漏洩防止策等の強化、従業員の教育・研修等の充実を図っていく。</p>
但馬	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化</p> <p>「コンプライアンス・プログラム」等の見直しを行うとともに、機会教育を通じて、法令等遵守態勢の強化を図る。</p>	<p>「コンプライアンス・プログラム」等を適時見直しするとともに、進捗状況を定期的に確認し、より強固な法令等遵守態勢を構築する。</p>	<p>1. 「コンプライアンス・プログラム」等を適時見直しするとともに、その進捗状況を定期的に確認した。 2. 外部の検定試験である「コンプライアンス検定試験」を実施し、行員のスキルアップを図るとともに、内部監査を充実させた。</p>	<p>引き続き「コンプライアンス・プログラム」等を適時見直しするとともに、その進捗状況を定期的に確認する。 行員のスキルアップを図るため、外部検定試験を実施するとともに、内部監査や行内研修等機会教育を通じて、法令等遵守態勢の強化を図る。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>「個人情報保護規程」等の見直しを行うとともに、機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう、態勢の強化を図る。</p>	<p>「個人情報保護規程」等を適時見直しするとともに、行内研修や機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう、態勢の強化を図る。</p>	<p>1. 外部の検定試験である「個人情報保護オフィサー検定試験」を実施し、行員のスキルアップを図るとともに、内部監査や自店検査を充実させ、適切な管理・取扱いに努めた。 2. 行内研修の参加者に対し、個人情報保護法理解度テストを実施して、より一層適切な管理・取扱いが確保できるよう努めた。</p>	<p>引き続き「個人情報保護規程」等を適時見直しするとともに、その進捗状況を定期的に確認する。 行員のスキルアップを図るため、外部検定試験を実施するとともに、内部監査や行内研修等機会教育を通じて、より一層適切な管理・取扱いが確保できる態勢の強化を図る。</p>
山陰合同	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>・個人情報保護に係る基本方針(個人情報保護宣言、個人情報保護規程)に基づき、厳格な個人情報保護態勢を構築し、お客様からの揺るぎない信頼を確保する ・モニタリングの充実とコミュニケーション強化により問題認識の共有化を図り、コンプライアンス徹底のため適確な対応を図る ・真に体得できる教育・研修の充実により、全役職員のコンプライアンスマインドを向上させ、高い倫理観と規律ある企業風土の醸成を図る</p>	<p>・コンプライアンス活動記録を半年に1回フィードバックすることでモニタリングの精度を高める ・コンプライアンス・アドバイザーを配置し、機動的かつ実効性のある指導体制を構築する ・個人情報保護法、与信説明責任義務等の新分野を監査項目として取上げるなど、内部監査態勢を強化する ・職員及び職場における倫理意識の浸透度を調査(モラル・サーベイ)し、全店的な傾向の把握・分析および倫理意識浸透のための施策に活用する</p>	<p>・コンプライアンス・モニタリング記録と本部報告による問題認識の共有化・通期で延205カ店、603件の報告受領 ・CR統括部に5名のコンプライアンス・アドバイザーを配置し、顧客情報管理に特化した臨店指導を実施(延340カ店) ・個人情報保護法、与信説明義務等の新分野を監査項目として取り上げたほか、不正防止に係る監査を充実させた ・部店内研修用コンプライアンス確認ドットルを導入 ・モラル・サーベイの実施</p>	<p>・モニタリング報告により、リスク認識が高まり、自主ルールを策定する等の積極的な取組みが行われた。 ・コンプライアンス・アドバイザーのスキルアップを図り、コンプライアンス全般の問題点の抽出と具体的な改善提言を強化する ・不正防止に係る監査機能の充実を図るため、18年4月からオフサイト監査手法を導入するとともに、ワークシート等の見直しを行う</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>・個人情報保護に係る基本方針に基づき厳格な個人情報保護態勢を構築し、お客様からの揺るぎない信頼を確保する ・真に体得できる教育・研修の充実により全役職員の個人情報保護マインドを醸成し、高い倫理観と規律ある企業風土の醸成を図る ・大量情報、重要情報の漏えい防止策を実施する ・モニタリングの充実とコミュニケーション強化により問題点の共有化を図り、個人情報保護徹底のため適確な対応を図る</p>	<p>・組織的安全管理措置として個人データ管理台帳の整備、文書・情報管理規程の整備・見直し、監査実施体制の整備を行う ・人的安全管理措置として従業員教育・訓練を実施する ・顧客情報取扱のモニタリング及びコンプライアンス・アドバイザーによる管理不芳店舗への機動的臨店指導により、問題点の早期発見、解消を図る</p>	<p>・個人情報コンプライアンスプログラムの進捗状況について、毎月コンプライアンス委員会及び取締役会に報告実施 ・組織的安全管理措置として個人情報漏えい事故シミュレーションを実施、人的安全管理措置として行員教育用ビデオを作成、物理的安全管理措置として執務室内への携帯電話持込を禁止、技術的安全管理措置としてアクセスログのモニタリングを開始 ・顧客情報管理チェックシートによる月次モニタリングを実施</p>	<p>実施策の有効性・実効性の検証、見直しの実施 内部監査結果、部店内点検・モニタリングに基づいて、施策定着度の検証および見直しを実施する。 文書保存管理(保存文書対象、保存法、廃棄、保存期間、個人データ管理台帳)体系の見直し 営業店で保管する文書等の本部集中化及び電子化の推進 移送事務の見直し、大量・重要情報移送の見直し</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
広島	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>厳正な法令等遵守態勢の確立を図るとともに、信頼に足る行動の実践を定着化させ、不祥事件発生、及び法令等違反の絶無を図る。</p>	<p>コンプライアンス勉強会実施に係る階層別単位制度の定着化推進 各種研修、臨店の取組強化 無記名式相互チェックシートによる定着化検証の定期的な実施</p>	<p>全店支店長会議・全ての業務別・階層別研修・臨店を通じた啓蒙 階層別単位制度について、全従事者が必要単位数を取得 無記名式相互チェックシート(アンケート)により、法令等遵守状況を検証 臨店の実施による法令等遵守状況の点検強化 「コンプライアンス・マニュアル」の改正実施 反社会的勢力等のチェック態勢を整備</p>	<p>コンプライアンス勉強会実施に係る階層別単位制度により、啓蒙活動は定着化しているが、無記名式相互チェックシートや臨店の結果、行動レベルでのコンプライアンス意識の更なる浸透を図る必要があると認識している。 今後は、啓蒙ツール等の工夫・改善を行い、実効性のある啓蒙活動を展開する。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>「個人情報保護プログラム」に基づき確実な対応を実施する。 ・個人情報保護関連規定を遵守した運用による個人情報の適切な保護と利用を徹底する。 ・顧客情報(法人情報含む)、行内情報の管理を徹底する。 ・本店全部署及び全営業店に対して、個人情報の保護に係る監査・モニタリングを実施する。 情報漏洩防止策に対し、的確に対応する。</p>	<p>自本店勉強会や研修等を活用した個人情報保護関連規定の周知・徹底の強化 監査・モニタリングの実施強化 情報漏洩防止策に対する的確な対応 ・還元帳票、顧客請求書類等の削減・電子化 ・誤郵送等の絶無に向けた顧客郵送物のセンター発送拡大および封入作業のアウトソーシング ・入退館管理やPC等のセキュリティ向上に向けた取組強化</p>	<p>各種啓蒙ツールの作成・配付等により、個人情報の適切な取扱を徹底した結果、不適切な取扱は減少 情報管理態勢強化を図るべく、関連部ミーティングを開催し、情報漏洩防止策の進捗管理を行うなか、事務取扱の見直し等を実施 個人情報保護に係る監査態勢強化のため、監査項目を追加するとともに、個人情報保護に係る管理態勢について検証実施</p>	<p>個人情報保護プログラムに基づき、個人(顧客)情報の適切な取扱、規定整備、情報漏洩防止対応、啓蒙、監査等を実施したが、平成17年度において15件の情報漏洩事故が発生した 個人情報保護関連規定の見直し等により、個人情報保護管理態勢の継続的な強化を図る コプライアンス勉強会事例集や各種研修、会議等による啓蒙を継続 情報漏洩防止PT立案項目への継続的対応を進める 個人(顧客)情報の保護状況の監査を継続実施する</p>
阿波	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>内部規律の徹底や行員の身上管理・行動管理の徹底および営業店に対するモニタリング機能の強化等により、不祥事件等の発生を防止する。</p>	<p>1. 各種会議や研修等で、就業規則・行員倫理の遵守を徹底する。 2. 人事部による臨店面接や所属長面接により、身上管理・行動管理を徹底する。 3. 業務職(パートタイマー)等に対するコンプライアンス研修および面接を強化する。 4. 内部監査室によるモニタリング検査の充実を図るとともに、指示検査を機動的に実施する。 5. 全職員を対象としたコンプライアンス・チェックおよび部店長による部店運営に関するコンプライアンス・チェックを実施する。</p>	<p>1. 新入行員研修会、階層別研修会およびコンプライアンス担当者研修会において、就業規則・行員倫理の遵守を徹底した。 2. 人事部による臨店面接および所属長面接等を実施し、行員の身上管理・行動管理を徹底した。 3. 業務職等に対する採用時およびフォローアップ研修を実施した。また、業務職研修の専任者による面接も実施した。 4. 業務職の長期在籍者を対象に人事異動を実施した。 5. 支店長経営研究会を開催し、不祥事件の防止等をテーマに討議した。 6. 内部監査室による指示検査を平成17年4月、7月、11月、18年3月に実施</p>	<p>1. 予定通りに施策を実施し、法令遵守態勢の点検強化および不祥事件の防止を図っている。 2. 今後も、内部規律の徹底や行員の身上管理・行動管理の徹底および営業店に対するモニタリング機能の強化等により、不祥事件等の発生を防止する。</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>各種研修の実施、技術的安全管理措置の強化、文書保存管理システムの構築等により、顧客情報管理態勢のより一層の厳正化を図る。</p>	<p>1. 各種研修により厳正な顧客情報管理を徹底する。 2. 顧客情報に関し、ホスト、分散システム、パソコン等の技術的安全管理措置を強化する。 3. 文書保存管理システムを構築し、文書管理態勢の厳正化を図る。 4. 保存文書等の本部集中保管により、文書等の紛失を防止する。</p>	<p>1. 平成17年7月から8月にかけて、顧客情報管理に関する全店周知会を開催し、厳正な顧客情報管理を徹底した。 2. 階層別研修会、業務研修会、コンプライアンス担当者研修会を開催し、厳正な顧客情報管理を徹底した。 3. 平成17年10月に「顧客情報管理の厳正化」をテーマとして、18年3月に「個人情報保護法の遵守」をテーマとして、全部店研修会を開催した。 4. 平成17年10月に文書保存管理システムによるデータベース化を実施し、18年2月～3月に60店舗のデータを移行した。 5. 技術的安全管理措置の対応状況調査を実施し</p>	<p>1. 計画に沿って施策を実施できている。 2. 引き続き、各種研修の実施、技術的安全管理措置の強化、文書保存管理システムの構築、保存文書の本部への集中化等により、顧客情報管理態勢のより一層の厳正化を図る。 3. 平成18年4月より、個人情報管理の取扱状況に関する検査を強化し、検査の都度、個人情報管理態勢に関する報告書を作成していく。</p>
佐賀	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>「法令等遵守の強化」を最重要の経営課題として取り組む。 法令等遵守重視の企業風土の醸成には、役職員の意識の改革、改善が必要であり、営業店指導方法や行員に対する啓蒙策の改善を図り、コンプライアンスに対する認識や行動の定着化が図られるよう取り組んでいく。</p>	<p>平成17年6月末までに第1回全店臨店による指導完了、11月までに第2回臨店を完了予定、12月以降に不芳店再臨店 平成17年度、地方銀行協会主催「コンプライアンス検定(次席者向け)」全次席者の60%以上の合格を目標(8月試験) 平成19年度までに地方銀行協会主催「コンプライアンス検定(部室店長、行員向け)」それぞれ80%以上の合格を目標 平成17年度下期、パート対象のコンプライアンス通信講座実施 平成17年度下期、第2回コンプライアンス一斉職場テスト</p>	<p>平成17年6月末までに全店1回目臨店完了 平成17年7月より2回目の臨店 平成18年1月より3回目の臨店 地銀協主催の「コンプライアンス検定試験(次席者向け)」の結果(8月試験)は、以下のとおり 目標…全次席者(法令遵守担当者)の60%以上(72名) 結果…受験者156名、合格者105名(67.3%) うち法令遵守担当者73名 当行行員・パート対象一斉職場テストを実施(第1回目、平成17年5月実施、第2回目、平成17年11月実施) 「コンプライアンス・オフィサー検定(銀行コース)」受験</p>	<p>臨店時の評価を三段階としているが、データベース化により12月以降行なった不芳店舗選定とその重点指導内容を決定している。2回の臨店で不芳であった店舗など35ヶ店について3回目の臨店を実施した。 「コンプライアンス・チェックリスト」に基づく(点検・指導において、担当者(含むパート)や担当役員からヒアリングする中で、コンプライアンス意識の浸透、相互牽制機能が働いているかチェックし、以下の評価をしている。 ・事例に基づく不祥事件未然防止チェックポイント集」を活用して事故防止の牽制に取組んでいる支店が増加している</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>引き続き問題点の洗い出しなどにより、改善対応策を実施するとともに、研修等の反復により顧客情報管理の重要性の啓蒙を図り、流出事象を根絶させるべく対応していく方針である。(個人情報保護法第20条、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第10条に対応して、安全管理措置の充実を図る。)</p>	<p>本店でのICカードを使用した入退館管理システムを導入(平成17年7月実施済) 平成17年度上期までに電子帳票化を含む還元資料の見直しや廃止により保管管理を強化 平成17年度上期までに顧客への交付についての管理徹底するための事務取扱を示達 平成17年度上期までにデータの一部暗号化ソフト導入 インターネットバンキングへの移行の促進 その他実感面の問題点を洗い出し、未然防止としての改善対応策を実施</p>	<p>平成17年7月、本店でのICカードを使用した入退館管理システムを導入 電子帳票化と併せて、還元資料の配布の見直しや廃止について検討し、保管管理の強化に着手 平成17年7月、顧客への交付管理徹底のための事務取扱を示達 平成17年8月、行内LANデータの暗号化ソフトの導入 インターネットバンキングへの移行推進策について検討 行内LANデータの暗号化ソフトの導入を完了した。(17年12月) 登録している先へのFAXテスト発信を全部店室に示達し、テスト発信を実施した。(18年3月) 顧客への配布す</p>	<p>顧客情報管理について、当行の業務運営や事務取扱上の問題点がないかを再点検し、上述のような施策に取り組んだ。 今後も、各種改善対応策の策定とその実行状況等の進捗管理を徹底させ、対応策の実効を早期に上げていけるよう努めるとともに、適切な顧客情報の取扱いの重要性について行員の意識レベルの向上を図るよう行員への啓蒙を徹底して行っていく方針である。</p>

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
鹿児島	<p>営業店に対する法令等遵守状況の点検強化等</p> <p>・コンプライアンス研修・勉強会の継続、臨店指導・臨店検査の強化により、コンプライアンス態勢のさらなる充実を図る。</p>	<p>・階層別研修、業務別研修、部店内勉強会におけるコンプライアンス教育の継続実施</p> <p>・臨店指導、コンプライアンスチェックリストのモニタリング強化</p> <p>・検査方針における重点検証項目の評価のあり方再検討とチェックシート等ツールの作成、検査マニュアルの見直し、検証の実施</p>	<p>・研修計画に基づき、集合研修を49回実施</p> <p>・各部署の「コンプライアンス勉強会記録表」、「コンプライアンスチェックリスト」に基づき、モニタリング、個別指導を実施</p> <p>・コンプライアンス臨店指導を実施(29か店)し、コンプライアンスへの取組み状況を検証</p> <p>・重点検証項目の評価のあり方を再検討し、臨店検査用の重点検証項目チェックシートを作成(17年9月)</p> <p>・18年度検査マニュアル改定にあたり、法令等遵守態勢にかかる項目の見直しを実施(18年3月)</p>	<p>・研修・勉強会、臨店指導、コンプライアンスチェックリストのモニタリングについて、上記施策を継続的に実施し、コンプライアンス態勢のさらなる充実を図る</p> <p>・臨店検査についても、重点検証項目チェックシートや検査マニュアルを活用し、法令遵守状況の点検強化を図っていく</p>
	<p>適切な顧客情報の管理・取扱いの確保</p> <p>・顧客情報の取得・入力段階から消去・廃棄段階に至るまでのルールを見直すとともに、帳票類の削減・電子化・本部集中化を推進する。</p> <p>・あわせて、臨店検査のなかで、個人情報管理態勢に関する内部監査を今後も実施していくことで、より一層適切な顧客情報の管理・取扱いを確保する。</p>	<p>・文書保存規程・自店検査マニュアル等の見直し</p> <p>・個人情報管理台帳、文書保存台帳、自店検査による管理徹底</p> <p>・帳票類の削減、電子化、本部集中化の推進</p> <p>・臨店検査における個人情報管理態勢の検証および不芳店舗等への調査実施</p> <p>・個人情報管理態勢に関する検証事項の検査マニュアルへの織込み</p>	<p>・コム元帳について、17年6月末分(7月発送分)より、営業店への還元を廃止し、11月～12月にかけて、営業店保管分の回収を実施</p> <p>・カードローン債権書類(営業店保管分)の本部集中化を17年8月より開始し、18年3月に集中化完了</p> <p>・17年11月～18年1月にかけて、顧客情報の登載された文書ファイルの洗い出し調査を実施し、個人データの管理台帳を整備</p> <p>・情報管理委員会()において、情報管理態勢の強化について協議を行い、17年1月にノート型パソコンの盗難防止策を実施するとともに、入退館管理強化策(18年4月実施)</p>	<p>・上記のノート型パソコン盗難防止策や入退館管理強化策等の実効性の高い施策を優先して実施したこともあり、「文書保存規程・自店検査マニュアル等の見直し」については、引続き情報管理委員会を通して、他の情報管理強化策等とともに検討を行っていく</p> <p>・引続きグループ会社を含む全部店に対する臨店検査を継続し、適切な顧客情報の管理・取扱いの確保を図っていく</p>

2. 経営力の強化

(5) ITの戦略的活用

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
みちのく	ITの戦略的活用による法人向けサービスの強化に取組むと共に、顧客データベース拡充による情報系システムの再構築に取組むことにより営業店支援機能の強化を図り、顧客サービスの充実に結び付けていく。	CNS法人向けポータルサイトの有効活用および法人顧客組織の活性化により、コンサルティング機能の強化を図ると共に、多様な法人ニーズに応えるべく、ITを戦略的に活用していく。 営業店への支援機能強化のために、投資効率の検証を行ったうえで顧客データベースの拡充に主眼を置いた情報系システムの再構築を行い、顧客サービスの充実に結び付けていく。	18年3月、中小企業基盤整備機構と「業務連携・協力に関する覚書」経営相談窓口サービスの支援に関する覚書、を締結。CNS法人向けポータルサイトの有効活用に向けた態勢を構築した。	CNS法人向けポータルサイトの有効活用については、18年5月から運用を開始する予定。また事業先に対してはCNSサイトの有用性を広くPRし、会員の拡大に積極的に取り組んでいくことが今後の課題であると認識している。
東北	ITの戦略的活用 ・偽造キャッシュカード問題について、被害の発生・拡大の防止に向け、順次セキュリティ対策に取組む。 ・「パーゼル」の導入に備え、自己資本比率算出の精緻化やリスク管理の高度化に取組む。 ・収益性や効率性を高めるため、収益管理態勢の整備（原価計算システムの導入検討を含む）に取組む。 ・預かり資産管理の最適化に向け、一元管理化に取組む。	ITの戦略的活用 ・偽造キャッシュカード問題に対しては、早期に対応が講じられるホスト側およびATM（端末）側のセキュリティ対策を中心に、順次取組んでいく。 ・「パーゼル」に基づく自己資本比率算出の精緻化に向け、リスクアセットの算出に関するシステムを導入する。 ・リスク管理の高度化（リスク計量の精緻化を含む）に向け、リスク管理システムや自己査定の実現を図るシステムを導入する。 ・リスクを加味した収益管理手法の整備に向け、収益管理システムを導入する。 ・投資信託と生命保険について、一元管理できるシステムを	・偽造キャッシュカード問題に対するセキュリティ対策として、次のシステム対応を実施した。 ATM取引のモニタリング対応 ゼロ暗証化未済カードの取引規制 類推されやすい暗証番号の登録規制 利用限度額の任意設定対応 ・ICカードワーキンググループを設置し、高度なセキュリティ技術の導入について検討を行った。 ・「パーゼル」対応の自己資本比率算出システムの開発を開始した。 ・自己査定システムを改修し、9月末より運用を開始した。 ・リスク管理、収益管理システムを構築し、10月より稼働を開始した。 ・投資	・各システムの導入については、開発作業が順調に進行し計画どおり導入することができた。 ・セキュリティ対策については、高度なセキュリティ技術も踏まえ、効果ある対応を計画的に取り組んでいく必要があると捉える。 ・リスク管理、収益管理システムは、運用上の態勢整備を図りながらシステムを活用する必要があると捉える。 ・「パーゼル」への対応は、運用上の態勢整備を図りながらシステム構築を行う必要があると捉える。
東邦	営業推進チャネルおよび新しい決済ビジネスに対応する基盤として、インターネットバンキングのシステムを整備するとともに、ホームページについてもPR媒体等としてより一層の活用を図る。 業務・システムの最適化等に向け、新しい営業店事務体制の構築や事務集約によるオペレーショナルリスクの軽減に向けたIT活用を行う。 信用リスク管理の高度化に向け、「自己査定格付システム」を導入する。 ITの導入・更改及びIT投資効率の検証等を行う体制を構築する。	インターネットバンキングを導入し、投資信託等の預り資産およびマルチペイメント等の受付チャネルとして活用 インターネットバンキングの業務拡大 ・住宅関連ローンの事前審査申込、外資預金取扱い、インターネット専用通帳等の検討 ITを活用した新営業店事務体制の構築 平成17年11月に「自己査定格付システム」を導入し、信用リスク管理の高度化を図る。	平成17年4月、インターネットによる投資信託申込、マルチペイメント、無担保消費者ローンの事前審査受付等の取扱いを開始。 平成17年7月～8月、インターネットによる有担保・無担保型消費者ローンの事前審査申込の受付を開始。 ITを活用した新営業店体制の方向性については、経営の機微決定を受け、各施策について関連各部署との調整および協議を図りながら実現に向けた検討を実施し、計画通りの進捗状況となっている。	インターネットを利用したサービスについては、投資信託・ローン事前審査申込受付等を含めた幅広いサービスが提供可能なインフラを整備している。また、ホームページについては、リニューアル後アクセス件数が2倍以上に伸びており、PR媒体として積極的に活用している。 今後はインターネットバンキングの契約者増強とサービス追加、ホームページでの提供情報の拡充等により更なる活用を図るとともに、セキュリティ強化にも引き続き取り組む。 情報系基幹システムの活用については、蓄積情報の見直しとコンプライアンスを含めた顧客管理への
関東つくば	ITの戦略的活用 ・インターネットバンキングの提供サービス・商品等の充実を図る。 ・有担保個人ローンにおけるスコアリング審査システムの導入 ・顧客データベースを営業推進面に活用できる情報系システムの構築（テレバン・渉外支援システム等） ・ITを活用したコンサルティング機能の強化	・現在提供しているインターネットバンキングに係る投資費用の採性・有効性や顧客ニーズ等のモニタリングを実施し、現状分析を行う。 ・有担保個人ローン（住宅ローン等）におけるスコアリング審査導入に向けた具体的な検討。 ・営業推進に活用できる顧客データベースの構築及び応用システムの構築 ・Webサイトを利用したコンサルティング機能提供	・システムベンダーより集中審査システムの提案を受け、現在、提案内容を検討している。	・費用対効果を精査する。
足利	(1) 地域密着型金融を重視したサービスおよび営業支援機能の強化。 (2) 営業・合理化施策におけるシステムの最適導入。 (3) リスク管理機能の強化および情報管理の徹底。 (4) システム投資循環の確立と投資判断プロセスの定着によるITガバナンスの強化。	(1) 顧客ニーズに即したサービス・商品の開発と営業支援ツールの強化。 (2) 効率的な営業店運営体制に沿った営業店機能の集約、システムインフラ整備。 (3) 金融犯罪防止に向けた対応およびリスク管理の高度化。 (4) 個人情報保護法に対応した情報管理の徹底。 (5) システム投資会議による投資判断、結果評価による循環プロセスの定着。	(1) お客様サービスの高度化に向けたシステム対応 (1) 営業店の効率化に係るインフラ整備のシステム対応 (2) 偽造・盗難キャッシュカード犯罪へのシステム対応 (4) 個人情報保護法対応。 (5) リスク管理の高度化対応。	(1) 当初計画通り進捗（お客様サービスの高度化に向けたシステム対応、キャッシュカード犯罪対応等のインフラ構築） (2) 18年度は、行内通信ネットワークの拡張・光回線化等のインフラを活用し、還元資料の電子化等の導入を進め、業務の効率化および情報管理強化を図る。 (3) キャッシュカードのICカード化等、キャッシュカード犯罪防止対応を継続。
千葉	CRMシステムを戦略的に活用し、お客さまに対し最適な商品提案を進めるとともに、ITを活用したリスク管理の高度化等を進めていきます。	1. CRMシステムの機能向上を図り、お客さまに対しタイムリーに商品提案を実施します。 2. 営業店と本部間の情報を分かり易く提供・収集できるよう行内情報を整備・充実させます。 3. ITの有効活用を図るため、他システムとの関連性を見据えた導入と統一的なシステム維持の実現に向けたルールを策定します。 4. 定期的なIT投資効率の検証と検証結果を踏まえた見直しを行います。	1. お客さまに対しタイムリーに商品提案を行うため、CRMシステムの機能向上に向けたシステム開発を実施し、3月から利用を開始しました。 2. 営業店LANを見直し、「新行内情報インフラ」について一次開発を完了しました。 3. IT投資効率の検証を実施するとともに、進捗状況の確認・改善策の策定を行いました。	【現状分析】 CRMシステムや行内情報の見直しを実施するなど、ITの戦略的活用に向け当初計画どおり進捗しています。 【評価及び今後の課題】 お客さまに対し最適な商品提案を進めるためにCRMシステムの機能向上を進めるなど、成果は相応のものとして評価しています。今後については、ITを活用したリスク管理の高度化を進めていく必要があると考えています。

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
東京都民	1. 渉外活動に利用する顧客情報について、管理の高度化を図る。 2. 顧客利便性向上の視点から、インターネット・バンキングの機能強化に取り組む。	1. 渉外活動時に必要な顧客情報を専用の携帯電話にダウンロードできるシステム(情報セキュリティツール)を平成17年度下期より全店に導入する。 2. インターネット・バンキングについて、法・個人別に顧客ニーズを調査し、必要な機能を追加する。	1. 携帯電話による「情報セキュリティツール」(愛称:「モバイル君」)は17年7月より3ヶ店で試行を開始し、8月に全営業店に導入、10月より本格展開を開始した。 2. インターネット・バンキングについては、機能追加およびバージョンアップ内容を確定し、法人版の分離・立ち上げ、個人版の機能強化を行った。	1. 携帯電話による「情報セキュリティツール」については計画通り全営業店に導入し、渉外活動に利用する顧客情報について一層の管理高度化を実現した。今後、営業店単位で活用方法の指導を行い、渉外活動の効率を高めていく。 2. インターネット・バンキングについては、さらなる機能強化に向け改良作業を進めていく。
第四	地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、ITの戦略的な活用に向けた取組みを推進する	IT投資効率の検証及び検証結果を踏まえた投資実施 ア. IT投資に対する投資対効果評価の厳正化により、投資コスト及びリスクの軽減を図り、戦略的な案件に集中投資可能な内部管理態勢を構築 イ. 顧客の安全性・利便性向上 エ. キャッシュカード犯罪防止対策としてICカードの導入とATMに生体認証機能を付加 イ. 同対策としてATM及びインターネットバンキングを利用し、1日当たりの支払い限度額設定を可能にする	IT投資効率 ア. 現状の問題点を洗い出し、新規投資の発生する案件及び、投資が発生しない内部開発案件の投資対効果算定の事前・事後評価プロセスを決定 イ. 顧客安全性 エ. ICカードの取り扱い開始 イ. ATMやインターネットバンキングを利用したカード犯罪による被害拡大防止策の実施	・当初計画通り進捗中
北越	IT効果検証等を踏まえたIT投資等の適切性確保に留意し、ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用に取り組む。 大型投資案件全体について中長期的観点から投資の可否、優先順位決定を審議する。IT投資戦略会議を新設。	リスク定量化とITを活用したリスク管理の高度化 次期基幹システム共同化の推進 IT投資効率化に向けた検証態勢の強化 ITを活用した提供チャネルの追加、新営業店システム等による営業店事務の効率化及び顧客利便性の向上	システム共同化ワーキンググループを設置し次期基幹システム共同化を検討。 IT戦略委員会を設置し、IT投資効率化に向けた検証態勢を強化。	17年度はほぼ計画どおりに施策を進めた。 次期基幹システム共同化は引き続き検討する。 リスク定量化とITを活用したリスク管理の高度化に向け準備。 営業店事務の効率化・堅強化を図るため、イメージ処理等の新技術・新機能を搭載した新営業店端末の導入を検討。
山梨中央	マーケティング態勢の整備 1. 顧客ニーズ・指向を認識したコンサルティング営業を実践するためのインフラ整備を行う。 2. 各顧客とのコンタクトチャネルにおいて、顧客に関する情報が共有化され、統一感のある対応が適時・適切に行えるインフラ整備を行う。	1. 顧客データベース(トランザクションデータ)の整備 データ分析を行い、DM・テレマ、営業店推進活動へ展開する。 2. 営業支援システムの機能拡充 マニュアル整備、集合研修・推進役臨店による指導等により情報を活用した営業推進態勢を強化するとともに、ログ分析により適時・適切な指導態勢を整備する。 3. ダイレクトマーケティングセンター(以下「DMセンター」という)のシステム更改・機能拡充 FAQ、スクリプト整備を行うとともに、交渉履歴情報を営業支援システムと共有することにより、統一感のある顧客対応(テレ	1. 顧客データベース(トランザクションデータ)の整備 (平成17年9月に終了) アンケート結果に基づく顧客構造分析により顧客セグメンテーションを行い、セグメント別に顧客ニーズを把握した。 2. 営業支援システムの機能拡充 法人経営情報の登録・検索・抽出機能を追加した。 (平成18年3月終了) 3. DMセンターのシステム更改において、今後のDMセンターの業務拡大について検討した。 4. 法人・個人事業主向け情報サイトの要件、営業活動への活用方法等についての検討した。	1. マーケティング態勢の整備において、第1フェーズで顧客構造分析によりセグメント別に顧客ニーズの把握まで行った。 第2フェーズでは、分析結果によるセグメント別の顧客ニーズに合わせた商品・サービスの営業の実施(試行)を検討する。さらに、全ての個人顧客をライフスタイル毎にセグメントし、顧客セグメントに応じた営業を行う態勢を整備する。 2. DMセンターのシステム更改・機能拡充においては、メーカー提案内容を検証・比較し、拡張性のあるセールスチャネルとして、顧客に関する情報が共有化され、統一感のある対応が可

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
山梨中央	ダイレクトチャネルを活用した営業推進と利便性の提供	1. 個人向けインターネットバンキングの機能拡充 (リスク性商品販売機能、新決済機能の追加) 広告メディア・ITフェアおよびDM・営業活動を通じて、新機能の利便性を告知する。 2. 個人向けインターネットバンキングの利便性告知による利用顧客の増加と利用率の向上 ご利用ガイドの改定を行い、ヘルプデスクによる操作指導を強化して、利用率の向上を図る。また、営業店および本部企画によるDM・テレマを実施し、主にネットバンキングの利便性の顧客認知度向上を図る。 3. ホームページの高度化 4. 電子メールを活用したD	1. 個人向けネットバンキングの利便性を告知した。 (DM、PR用リーフレット等) 2. ネットバンキングへの民間版マルペイ機能を追加した。 (平成17年10月) 3. 個人向けネットバンキングのご利用ガイドを改定した。 (平成17年11月) 4. 個人および法人向けネットバンキングへの口座番号入力による振込人名の自動表示機能を追加した。 (平成17年5月) 5. 個人および法人向けネットバンキングへのソフトウェアキーボード入力機能を追加した。(平成17年12月)	1. 個人向けネットバンキングへの投資信託受付機能の追加を検討する。 2. 法人向けネットバンキングへの外為取引の追加を検討する。 3. ホームページのリニューアルを検討する。 4. 電子メールを活用したDM推進態勢の整備については、導入の可否を検討する。
	電子自治体システムへの協力・支援	1. 山梨県のマルチイベントネットワーク導入により、行政の効率化が早期に達成できるよう指定金融機関として積極的に協力・支援する。 平成19年4月取扱開始予定の山梨県のワンストップサービス導入を支援する。 2. 県内各市町村に対して、将来のマルチイベントネットワーク利用を見据えて、さらに業務の効率化の観点からマルチイベント対応帳票への統一化・収納データ作成代行サービスを推進する。	1. 山梨県とマルチイベント導入に関する情報交換を実施した。 2. 県内市町村を対象に「公金業務の効率化に関する説明会」を開催し、マルチイベント対応帳票への統一化・収納データ作成代行サービス・口座振替受付サービス・公共料金明細サービス等の業務効率化策を提案した。 3. 収納データ作成代行サービスは5自治体で導入を決定。うち1自治体については3月から取扱いを開始した。 4. 口座振替受付サービスは3自治体で導入予定となった。	1. 山梨県のマルチイベント導入を引き続き支援していく。 2. 県内市町村に対して、ITを活用した業務効率化策を引き続き提案していく。特に、収納データ作成代行サービスの導入市町村の拡大を図るとともに帳票の統一化を推進していく方針
	次期営業店システム構築	営業店端末を最新パソコンに更改しイメージ処理を活用したワークフロー、印鑑照合機能、窓口支払における暗証番号入力による本人確認などの新機能を導入し、営業店事務の効率化、堅固性向上を図る。為替OCRシステムを最新のシステムに更改して、為替事務の効率化、堅固性向上を図る。	1. 営業店端末のシステム開発、2ヶ店での試行を行い、9月より全店への展開を開始し、順次展開を行った。あわせて一部店舗のネットワーク増速対応を実施した。 2. 文書管理システムの公開に備えた対応を実施した。 3. 新為替OCRシステムの更改に向け、要件定義を行い、更改内容を決定した。	1. 営業店端末は新機能も順調に稼動しており効率化、堅固性の向上が図られている。順次展開も順調である。 2. 新為替OCRシステムの要件定義に若干の遅延があったが予定通り18年7月の試行に向けた対応作業に着手した。
	偽造・盗難カード問題への対応	1. ICキャッシュカードの導入を行い、キャッシュカードの偽造防止を行うとともに、多機能化による顧客利便性向上を図る。 2. ICキャッシュカードの導入と併せ「生体認証(掌静脈、指静脈等)の導入を検討し、偽造カード取引や盗難カードによる不正払出しの防止を図る。 3. 異常な引出しを検知するシステム、総合口座における当座貸越利用限度額の制限などの導入を検討し、被害拡大防止を図る。	1. ICキャッシュカード導入と生体認証導入について、ICチップへの搭載機能、OS、容量、生体認証方式および導入スケジュールの検討を行った。 2. ATM画面の暗証番号入力キーのスクランブル化およびATMにて支払限度額引下げを可能とするサービスを開始した。(7月) 3. ATMにおける1日あたりの支払限度額を現金支払 200万円、振込振替限度額200万円へそれぞれ引下げた。(10月) 4. 顧客からの受付体制整備の一環として、緊急連絡用フリーダイヤル、キャッシュカード管理に関する注意事項を記載したガイダンスカ	1. 「偽造キャッシュカードを作られないため」、18年度中にICキャッシュカードを導入する。また、「盗難カード等の金融犯罪を防止するため」、IC化に加え「生体認証機能」の導入についても並行して対応作業を進めている。 2. 顧客からの喪失届受付を24時間有人対応とし、受付体制の更なる強化を図る。 3. ノンゼロ暗証カードの保有者に対し、再発行または利用中止を依頼する旨と使用可能期日を設け期日以降は使用不可となる旨のDMを送付するとともに、使用可能期日以降は使用不可とする対応を実施する。
	リスク管理の高度化に向けたIT活用	1. 平成19年3月末に、新BIS規制の信用リスクアセット計算において、「標準的手法」による算出を可能とし、同時に、「基礎的内部格付手法」による試算を行えるようにする。	1. 「新BIS規制対応作業部会」の中に、信用リスク担当コアメンバーチームを組成する。 2. 「基礎的内部格付手法」に備え、データ蓄積とシステム整備を進める。	1. 「新BIS規制対応作業部会」において、新BIS規制案に基づく、信用リスク・アセット計算の要件定義を行い、システム設計を進めた。
八十二	新決済システム(MPN)のシステム拡充	・料金払込サービスのシステム拡充を行い、「地公体税金・公共料金等」の料金種類についても納付を可能とする。 ・法人向けインターネットバンキングをレベルアップし、当該サービスの契約者については、特別な申込みを行なうことなく、料金払込サービスで上記「地公体税金・公共料金等」の納付を可能とする。 ・レベルアップに際しては、並行して各収納企業・団体等と事前交渉を行い、納付可能な税金・料金種類を増加させる。	・法人向けインターネットバンキングのレベルアップ開発着手、接続テスト等の実施	・サービス提供完了(18年1月)、利用件数も徐々に増加している。 ・サービス提供先(地公体、民間企業)を拡大するため、引続き交渉を実施する。
	システム共同化の推進	・システム開発コストの削減ほか、共同化メリットを追求・実現する。 ・じゅうだん会の開発者としての適切なサポート実施 ・共同化可能な業務の抽出、実現に向けた検討・対応	・武蔵野銀行、琉球銀行のシステム移行支援 ・共同バックアップセンターへの参加検討・実施	・じゅうだん会共同版企画室による企画機能の強化 ・共同化対象業務の拡大検討

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
北陸	・広域店舗網というビジネスモデルに適した販売チャネルの拡大、店舗戦略、顧客の利便性・安全性の向上、リスク・マネジメントの管理等を実現するために、ITの戦略的な活用を図る。	・利便性向上 ・個人向けインターネットサービスについて利用口座・サービスの拡充 ・法人向けインターネットサービスについて顧客の利用件数・頻度に応じたラインナップの拡充 ・遠隔相談サービスの機能拡充および導入店の拡大(50ヵ所) ・マルチポイントネットワークの収納機能拡大 ・ICカード化への対応、電子マネー等新しい決済分野への対応 ・コンサルティング機能強化 ・法人向け会員制情報提供サービス「ほくぎんビジバ倶楽部」のサービス充実 ・中国向け「ほくり」(長城会企業情報ホームページ(中国語))の実施 ・リスク管理・情	・支店内に「情報・IT企画室」を設置(6月)。 ・今後の法人向けE Bサービスの中心となるインターネットバンキングサービス「ほっと君Web」を総合振込・給与振込などの伝送機能から先行実施(8月)。 ・新しいビジネスマッチングサービスの一環として、「ほくり」(長城会企業情報ホームページ(中国語))のサービスを開始(9月)。	概ね計画通りに進捗、今後も、顧客の利便性向上、コンサルティング機能の強化、リスク管理、情報システムの構築を中心に取り組んでいく。 システム共同利用に関しては、システム機能の強化・高度化、およびお客さまのニーズにあった商品・サービスの効率的かつ迅速な提供を目指し、「システム協議会」等での協議を経て、システムの要件定義や共同化範囲の拡大について、具体化を進めていく。
北國	営業部門と事務効率化にかかるIT投資を集中的に実施することで、顧客利便性の向上と収益力の強化を目指す。	・インターネットバンキング、ダイレクトセンター(=コールセンター)の機能拡充 ・個人ローンの初期審査、途上審査、債権管理のシステム化 ・マーケティング力の向上と顧客への提案力の向上 ・営業店の事務BPRによる効率化と事務リスクの低減並びに顧客待ち時間の短縮化 ・統合事務センターの設立と集中事務関連のシステムの更改	・お客さまの利便性向上に係るITの戦略的活用 ・(株)イーネットとの提携によるコンビニATMの取扱開始 ・福井銀行、富山第一銀行との「FITネット」業務提携による3行ATMの相互無料入出金の開始 ・お客さまの待ち時間短縮のための、営業店窓口におけるEQシステムの設置(平成17年度新設13店舗、累計52店舗) ・テレホンバンクの取扱いサービス拡充 ・インターネットバンキングへの「ソフトウェアキーボード」の導入 ・事務効率化・収益力強化に係るITの戦略的活用 ・「事務向上委員会」の新設 ・手形	今後ともITを利用した一層の顧客利便性の向上に努めてまいります。 またIT活用による事務BPRを推進し、コスト削減を図ってまいります。
大垣共立	顧客データベース拡充等による情報システムの構築	・CRM(MCIF・営業支援システム)の構築。 ・CRMにより本部にて顧客分析、特性・ニーズに合わせた預り資産、ローン等の効率的・効果的な推進、新商品・サービスの展開を図る。	・17年9月までの構築フェーズを経て、17年10月よりCRM(MCIF・営業支援システム)を全店稼働。	今後は、システム面のバージョンアップを含め使い勝手の向上、分析・活用の活性化を目指す。
	ITを活用したコンサルティング機能の強化	・FPコンサルティングシステムのバージョンアップ。 ・医療介護開業コンサルティングシステムに、プレゼンテーション効果を付与。 ・中国進出コンサルティングシステムの導入。 ・各種コンサルティングを提供する法人支援サイトの開設。 ・環境配慮型住宅建築シミュレーションソフトを大学等と連携して開発。	・FPコンサルティングシステムのバージョンアップ。 ・中国進出コンサルティングシステムの導入。	各種コンサルティング機能の強化については、引き続き検討課題として取り組む。
スルガ	1. 新経営システム構築によるコンシェルジュ基盤の強化(19年度) (1)顧客サービスの更なる高度化 (2)独自商品・サービスの提供 (3)安全で安定したサービスの提供 2. ITの戦略的活用にあたっては経営陣が主導的な機能を発揮し、適正性を確保するとともにIT効果を検証	1. ITを活用した「ドリームアセットナビ」の拡充等によるコンサルティング機能の強化 2. ビジネスバンキングの機能拡大等による業務・システム最適化の推進(新共同センター) 3. リスク定量化等ITを活用したリスク管理の高度化 4. IT投資効率の検証及び検証結果を踏まえた再構築等 (1)勘定システムの再構築(新経営システム) (2)データウェアハウスの構築(新経営システム) (3)為替OCRシステムの再構築他(新営業店システム)	1. 新経営システムの要件定義の決定ならびに設計システム基盤ならびに制御関連の要件定義、業務の要件定義ならびに制御・基盤の設計、システム導入による変革ポイントについて取り纏め、継続的な研究会を開催、コンテンツジェネレーションの検討開始 2. 格付自己査定システム(CRAS)の稼働 3. 事務の集中ならびにセキュリティ強化を実施 4. インターネットバンキングシステムの再構築 5. コールセンター・システムの再構築	1. IT投資効率の検証および検証結果を踏まえたシステム再構築を実施(新経営システム) 2. インターネットバンキングシステムについては、3月より共同センターで稼働開始 商品機能の拡大等により、お客さまへより質の高いサービスの提供 3. コールセンター・システムについては、計画を前倒して対応
泉州	・「第9次IT推進計画」を推進し、中期経営計画「ACT07」の達成を支援。 (「第9次IT推進計画」の柱) -信用リスク管理の強化 -営業支援 -効率化 -情報セキュリティ対応 -制度対応	・信用リスク管理の強化 ・ローン・総務システムの構築 ・信用リスク管理の精緻化・高度化 ・営業支援 ・ダイレクトチャネルの更なる機能拡大 ・新商品(サービス)発売・既存商品の見直し ・新営業支援システムの構築 ・WEBによる情報提供サービスのコンテンツ充実 ・効率化 ・営業店事務の更なる効率化 ・イメージを活用した事務集中システムの導入 ・情報セキュリティ対応 ・偽造キャッシュカード対策 ・ドメイン管理の導入 ・制度対応 ・「バーゼル」(新BIS規制)対応 ・米国会計基準、SO	・「第9次IT推進計画」の推進 ・信用リスク管理の強化 ・ローン・総務システムの要件定義に着手、「格付・自己査定システム」の更改 ・営業支援 ・三菱東京UFJ銀行とのATM出金提携を開始 ・ICキャッシュカードを発行 ・「ビジネスWeb」に「経営相談窓口」を新設 ・「法人向けEメール配信サービス」を開始 ・効率化 ・新型ATM導入開始 ・情報セキュリティ対応 (偽造・盗難キャッシュカード対策) ・ATM引出し通知サービスを実施 ・ATMに1日当りの引出限度額引下げ機能を追加 ・カード発行、暗証番号変	・[分析・評価] ・当初計画について、計画通り実施 (今後の課題) ・信用リスク管理の強化として、ローン・総務システムのスケジュール通りの構築が必要 ・ダイレクトチャネルを活用した営業支援として、18年9月に新コールセンターシステムを稼働予定 ・営業店事務の更なる効率化として、18年6月より「新為替OCRシステム」、「ATMでの通帳繰越」を実施予定 ・偽造盗難キャッシュカード対策として、生体認証機能(デュアル)付きICキャッシュカードを発行予定 ・インターネットバンキングのセキュリティ対策とし

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
池田	ITの戦略的活用 NTTデータ「地銀共同センター」を有効活用し、ICキャッシュカードやインターネットバンキング等先進的な商品・サービスの推進に取組むとともに、個人情報の管理強化。	・開発済みの「地銀共同センター」機能の中で、当行が利用していない商品やサービスについて利用を検討。 ・営業用個人情報管理システムの導入の検討。 ・投資販売やマルチペイメント対応などインターネットバンキングを中心とした取引機能の強化。 ・基幹システムのサーバ化、帳票の電子化、顧客宛郵送物等印刷物のアウトソース化。	以下の対応を実施いたしました。 ・生体認証付2口座制ICキャッシュカード(プラスチック)発行 ・偽造・盗難キャッシュカード対応 ・ATMでの1日の利用限度額設定 ・ATMおよび窓口での1ヶ月の利用限度額の設定 ・キャッシュカード発行時における「類推されやすい暗証番号」のチェック ・顧客の要望によりキャッシュカード取引を当行ATMに限定する機能を追加 ・「類推されやすい暗証番号」を使用している顧客に対しATMで変更を促す注意メッセージの出力 ・キャッシュカード取引のメール通知サービス ・個人情報保護法対応 ・行内	<各種セキュリティ対応> ・偽造・盗難キャッシュカード対応や行内LANのセキュリティ対応などは、必要な対策を随時導入しており、今後も引き続き有効策を検討。 <ICキャッシュカード対応> ・キャッシュカードの偽造・盗難対策として「生体認証付ICキャッシュカード」(プラスチック)を発行。(6月) ・更なる利用促進に向け、ICカード対応ATMの増設や多機能ICカードの発行など、顧客の利便性向上を図るべく対応実施。 <インターネットバンキングサービス対応> ・昨年度は、投資信託やマルチペイメントの取扱など機能の拡充を実施
南都	ITを活用した営業支援強化 ○新営業支援システムの導入により、ナレッジマネジメントを実施し、組織的な営業力の強化を図るとともに、IT化により営業活動の生産性向上と事務の効率化を図る。	○顧客データベースの構築により、顧客情報の蓄積とデータ一元化を図り、高度化・多様化する営業活動の支援を強化する。	○17年8月より新営業支援システム開発に着手し、要件定義、設計開発、システム基盤構築、総合テスト等を経て、18年3月より稼動。 ○稼動に先立ち、役職別・担当者別に説明会を開催し、システムの導入目的・概要・活用方法について周知徹底を図った。	○当初計画通り17年度中に稼動し、組織的な営業力の強化を図るとともに、IT化により営業活動の生産性向上と事務の効率化を図った。今後は、システムの早期浸透を図るべく、定期的な営業指導を行い、システムの有効活用を図りたい。
但馬	ITの戦略的活用 地域密着型金融を効果的かつ効率的に実施するため、ITの戦略的活用に向けた取組みを検討する。	ITの戦略的活用等に関する研究を深めるとともに、当行のビジネスモデルに則したITの活用について検討を進める。	1. 地銀協が主催した「システム部門管理者講座」へ参加し、ITの戦略的活用に関する検討を進めた。 2. 「総合融資支援システム」の構築に着手した。 3. 機動的・効率的な行内研修を実施するため、「Web研修システム」の構築に着手した。	これまでに取得したノウハウの活用・実践により、「総合融資支援システム」の構築を進めるとともに、当行のビジネスモデルに則したITの戦略的活用を検討する。
鳥取	・顧客データベース(MCIF)等のインフラ整備、高度化によるリテール提案力の向上を図る。 ・IT技術の活用による営業店事務の効率化と顧客サービス向上のための取組みを強化する。	・既存のデータベースを統合したMCIFデータベースの構築。 ・テレビ会議システムを活用した顧客サービスの向上と営業店事務の効率化を図る。 ・インターネット、モバイルを活用した顧客ニーズの高い商品・サービスの提供を行う。 ・EB委員会等におけるIT投資の一層の検証充実を図る。	・全店名寄せMCIFデータベースを構築し17年10月より稼動開始。 ・テレビ会議システムは、投資対効果を考え18年上期の導入を見送り。 ・ダイレクトチャネルの機能評価・分析を行い、新商品・サービスを導入するとともに、スパイウェア対策としてソフトウェアキーボードを導入。 ・IT投資案件の起案から完成までのプロセスの厳正化を図り、経営層の牽制機能が十分に働くよう、システム企画開発基準の見直し・改訂を実施。	・顧客データベース(MCIF)を基礎としたエリアマーケティングの再構築によりリテール提案力の向上を図っていくとともに、18年上期を目標に各種商品のCRMをスタートさせ、更なるリテール強化を図る。 ・ダイレクトチャネルの契約率、稼働率とも全国向け専用定期預金の発売により対前年で約30%以上の伸び率を示しており、今後はダイレクトチャネルの拡張をより図っていく。
山陰合同	・信用リスクに係る「基礎的内部格付手法」採用の方針に沿ったリスクアセット計算システムを稼動させる ・情報連絡発信検索閲覧システムの導入によりマッチング支援の強化、充実を図る ・収益管理システムの再構築による「収益リスク管理体制の高度化」、「フィージビリティ強化」、「営業店事務の効率化」を推進する ・総合融資支援システムの構築により、審査事務の効率化、融資営業力の強化、融資関連業務の一体化を図る	・リスクアセット計算システムについては、18年2月のカットオーバーを目指す ・営業幹線(ビジネスマッチング)情報のDB化、イントラによる全文検索、閲覧を可能とし、情報抽出の利便性向上と照会受付事務の省力化を図る ・PRIMEシステムの更改により、信用コスト控除後利益をベースとした適切なリスクテイクが可能な体制を整備する ・電子稟議システム、法人渉外支援システムの導入により、総合融資支援のポータルサイト化を実現する	・「リスクアセット計算システム」の開発フェーズ及び総合テストを完了 ・営業幹線(ビジネスマッチング)情報のDB化、イントラ化について、「情報全文検索システム」の導入を完了 ・総合融資支援システムのベンダー選定完了し、要件定義・基本設計フェーズ対応中 ・PRIMEシステムの新ハードを導入し、現行機能の新ハードへの移行完了	・「情報全文検索システム」の構築は予定どおり完了 ・「リスクアセット計算システム」の構築は予定どおり完了したが、体制・スケジュールを再度見直し、システムの精度向上に取組む予定 ・総合融資支援システムは18年度上期中に詳細設計、開発・単体テストを消化する予定 ・PRIMEシステムは新旧システムのデータ比較により、新システムの正当性を検証中(18年5月末予定)、新機能の展開は18年度後半を見込む

銀行	取組方針および目標	具体的取組策	17年4月～18年3月の進捗状況	進捗状況に対する分析・評価及び今後の課題
広島	<p>IT戦略の基本方針(平成17～19年度)に基づき推進を図る。 ITの戦略的活用と共同システムの更なる拡大に向けた取組みを強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ITの戦略的活用による顧客サービス向上 全体最適化の推進によるIT投資の効率化 金融犯罪への対応、情報セキュリティ対策等に係るシステムリスク管理強化 最新技術を活用した行内情報システムの導入 IT人材の継続的な育成 	<p>福岡銀行との共通指針である「IT中長期プラン」に基づき推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人インターネットバンキングの機能強化、TV相談システムの導入、ICキャッシュカードへの対応 サーバー群の統合等によるシステムの最適化推進 不正取引検知システムの導入、市場管理/ALMシステムの更改、新BIS規制対応システムの導入、債権管理システムの導入、情報漏洩防止策の実施 本部情報系基盤の構築、イントラネットの再構築 	<p>福岡銀行、アウトソーシング先と一体となった推進態勢により、計画通り開発着手、本番稼働を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部情報系基盤データベースを導入し、大量データの高速検索ならびに分析機能の高度化を実現(6月) アウトソーシング先への研修出向を2名実施 市場部門のリスク管理強化を企画した、市場リスク管理システムを導入(5月) 	<p>IT戦略の基本方針(平成17～19年度)及びIT中長期プランに基づき、計画通りITの戦略的活用に向けた活動を実施。</p> <p>継続案件については、引き続き進捗管理の徹底を図る。</p>
伊予	<p>地域密着型金融を効果的かつ効率的に進めるため、多面的な投資効果の検証を踏まえたIT投資の適正性の確保に留意しつつ、ITの戦略的な活用に向けた取組みを推進する。</p>	<p>ITを効果的かつ効率的に活用することによって、業務の効率化およびリスク管理の高度化等を推進する。</p> <p>適正規模の投資水準を確保するため、投資効率の多面的な検証方法の導入を推進する。</p>	<p>「融資支援システム」の全面稼働・活用により、信用格付・資産査定、稟議手続き等の融資業務効率化等を推進</p> <p>「営業支援システム」の稼働・活用により、各種情報の集約化、営業活動の効率化を推進</p> <p>「契約書集中保管システム」(事業性融資契約書)の開発を推進</p> <p>平成18年2月、行内ネットワークを更改</p> <p>パソコンデータのセンター集中保管によるセキュリティ向上と情報共有化による業務効率化のため、全店ファイルサーバーの導入を推進</p> <p>業務システム間の連携を含む先進技術や次世代システム構築に関する情報収集を実施</p> <p>「適正投資検</p>	<p>「融資支援システム」および「営業支援システム」の稼働によって、融資業務・営業活動の効率化等に向けた仕組みが整えられたため、これらの活用を推進するとともに、適宜改善や機能追加を実施する。</p> <p>「契約書集中保管システム」については、概要を決定したため、順次開発・導入を推進する。</p> <p>行内ネットワークの活用等、システムインフラの整備を推進する。</p> <p>全店ファイルサーバーの活用等、セキュリティ向上に向けた取組みを推進する。</p>
福岡	<p>顧客利便性向上、金融犯罪防止、経営管理高度化にむけ、ITの積極的な導入、活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ITノウハウ(人材)を地域企業へ還元することにより、地域企業のIT化をサポートする。(年間20社以上の支援を目標とする) 共同化による開発を大前提とし更なる投資効率性を追求する。 	<p>地域特性を活かしたコンビニATM提携先の拡大及びダイレクトチャネルの商品・サービス機能の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ITを活用したリスク管理、収益管理の高度化 地域企業へのIT化支援 共同化によるシステム構築の継続的推進 システム投資委員会の継続実施を通じた投資効率性の向上 	<p>地域特性を活かしたコンビニATM提携先の拡大及びダイレクトチャネルの商品・サービス機能の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客利便性向上策として、コンビニATM提携先拡大やインターネット等ダイレクトチャネルを活用した商品・サービスの開発を実施すると共に、顧客資産保護のための偽造キャッシュカードによる不正取引防止を軸としたセキュリティ対策を展開。 ITを活用したリスク管理、収益管理の高度化 リスク管理および収益管理の高度化を図るため、パーゼルのシステム開発、新収益管理システム更改の開発を実施。 地域企業へのIT化支 	<p>平成17年度の施策は計画通り実施。また、平成18年度稼働予定のシステム開発も順調に進捗している。</p> <p>パーゼル 対応においては、平成18年度にシステムの最終確認、および機能追加・改善を実施し、平成19年3月の規制開始に万全を期す。</p>
佐賀	<p>ITの戦略的な活用に向けた取組み</p>	<p>新営業店システムにより、OCR・イメージ処理による印鑑照合、自動精査、イメージ送信等の事務効率化機能、情報系システム顧客データベースと連携したセールス支援機能を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度下期試行店稼働 平成18年度上期全店展開開始 平成18年度下期営業店システム展開終了 収益管理システムにより、スプレッド収益をベースに定量化した信用リスクを控除した収益管理(予算・実績管理)を実施 平成18年度上期システム稼働 住宅ローン自動審査システムにより、住宅ローン審査時間の短縮、無担保ローン自動審査との一体 	<p>新営業店システムについて18年1月の試行店稼働に向け、システム開発、機器導入、作動テスト等の導入作業を実施した。予定どおり、18年1月より3か店で試行したうえで、3月より全店展開を開始した。(19年1月完了予定)</p> <p>収益管理システムについて18年度稼働に向け、17年度中に、作動テスト等の導入作業を予定どおり実施するとともに、18年度営業店収益計画策定の基礎となる17年度データを、システムに蓄積した。</p> <p>住宅ローン自動審査システムは17年10月までにシステム導入を終え、10月31日より稼働を開始した。審査</p>	<p>システム開発案件について、半年毎に経営レベルで協議し、優先順位付けを行っている。17年度は予定どおりシステム開発・導入作業を行った。</p> <p>新営業店システムは、移行計画に基づき、研修や移行作業を確実に実施し、事務の堅硬化・効率化等を実現していく。</p> <p>収益管理システムは、18年4月より稼働させ、スプレッド・信用コストを反映した営業店収益管理を実施する。</p> <p>住宅ローン自動審査システムについては、延滞及び代弁の発生状況を見ながら審査モデルの見直しを検討する。</p>
大分	<p>1.営業力強化のための営業改革にITを活用します。</p> <p>2.事務水準の向上、事務の堅硬化を定着させるための業務改革にITを活用します。</p> <p>3.顧客の保護と利便性の向上のためにITを活用します。</p>	<p>1(1)新情報系システムを拡充し、地域・組織戦略に活用します。</p> <p>(2)「住宅ローンBPRシステム」を構築し、審査のスピードアップを図ります。</p> <p>(3)インターネットバンキングを拡充します。</p> <p>2(1)融資支援システムを構築します。</p> <p>(2)ネットワークの更改やATM汎用OS化等のインフラを整備します。</p> <p>(3)新機能の開発や業務改善へのITインフラの活用を検討します。</p> <p>3:ICキャッシュカードや生体認証の導入等による安全性の向上と戦略的な活用を検討します。</p>	<p>1(1)新情報系システム拡充の基盤となる新サーバーの機器導入を行い、平成18年5月の使用開始に向け準備が整いました。</p> <p>(2)平成17年12月に「住宅ローンBPRシステム」の運用を開始しました。</p> <p>(3)平成17年10月にインターネット投資信託サービスを開始しました。</p> <p>2(1)Windows仕様のATM開発を完了し、画面が見やすくお客様にも使いやすいATMを今後設置していきます。</p> <p>3.平成18年3月にICキャッシュカードの試行を開始しました。</p>	<p>1(1)平成18年5月に新サーバーによる新情報系システムをスタートします。</p> <p>2(1)平成18年5月に融資支援システムの2次機能を開始し、10月の3次機能開始に向け開発を進めます。</p> <p>(2)Windows仕様のATMを営業店へ展開していきます。</p> <p>(3)平成18年7月試行開始予定のネットワーク更改に向けテストを進めます。</p> <p>3.ICキャッシュカードの試行範囲を広げ、評価するとともに生体認証の導入に向け検討を行います。</p>
鹿児島	<p>投資額一定以上の案件について、事前・事後評価をIT投資委員会において実施し、経営方針に基づきITの戦略的活用を継続する。</p>	<p>IT投資委員会での事前・事後評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価ルールの妥当性検証・見直し 	<p>「営業活動支援システム」の構築、自動監視業務のアウトソーシング等、7件の案件について、IT投資委員会にて事前評価を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人ローン集中審査システム、行内ネットワークブロードバンド対応について事後評価を実施 	<p>事前評価は、評価ルールに沿って実施されている</p> <p>事後評価については、一部案件のみ実施している状況。評価対象案件の選定、実施の定着化について検討を進めていく</p>